

令和 6 年 6 月

# 第 7 回 定例会 議案

西 宮 市

## 第7回（6月）定例会提案事件表

- 1 議案第181号 西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 2 議案第182号 西宮市空家等緊急安全措置条例制定の件
- 3 議案第183号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
- 4 議案第184号 西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 5 議案第185号 西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例制定の件
- 6 議案第186号 西宮市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 7 議案第187号 西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件
- 8 議案第188号 令和6年度西宮市一般会計補正予算（第3号）

### 別冊

- 9 議案第189号 令和6年度西宮市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 議案第190号 財産取得の件〔高規格救急自動車（鳴尾19、浜9、瓦木9）〕
- 11 議案第191号 財産取得の件〔災害対応特殊消防ポンプ自動車（西宮1、瓦木1）シャシ〕
- 12 議案第192号 財産取得の件〔高度救命処置用資機材（瓦木9、浜9、鳴尾19）〕
- 13 議案第193号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件
- 14 議案第194号 訴え提起の件（市営住宅明渡し等請求事件）
- 15 議案第195号 工事請負契約締結の件（江上庁舎・旧保健所解体工事）
- 16 議案第196号 工事請負契約締結の件〔（仮称）越木岩センター改築工事〕
- 17 議案第197号 工事請負契約締結の件〔幹第26号線道路改良（熊野町外）工事〕
- 18 議案第198号 工事請負契約締結の件〔幹第6号線道路改良（学文殿町2丁目外）工事〕
- 19 報告第34号 処分報告の件（市長の専決処分事項の指定に基づく専決処分）

### 別冊

- 20 報告第35号 令和5年度西宮市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 21 報告第36号 令和5年度西宮市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 22 報告第37号 令和5年度西宮市水道事業会計継続費繰越計算書
- 23 報告第38号 令和5年度西宮市水道事業会計予算繰越計算書
- 24 報告第39号 令和5年度西宮市工業用水道事業会計予算繰越計算書
- 25 報告第40号 令和5年度西宮市下水道事業会計予算繰越計算書
- 26 報告第41号 公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類提出の件
- 27 報告第42号 西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類提出の件
- 28 報告第43号 公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類提

- 出の件
- 29 報告第 4 4 号 公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類提出の件
- 30 報告第 4 5 号 一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類提出の件

別冊

- 31 報告第 4 6 号 西宮市国民保護計画の変更報告の件
- 32 報告第 4 7 号 西宮市障害福祉推進計画の策定報告の件

別冊

- 33 報告監第 8 号 現金出納検査結果報告（令和 5 年 1 2 月分～令和 6 年 2 月分）
- 34 報告監第 9 号 定期監査結果報告（令和 6 年度第 1 回）

西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市市税条例の一部を改正する条例

西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第2項中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第142条中「申請にもとづき」及びただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により事業所税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、事業所等が同項に該当することが明らかであり、かつ、事業所税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則第8項の6の次に次の1項を加える。

8の6の2 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

附則第9項の2を削り、附則第9項の3を附則第9項の2とし、附則第9項の3の2を附則第9項の3とし、同項の次に次の1項を加える。

9の3の2 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第17項の2中「附則第16項の10」を「附則第16項の10の2」に改める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第39条の2第2項の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

### (参考1)

#### ○提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

### (参考2)

#### ○西宮市市税条例（現行抄）

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告）

#### 第39条の2

2 法第348条第2項第9号若しくは第9号の2の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載し、かつ、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの（以下この項において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては、当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 学校若しくは図書館の設立、養成所の指定若しくは博物館の登録の年月日又は当該学校、図書館、養成所若しくは博物館の用に供する土地の区域変更の年月日
- (3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 直接保育若しくは教育の用に供し始めた時期、直接寄宿舎の用に供し始めた時期、直接図書館の用に供し始めた時期又は直接博物館の用に供し始めた時期
- (5) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途  
（事業所税の減免）

**第142条** 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、申請にもとづき事業所税を減免することができる。ただし減免すべき事由が明白であると認めるときは、申請をまたないで減免することができる。

## 附 則

## 9の2 削除

17の2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項に規定する申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条、第27条の2、第27条の3、第27条の5の3から第27条の5の5まで及び附則第16項の7、附則第16項の8、附則第16項の10及び附則第16項の11の規定にかかわらず、法附則第6条第5項第1号及び第2号に掲げる金額の合計額とすることができる。

西宮市空家等緊急安全措置条例制定の件

西宮市空家等緊急安全措置条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市空家等緊急安全措置条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）に対する緊急の安全措置に関し、必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。

(立入調査)

第2条 市長は、次条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

2 前項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急安全措置)

第3条 市長は、市内に所在する空家等について、適切な管理が行われていないことにより市民の生命、身体又は財産に対し危険が切迫している場合において、当該空家等の所

有者又は管理者（以下「所有者等」という。）にこれを回避するための措置を行わせる時間的な余裕がないと認めるときは、その危害が及ぶことを防止するため、当該空家等に対し、必要な最小限度の措置を自ら行い、又はその職員若しくはその委任した者に行わせることができる。ただし、法第22条第10項又は第11項の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の措置を行ったときは、当該措置に係る内容を当該措置に係る空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該通知をすべき者を確知することができないときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を行ったときは、当該措置に要した費用を当該措置に係る空家等の所有者等から徴収することができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和6年9月1日から施行する。



(参考)

○提案理由

適切な管理が行われていない空家等により、市民に危険が切迫している場合において、必要な最小限度の緊急安全措置を行うことを可能とする条例を制定するため。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（昭和42年西宮市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に改め、「、又は収容され」を削り、同条各号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

関係政令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例（現行抄）

（休業補償）

**第5条** 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、次に掲げる場合（委員会規則で定める場合に限る。）

には、その拘禁され、又は収容されている期間については、休業補償は、行わない。

- (1) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
- (2) 婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市奨学基金設置条例の一部を改正する条例

西宮市奨学基金設置条例（昭和37年西宮市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「給付し、または貸し付ける」を「給付する」に改める。

第3条の見出し中「等」を削り、同条中「基金」の次に「に属する現金」を加え、「その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充て」を削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（処分）

第4条 基金は、第1条の目的を達成するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(参考1)

○提案理由

寄附金を学資の給付の経費に充てることができるよう変更することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市奨学基金設置条例（現行抄）

（設置）

**第1条** 学習能力を有するにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対し、学資を給付し、または貸し付けるため、西宮市奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

（管理等）

**第3条** 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとし、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ、その利子（配当金を含む。）をもつて給付及び貸付けの資金に充てる。

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市教育奨学金条例の一部を改正する条例

西宮市教育奨学金条例（平成20年西宮市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第3項を削る。

第4条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第1項及び第3項中「もの」を「額」に改め、同条第4項を削る。

第10条を削る。

第9条の見出し中「等」を削り、同条中「又は貸付金額」を削り、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「交付」を「給付」に改め、同条中「交付する」を「給付する」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「又は貸付け」を削り、同条を第8条とする。

第6条の見出し中「又は貸付け」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、前項の決定を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより前条の規定により申請を行った者にその旨を通知しなければならない。

第6条第3項から第5項までを削り、同条を第7条とする。

第5条中「又は貸付け」を削り、同条を第6条とする。

第4条の2の見出し中「又は貸付け」を削り、同条中「給付し、又は貸し付ける」を「給付する」に、「第7条」を「第8条」に改め、「奨学金を給付する場合において、」を削り、同条を第5条とする。

第13条から第15条までを削る。

第12条の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分、第1号及び第2号中「又は貸付け」を削り、同項第4号中「第3条第1項各号又は第2項各号」を「第3条各号」に改め、同項第5号及び同条第2項中「又は貸付け」を削り、同条を第13条とする。

第11条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「交付」を「給付」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「交付」を「給付」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(届出義務)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 教育委員会に申請し、又は届け出た事項に変更が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定めるとき。

第16条第1項第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2項中「奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は」を削り、「給付を受ける者」の次に「及び藤田奨学金の貸付けを受ける者」を加え、同条第3項中「もの」を「額」に改め、同条第4項中「第18条第4項」を「第16条第4項」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第17条第2項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第15条とする。

第18条第1項中「第16条第1項第2号に掲げる」を「第14条第1項第2号に規定する」に改め、同条第2項中「申請に対する」を「仮の給付の」に改め、同条第3項中「第16条第1項第2号に掲げる」を「第14条第1項第2号に規定する」に改め、同条を第16条とする。

第16条の次に次の2条を加える。

(在学証明書類の提出)

第17条 廣藤奨学金の給付の決定を受けた者は、毎年度、教育委員会規則で定めるところにより在学を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

(廣藤奨学金の給付の停止)

第18条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について、廣藤奨学金の給付を停止することができる。

- (1) 廣藤奨学金の給付の決定を受けた者が休学したとき 当該休学期間
- (2) 廣藤奨学金の給付の決定を受けた者が留年したとき 進級するまでの期間
- (3) 教育委員会が廣藤奨学金の給付を停止すべき事由があると認めたとき 教育委員会が定める期間

第19条を次のように改める。

(準用)

第19条 第8条から第11条まで及び第13条の規定は、廣藤奨学金の給付について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第3条各号」とあるのは、「次条第1項各号」と読み替えるものとする。

第20条第1項第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同条第2項中「奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は」を削り、「給付を受ける者」の次に「及び藤田奨学金の貸付けを受ける者」を加え、同条第5項中「の規定により準用する第18条第4項」を「において準用する第16条第4項」に改める。

第21条を次のように改める。

(準用)

第21条 第8条から第11条まで、第13条、第15条、第16条（前条第3項第1号に掲げる高橋奨学金にあつては、第16条第1項前段に限る。）、第17条及び第18条の規定は、高橋奨学金の給付について準用する。この場合において、第13条第1項第4号中「第3条各号」とあるのは「第20条第1項各号」と、第15条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第16条第1項及び第3項中「第14条第1項第2号」とあるのは「第20条第1項第2号」と読み替えるものとする。

第22条第1項第1号中「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改め、同項第2号中「養成施設に」を「養成施設（以下「学校等」という。）に」に改め、同号ウ中「第39条第1号」を「第40条第2項第1号」に改め、同項第3号を削り、同条第3項中



「次条の規定により準用する第18条第4項」を「第26条において読み替えて準用する第16条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「もの」を「額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、廣藤奨学金又は高橋奨学金の給付を受ける者は、藤田奨学金の貸付けを受けることができない。

第23条を次のように改める。

(藤田奨学金の返還)

第23条 藤田奨学金の貸付けを受けている者(以下「藤田奨学生」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に市規則で定めるところにより貸付けを受けた藤田奨学金(第26条において読み替えて準用する第13条第2項の規定により返還すべきものを除く。)を返還しなければならない。

(1) 藤田奨学金の貸付期間が終了したとき又は第26条において読み替えて準用する第13条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月後から20年を経過するまでの間

(2) 第26条において読み替えて準用する第13条第1項第5号に該当したとき 市長が定める期間

2 藤田奨学金は、無利子とする。

第24条を第27条とし、第5章中第23条の次に次の3条を加える。

(藤田奨学金の返還の猶予)

第24条 市長は、藤田奨学生であった者が大学への進学その他の返還を猶予する正当な理由があると認めるときは、相当の期間、藤田奨学金の返還を猶予することができる。

2 藤田奨学生であった者は、前項の規定により藤田奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、市規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(藤田奨学金の返還の免除)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、藤田奨学金の返還未済額(次条において読み替えて準用する第13条第2項の規定により返還すべきものを除く。)の返還を免除することができる。

(1) 藤田奨学生又は藤田奨学生であった者が死亡したとき。

(2) 藤田奨学生又は藤田奨学生であった者が市規則で定める障害を負ったとき。

(3) 藤田奨学生であった者並びにその者と同一世帯に属するその者の配偶者及びその者の両親が貸付期間の終了した日又は貸付けの決定が取り消された日（以下「貸付終了日等」という。）後において生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。

2 藤田奨学生、藤田奨学生であった者その他市長が定める者は、前項の規定による返還の免除を受けようとするときは、市規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（準用）

第26条 第8条から第11条まで、第13条及び第15条から第18条までの規定は、藤田奨学金の貸付けについて準用する。この場合において、第8条、第9条の見出し、第13条、第15条第1項及び第16条から第18条までの規定中「給付」とあるのは「貸付け」と、第8条、第9条、第11条第3号、第15条第1項、第16条及び第17条中「教育委員会規則」とあるのは「市規則」と、第8条、第13条、第16条及び第18条第3号中「教育委員会が」とあるのは「市長が」と、第8条、第11条、第15条第1項、第16条第3項及び第17条中「教育委員会に」とあるのは「市長に」と、第9条、第10条、第13条第1項、第16条及び第18条中「教育委員会は」とあるのは「市長は」と、第9条中「給付する」とあるのは「貸し付ける」と、第10条中「給付金額」とあるのは「貸付金額」と、第13条第1項第4号中「第3条各号」とあるのは「第22条第1項各号」と、第15条第2項中「前条第1項第2号に規定する大学」とあり、及び第16条中「第14条第1項第2号に規定する大学」とあるのは「第22条第1項第2号に規定する学校等」と読み替えるものとする。

付則第3条を削る。

付則第4条中「第23条の規定により準用する第15条第1項」を「第25条第1項」に、「付則第2条第2項」を「前条第2項」に、「第23条の規定により準用する第12条第2項」を「第26条において読み替えて準用する第13条第2項」に改め、同条第3号中「同一世帯にある」を「同一世帯に属する」に改め、同条第5号を削り、同条第6号ア中「学校又は養成施設」を「学校等」に改め、「受けた期間」の次に「（以下「貸付期間」という。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条を付則第3条とする。

## 付 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に改正前の西宮市教育奨学金条例（以下「改正前条例」という。）第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定を受けている者（改正前条例付則第2条第2項の規定により、改正前条例第6条第1項又は第5項の規定により奨学金の貸付けの決定がなされたものとみなされる者を含む。）の奨学金の貸付け、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。

### （参考1）

#### ○提案理由

奨学金の貸付け募集を廃止すること等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

### （参考2）

#### ○西宮市教育奨学金条例（現行抄）

（奨学金の対象者）

#### 第3条

2 奨学金は、次に掲げる要件に該当する者に貸し付けるものとする。

（1）前項第1号及び第2号に該当すること。

（2）学校教育法第1条に規定する大学（大学院を含む。以下この章において同じ。）その他教育委員会規則で定める学校に在学していること。

3 前項の規定にかかわらず、廣藤奨学金若しくは高橋奨学金の給付を受ける者又は藤田奨学金の貸付けを受ける者は、奨学金の貸付けを受けることができない。

（奨学金の給付又は貸付けの金額）

第4条 奨学金として給付する金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。

3 前項の遺児給付金の金額は、月額11,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。

4 奨学金として貸し付ける金額は、月額14,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。

（奨学金の給付又は貸付けの期間）

第4条の2 奨学金を給付し、又は貸し付ける期間は、第7条に規定する奨学生に係る教育課程の修業年限（奨学金を給付する場合において、修業年限が4年を超えるときは、4年）を超えない期間とする。

（奨学金の申請）

第5条 奨学金の給付又は貸付けを受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。

（奨学金の給付又は貸付けの決定等）

#### 第6条

2 教育委員会は、前条の規定により申請を行った者（次項において「申請者」という。）が当該申請を行った日（以下この項において「申請日」という。）に第3条第2項第2号に規定する学校に在学していない場合において申請日の属する年度の翌年度に当該学校に入学する見込みがあるときは、仮の貸付けの決定を行うことができる。

3 教育委員会は、第1項の決定（前項の規定による仮の貸付けの決定を含む。）を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定め

るところにより申請者にその旨を通知しなければならない。

4 第2項の規定により仮の貸付けの決定を受けた者は、当該決定のあった日の属する年度の翌年度に第3条第2項第2号に規定する学校に入学したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

5 教育委員会は、前項の規定により書類が提出されたときは、貸付けの決定を行うものとする。

(誓約書等の提出)

**第7条** 奨学金の給付又は貸付けの決定を受けた者(以下「奨学生」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより誓約書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

**第8条** 教育委員会は、前条の規定により書類が提出されたときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより奨学金を交付するものとする。

(奨学金の給付金額等の変更)

**第9条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学金の給付金額又は貸付金額を変更することができる。

(届出義務)

**第10条** 奨学生(奨学金の給付の決定を受けた者を除く。)は、毎年度、教育委員会規則で定めるところにより在学を証明する書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 教育委員会に届け出た書類の記載事項に変更が生じたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定めるとき。

(奨学金の交付の停止)

**第11条** 教育委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について、奨学金の交付を停止することができる。

- (2) 奨学生が留年したとき 進級するまでの期間
- (3) 教育委員会が奨学金の交付を停止すべき事由があると認めたとき 教育委員会が定める期間

(奨学金の給付又は貸付けの決定の取消し等)

**第12条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付又は貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 奨学生が偽りその他不正な方法により、奨学金の給付又は貸付けの決定を受けたとき。
- (2) 奨学生が奨学金の給付又は貸付けを辞退したとき。
- (4) 奨学生が第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学生に対し奨学金の給付又は貸付けを行うことが適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により奨学金の給付又は貸付けの決定を取り消された奨学生は、既に奨学金の給付又は貸付けを受けているときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を直ちに返還しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当したとき 既に給付又は貸付けを受けた奨学金(以下この項において「既払奨学金」という。)の全額
- (2) 前項第2号から第4号までに該当したとき 既払奨学金のうち同項第2号から第4号までに該当した日の属する月の翌月分以後に係る部分
- (3) 前項第5号に該当したとき 既払奨学金のうち教育委員会が定める金額

(奨学金の返還)

**第13条** 奨学金の貸付けを受けている奨学生(以下「貸付奨学生」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に教育委員会規則で定めるところにより貸付けを受けた奨学金(前条第2項の規定により返還すべきものを除く。)を返還しなければならない。

- (1) 学校を卒業し、又は奨学金の貸付期間が終了したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月後から10年を経過するまでの間
- (2) 前条第1項第2号から第4号までに該当したとき 当該日の属する月の翌月から起算して6月後から10年を経過するまでの間
- (3) 前条第1項第5号に該当したとき 教育委員会が定める期間

2 貸付奨学生は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

3 奨学金は、無利子とする。

(奨学金の返還の猶予)

**第14条** 教育委員会は、貸付奨学生であった者が大学への進学その他の返還を猶予する正当な理由があると認めるときは、相当の期間、奨学金の返還を猶予することができる。

2 貸付奨学生であった者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。

(奨学金の返還の免除)

**第15条** 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還未済額（第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。

(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。

(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が教育委員会規則で定める障害を負ったとき。

(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が貸付期間の終了した日又は貸付けの決定が取り消された日（以下「貸付終了日等」という。）後において生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助（以下「生活扶助」という。）を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。

2 貸付奨学生、貸付奨学生であった者その他教育委員会が定める者は、前項の規定による返還の免除を受けようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。

(廣藤奨学金の対象者等)

**第16条** 廣藤啓補氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に廣藤奨学金を給付するものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は高橋奨学金の給付を受ける者は、廣藤奨学金の給付を受けることができない。

3 廣藤奨学金として給付する金額は、月額12,000円を超えない範囲内において教育委員会規則で定めるものとする。

4 廣藤奨学金を給付する期間は、第18条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。

(廣藤奨学金の申請)

### 第17条

2 前項の規定による申請は、翌年度に前条第1項第2号に掲げる大学に入学しようとする者が行うことができるものとし、既に大学に在学している者は、申請することができない。

(廣藤奨学金の給付の決定等)

**第18条** 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、教育委員会が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うものとする。この場合において行う給付の決定は、第16条第1項第2号に掲げる大学に入学することを条件とする仮の給付の決定とする。

2 教育委員会は、申請に対する決定を行ったときは、速やかに、教育委員会規則で定めるところにより前条第1項の規定により申請を行った者にその旨を通知しなければならない。

3 仮の給付の決定を受けた者は、当該決定のあった日の属する年度の翌年度に第16条第1項第2号に掲げる大学に入学したときは、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(準用規定)

**第19条** 第7条から第12条までの規定は、廣藤奨学金の給付について準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第16条第1項各号」と読み替えるものとする。

(高橋奨学金の対象者等)

**第20条** 高橋郁子氏から寄付を受けた2億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に高橋奨学金を給付するものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金若しくは藤田奨学金の貸付けを受ける者又は廣藤奨学金の給付を受ける者は、高橋奨学金の給付を受けることができない。

5 第3項第2号に掲げる高橋奨学金を給付する期間は、次条の規定により準用する第18条第4項の規定により給付の決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。

(準用規定)

**第21条** 第7条から第12条まで、第17条及び第18条の規定は、高橋奨学金の給付について準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「給付」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「給付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第20条第1項各号」と、第17条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第18条第1項及び第3項中「第16条第1項第2号」とあるのは「第20条第1項第2号」と読み替えるものとする。

(藤田奨学金の対象者等)

**第22条** 藤田亀太郎氏から寄付を受けた1億円の利息をもって同氏の寄付の趣旨に沿い、次に掲げる要件に該当する者に藤田奨学金を貸し付けるものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に該当すること。

(2) 次に掲げるいずれかの学校又は養成施設に在学していること。

ウ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号に規定する学校又は養成施設(修業年限が2年以上のものに限る。)

(3) 他の奨学資金の給付又は貸付けを受けていないこと。

2 藤田奨学金として貸し付ける金額は、月額48,000円を超えない範囲内において市規則で定めるものとする。

3 藤田奨学金を貸し付ける期間は、次条の規定により準用する第18条第4項の規定により貸付けの決定を受けた者に係る教育課程の修業年限を超えない期間とする。

(準用規定)

**第23条** 第7条から第15条まで、第17条及び第18条の規定は、藤田奨学金の貸付けについて準用する。この場合において、第7条及び第12条中「給付又は貸付け」とあるのは「貸付け」と、第7条、第8条、第10条、第13条第1項及び第2項、第14条第2項、第15条、第17条第1項並びに第18条第2項及び第3項中「教育委員会規則」とあるのは「市規則」と、第7条、第11条、第12条、第13条第1項及び第2項、第15条第2項並びに第18条第1項及び第3項中「教育委員会が」とあるのは「市長が」と、第7条、第10条、第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第17条第1項及び第18条第3項中「教育委員会に」とあるのは「市長に」と、第8条、第9条、第11条、第12条第1項、第14条第1項、第15条第1項並びに第18条第1項、第2項及び第4項中「教育委員会は」とあるのは「市長は」と、第9条中「給付金額又は貸付金額」とあるのは「貸付金額」と、第12条第1項中「第3条第1項各号又は第2項各号」とあるのは「第22条第1項各号」と、第13条第1項中「前条第2項」とあるのは「第23条の規定により準用する前条第2項」と、「10年」とあるのは「20年」と、第15条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第23条の規定により準用する第12条第2項」と、第17条第1項並びに第18条第1項、第3項及び第4項中「給付」とあるのは「貸付け」と、第17条第2項中「前条第1項第2号」とあり、並びに第18条第1項及び第3項中「第16条第1項第2号」とあるのは「第22条第1項第2号」と、第17条第2項並びに第18条第1項及び第3項中「大学」とあるのは「学校又は養成施設」と読み替えるものとする。

#### 付 則

(奨学金の返還免除の特例)

**第3条** 教育委員会は、第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定によりこの条例が適用される奨学金の貸付けに係る返還未済額(第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。)の返還を免除することができる。

(1) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が死亡したとき。

(2) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる障害程度が1級若しくは2級の認定を受けたとき又は都道府県知事による重度知的障害の認定を受けたとき。

(3) 貸付奨学生であった者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。

ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。

イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。

(4) 貸付奨学生又は貸付奨学生であった者が前3号に準じる状態であると教育委員会が認めたとき。

(5) 貸付奨学生であった者が奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後5年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。

(6) 貸付奨学生であった者が次に掲げる要件に該当するとき。

ア 西宮市立学校園の教育職員(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第2条第1項に規定する教育職員をいう。)の職に就き、かつ、3年以上継続してその職にあること。

イ 奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、貸付けを受けた奨学金の2分の1に相当す

る金額以上の金額を返還していること。

(藤田奨学金の返還免除の特例)

**第4条** 市長は、第23条の規定により準用する第15条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、付則第2条第2項の規定によりこの条例が適用される藤田奨学金の貸付けに係る返還未済額（第23条の規定により準用する第12条第2項の規定により返還すべきものを除く。）の返還を免除することができる。

(3) 藤田奨学金の貸付けを受けた者並びにその者と同一世帯にあるその者の配偶者及びその者の両親が次に掲げるいずれかの状態にあるとき。

ア 貸付終了日等後において生活扶助を受けることとなり、かつ、その状態が3年以上継続しているとき。

イ 貸付終了日等の属する年度の翌々年度以後において市民税が非課税となり、その状態が3年以上継続しているとき。

(5) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が藤田奨学金の返還について各納期に遅延することなく返還すべき金額を返還し、かつ、返還開始後10年以内に貸付けを受けた奨学金の3分の2に相当する金額以上の金額を返還したとき。

(6) 藤田奨学金の貸付けを受けた者が次に掲げる要件に該当するとき。

ア 学校又は養成施設を卒業した後、西宮市内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭若しくは養護教諭の職に就き、又は西宮市内にある福祉施設において理学療法士、作業療法士、介護福祉士、看護師若しくは保健師の職に就き、若しくは介護等を主とする職務に従事し、かつ、藤田奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上の期間継続してその職に就き、又はその職務に従事していること。

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市都市公園条例の一部を改正する条例

西宮市都市公園条例（昭和32年西宮市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条中「法第5条第1項」を「次条に定めるものを除き、法第5条第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第11条の2 第3条第1項若しくは第3項の許可（第20条第1号に掲げる都市公園における行為に係るものに限り、第3条第1項第5号に掲げる行為に係るものを除く。）

若しくは第8条第1項の規定による有料公園施設（西宮市鳴尾浜臨海公園海づり広場に限る。）の利用許可を受けた者又は公園駐車場（西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場に限る。）を利用する者は、第20条の規定により同条第1号に掲げる都市公園の管理を行う指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金の額については、別表第3、別表第7及び別表第8に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。



第20条第1号中「市道鳴第448号線より南側の」を「西宮市鳴尾浜臨海公園海づくり広場及び西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場に係る」に改める。

第20条の2第2号中「に係る申請の受理及び許可書の交付」を削る。

別表第1中

「

西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場	西宮市鳴尾浜2丁目
西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目

」

を

「

西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目
-------------------	-----------

」

に改める。

別表第3を削る。

別表第2の2中「第11条」の次に「、第11条の2」を加え、同表備考中「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同表を別表第3とする。

別表第7中「第11条」の次に「、第11条の2」を、「使用料」の次に「又は利用料金」を加え、同表の次に次の1表を加える。

別表第8（第11条の2関係）

西宮市鳴尾浜臨海公園

施設名	区分		利用料金（入場1回当たり）
海づくり広場	釣り	高校生以上	300円
		小学生及び中学生	150円
	見学（小学生以上）		100円

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の西宮市都市公園条例の規定による利用料金の額の設定その他の準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。
- 3 改正前の西宮市都市公園条例の規定により発行された西宮市鳴尾浜臨海公園海づり広場の利用に係る回数券については、令和10年3月31日までの間、引き続き使用することができる。
- 4 この条例の施行の際、現に西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場及び西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場を利用している者で、この条例の施行の日以後に退場するものに係る同日前の利用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

(参考1)

○提案理由

指定管理者に管理を行わせる都市公園の変更及び利用料金制の導入等に伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市都市公園条例（現行抄）

（使用料）

**第11条** 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項本文の許可、第3条第1項若しくは第3項の許可（同条第1項第5号に掲げる行為に係るものを除く。）若しくは第8条第1項の規定による有料公園施設の利用許可を受けた者又は公園駐車場を利用する者は、別表第2から別表第7までに掲げる額の使用料を納付しなければならない。

（指定管理者）

**第20条** 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に次に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

- (1) 西宮市鳴尾浜臨海公園（市道鳴第448号線より南側の部分に限る。）

（指定管理者が行う業務の範囲）

**第20条の2** 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (2) 第8条第1項に規定する有料公園施設等の利用の許可に係る申請の受理及び許可書の交付に関する事務を行うこと。

**別表第1**（第7条関係）

	名称	所在地
公園駐車場	西宮市鳴尾浜臨海公園南地区東駐車場	西宮市鳴尾浜2丁目
	西宮市鳴尾浜臨海公園南地区西駐車場	西宮市鳴尾浜3丁目

（該当部分のみ抜粋）

**別表第2の2**（第11条関係）

備考

- 1 使用料が日額で定められているものについて、行為期間に1日未満の端数時間がある場合は、1日として計算する。
- 2 使用料が時間額で定められているものについて、行為時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。

- 3 使用する面積にこの表に定める単位に満たない端数がある場合は、当該単位に切り上げて計算する。
- 4 使用料の額が100円に満たない場合にあつては、これを100円とする。

(該当部分のみ抜粋)

**別表第3** (第11条関係)

西宮市鳴尾浜臨海公園

名称	区分		使用料 (入場1回当たり)
海づり広場	釣り	高校生以上	300円
		小学生及び中学生	150円
	見学 (小学生以上)		100円

備考 使用料については、回数券を発行することができるものとし、その額は、この表に掲げる使用料の額に当該回数券の利用回数を乗じて得た額を超えない範囲内で、規則で定める。

**別表第7** (第11条関係)

使用料	
公園駐車場	駐車時間が1時間までの場合は100円とし、駐車時間が1時間を超える場合は、その超える30分までごとに100円を加算した額とする。

備考 使用料は、1回につき1日当たり1,000円(西宮市北山公園駐車場にあつては、800円)を上限とする。

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例制定の件

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

西宮市条例第 号

西宮市附属機関条例の一部を改正する条例

西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条の6（見出しを含む。）中「西宮浜総合公園内公園施設設置・管理事業者選定委員会」を「西宮市都市公園Park-PFI事業者選定委員会」に改める。

別表中

「

西宮浜総合公園内公園施設設置・管理事業者選定委員会	西宮浜総合公園内のにぎわい創出ゾーンにおける公園施設の設置及び管理に係る事業者の選定基準の策定及び事業者の選定についての審議
---------------------------	--

」

を

「

西宮市都市公園Park-PFI事業者選定委員会	西宮市都市公園におけるPark-PFI事業者の選定基準の策定及びPark-PFI事業者の選定についての審議
-------------------------	---

に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考1)

○提案理由

P a r k－P F I 制度を想定した選定委員会の対象公園を全ての都市公園に拡大することに伴い、所要の規定の整備を行うため。

(参考2)

○西宮市附属機関条例（現行抄）

（西宮浜総合公園内公園施設設置・管理事業者選定委員会の特例）

**第28条の6** 西宮浜総合公園内公園施設設置・管理事業者選定委員会における第3条第1項から第4項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第1項、第3項及び第4項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

別表（第1条、第2条、第22条、第23条、第28条の4、第44条、第46条の3、第47条関係）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
市長	地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項	西宮浜総合公園内公園施設設置・管理事業者選定委員会	西宮浜総合公園内のにぎわい創出ゾーンにおける公園施設の設置及び管理に係る事業者の選定基準の策定及び事業者の選定についての審議	5人	学識経験者

（該当部分のみ抜粋）

令和6年度 西宮市一般会計補正予算  
( 第3号 )

令和6年度 西宮市の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

( 歳入歳出予算の補正 )

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684,438千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ207,945,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

( 債務負担行為の補正 )

第2条 債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
45 国庫支出金		42,774,881	3,320	42,778,201
	10 国庫補助金	9,922,230	1,320	9,923,550
	15 国庫委託金	103,513	2,000	105,513
50 県支出金		13,710,111	7,732	13,717,843
	10 県補助金	2,313,079	7,732	2,320,811
65 繰入金		8,616,955	126,388	8,743,343
	05 繰入金	8,616,955	126,388	8,743,343
75 諸収入		6,465,275	546,998	7,012,273
	90 雑入	5,234,123	546,998	5,781,121
歳 入 合 計		207,261,203	684,438	207,945,641

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		21,966,948	112,451	22,079,399
	05 総務費	18,169,026	112,451	18,281,477
15 民生費		99,095,203	11,980	99,107,183
	20 障害福祉費	19,926,701	9,340	19,936,041
	25 生活保護費	15,358,687	2,640	15,361,327
20 衛生費		20,201,330	556,275	20,757,605
	03 保健費	6,997,831	556,275	7,554,106
50 教育費		24,291,323	3,732	24,295,055
	05 教育総務費	3,709,240	2,888	3,712,128
	20 特別支援学校費	456,486	844	457,330
歳 出 合 計		207,261,203	684,438	207,945,641



## 第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ノ ー ト パ ソ コ ン 端 末 賃 借 料	令和7～10年度	22,477
学 校 施 設 包 括 管 理 業 務	令和7～11年度	4,267,320



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳入

(款) 45 国庫支出金  
(項) 10 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	42,774,881	3,320	42,778,201
	10	国庫補助金	9,922,230	1,320	9,923,550
		15 民生費国庫補助金	1,762,175	1,320	1,763,495
	15	国庫委託金	103,513	2,000	105,513
		10 総務費国庫委託金	1,871	2,000	3,871
50		県支出金	13,710,111	7,732	13,717,843
	10	県補助金	2,313,079	7,732	2,320,811
		20 衛生費県補助金	166,157	5,000	171,157
		50 教育費県補助金	68,174	2,732	70,906
65		繰入金	8,616,955	126,388	8,743,343
	05	繰入金	8,616,955	126,388	8,743,343
		基金繰入金	8,615,120	126,388	8,741,508
75		諸収入	6,465,275	546,998	7,012,273
	90	雑収入	5,234,123	546,998	5,781,121
		雑収入	5,159,808	546,998	5,706,806

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
25	生活保護費補助金	1,320	(健康福祉局) 生活困窮者就労準備支援事業費 1,320
05	総務費委託金	2,000	(総務局) 自主防災組織等活性化推進事業委託金 2,000
03	保健費補助金	5,000	(健康福祉局) 带状疱疹ワクチン接種費用助成事業費 5,000
05	教育総務費補助金	1,888	(教育委員会) 不登校児童生徒支援員配置事業費 1,888
18	特別支援学校費補助金	844	(教育委員会) 公立学校情報機器整備事業費 844
05	基金繰入金	126,388	(財務局) 財政基金繰入金 126,388
90	雑入	546,998	(健康福祉局) 新型コロナワクチン接種費用助成金 545,998  (教育委員会) リーディングDXスクール事業費 1,000

2 歳 出

(款) 10 総務費  
(項) 05 総務費

10	05	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	21,966,948	112,451	22,079,399	2,000	110,451
	05	総 務 費	18,169,026	112,451	18,281,477	2,000	110,451
	07	企 画 費	744,901	104,353	849,254		104,353
	70	防災対策費	622,782	2,000	624,782	国庫支出金 2,000	
	80	諸 費	419,851	6,098	425,949		6,098

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	104,353	(政策局) 620301 行政経営推進事務経費 104,353 12 委託料 104,353 行政経営推進関係委託料 104,353
10 需用費	400	(総務局) 560101 防災啓発事業経費 2,000
12 委託料	1,600	10 需用費 400 消耗品費 400 12 委託料 1,600 自主防災組織等活性化推進事業委託料 1,600
18 負担金補助 及び交付金	6,098	(政策局) 380301 国際交流協会補助事業経費 6,098 18 負担金補助及び交付金 6,098 国際交流協会補助金 6,098

(款) 15 民生費  
(項) 20 障害福祉費

15	20	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			民生費	99,095,203	11,980	99,107,183	1,320	10,660
			障害福祉費	19,926,701	9,340	19,936,041		9,340
			障害援護費	18,634,056	9,340	18,643,396		9,340
			生活保護費	15,358,687	2,640	15,361,327	1,320	1,320
			生活保護総務費	869,322	2,640	871,962	国庫支出金 1,320	1,320

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	1,620	(健康福祉局)
21 補償補填及び賠償金	7,720	330207 地域生活支援事業経費 9,340
		12 委託料 1,620
		障害者相談支援事業委託料 1,620
		21 補償補填及び賠償金 7,720
		障害者相談支援事業補償金 7,720
12 委託料	2,640	(健康福祉局)
		900405 一般事務経費 2,640
		12 委託料 2,640
		生活保護システム関係委託料 2,640



(款) 20 衛生費  
(項) 03 保健費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
20		衛生費	20,201,330	556,275	20,757,605	550,998	5,277
	03	保健費	6,997,831	556,275	7,554,106	550,998	5,277
		15 保健予防費	4,139,448	556,275	4,695,723	県支出金 5,000  諸収入 545,998	5,277

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役 務 費	275	(健康福祉局)
12 委 託 料	544,439	370101 予防接種事業経費
19 扶 助 費	11,561	11 役務費
		口座振込手数料
		12 委託料
		新型コロナウイルス関係委託料
		19 扶助費
		定期予防接種費用助成費
		带状疱疹ワクチン接種費用助成費

(款) 50 教育費  
 (項) 05 教育総務費

50	05	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	24,291,323	3,732	24,295,055	3,732	
	05	教育総務費	3,709,240	2,888	3,712,128	2,888	
	20	教育指導費	769,546	1,888	771,434	県支出金 1,888	
	30	総合教育センター費	865,767	1,000	866,767	諸収入 1,000	
	20	特別支援学校費	456,486	844	457,330	844	
	05	学校管理費	273,362	844	274,206	県支出金 844	

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
07 報償費	1,848	(教育委員会)	
11 役務費	40	220511 不登校児童生徒支援事業経費	1,888
		07 報償費	1,848
		各種謝金	1,848
		11 役務費	40
		損害保険料	40
08 旅費	960	(教育委員会)	
10 需用費	40	220701 研究・研修事業経費	1,000
		08 旅費	960
		普通旅費	960
		10 需用費	40
		消耗品費	40
10 需用費	95	(教育委員会)	
17 備品購入費	749	220801 特別支援学校管理運営事務経費	844
		10 需用費	95
		消耗品費	95
		17 備品購入費	749
		学校備品費	749

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
および当該年度以降の支出予定額等に

追 加

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支出額		令和6年度以降の 支出(見込)額	
		期 間	金 額	期 間	金 額
ノートパソコン端末賃借料	22,477			7~10	22,477
学校施設包括管理業務	4,267,320			7~11	4,267,320

( 参 考 )

1. ノートパソコン端末賃借料 22,477,000円  
 (令和7年度~令和10年度)  
 職員用ノートパソコンの賃借料  
 総 事 業 費 24,082,000 円の一部
  
2. 学校施設包括管理業務 4,267,320,000円  
 (令和7年度~令和11年度)  
 西宮市立学校施設包括管理業務の委託

のについての前年度末までの支出額  
 関する調書

(単位：千円)

左 の 財 源 内			訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
			22,477
		73,965	4,193,355

財産取得の件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 高規格救急自動車（鳴尾19、浜9、瓦木9）

数 量 3台

2 買入価格

金60,918,000円

3 買入れの相手方

神戸市長田区二番町4丁目50

兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部

4 買入れの目的

高規格救急自動車3台の更新整備に係る車両購入のため。

(参考1)

(1) 納 期 令和7年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局整備センター

(参考2)

入札結果表

令和6年5月10日執行		
名 称 高規格救急自動車(鳴尾19、浜9、瓦木9)		
予 定 価 格 金68,194,318円(入札書比較価格 金61,994,835円)		
最低制限価格 金 ————— 円(入札書比較価格 金 ————— 円)		
入 札 者	入札価格(単位:円)	備 考
兵庫日産自動車 株式会社 法人営業部	55,380,000	落 札
兵庫トヨタ自動車 株式会社 特販営業所	61,800,000	
有限会社 岡本ポンプ	62,850,000	



財産取得の件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 災害対応特殊消防ポンプ自動車（西宮1、瓦木1）シャシ  
数 量 2台

2 買入価格

金17,805,561円

3 買入れの相手方

神戸市東灘区向洋町西4-4  
いすゞ自動車近畿 株式会社 神戸支店

4 買入れの目的

災害対応特殊消防ポンプ自動車2台の更新整備に係る車両購入のため。

(参考1)

(1) 納 期 令和7年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局整備センター

(参考2)

入札結果表

令和6年5月10日執行		
名 称 災害対応特殊消防ポンプ自動車(西宮1、瓦木1)シャシ		
予 定 価 格 金22,719,400円(入札書比較価格 金20,654,000円)		
最低制限価格 金 _____ 円(入札書比較価格 金 _____ 円)		
入 札 者	入札価格(単位:円)	備 考
いすゞ自動車近畿 株式会社 神戸支店	16,186,874	落 札

財産取得の件

下記のとおり動産を買い入れる。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 動産の種別及び数量

動産の種別 高度救命処置用資機材（瓦木9、浜9、鳴尾19）

数 量 一式3台分

2 買入価格

金38,775,000円

3 買入れの相手方

神戸市中央区港島中町2丁目2番1

日本船舶薬品 株式会社 神戸支店

4 買入れの目的

高規格救急自動車3台の更新整備に伴い、当車に積載する資機材を購入するため。

(参考1)

(1) 納 期 令和7年3月31日

(2) 納入場所 西宮市消防局救急課

(参考2)

入札結果表

令和6年5月10日執行		
名 称 高度救命処置用資機材（瓦木9、浜9、鳴尾19）		
予 定 価 格 金38,801,713円（入札書比較価格 金35,274,285円）		
最低制限価格 金 _____ 円（入札書比較価格 金 _____ 円）		
入 札 者	入札価格（単位：円）	備 考
日本船舶薬品 株式会社 神戸支店	35,250,000	落 札

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関して、次のとおり関係地方公共団体と協議するため、議決を求める。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(参考1)

○提案理由

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うことについて、関係地方公共団体と協議するため。

(参考2)

○兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（現行抄）

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、当該事務のうち、別表第1に定める事務は、関係市町が処理する。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

（広域連合の経費の支弁の方法）

第17条

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表第2の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

別表第1（第4条関係）

- (1) 被保険者の資格の管理に関する申請及び届出の受付
- (2) 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- (3) 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- (4) 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- (5) 保険料に関する申請の受付
- (6) 前各号に掲げる事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

(該当部分のみ抜粋)

(参考3)

○地方自治法

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

訴え提起の件

下記のとおり訴えを提起する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石井 登志郎

記

1 訴えの事件名

市営住宅明渡し等請求事件

2 訴えの相手方

(1)\*\*\*\*\*

\*\* \*\*

(2)\*\*\*\*\*

\*\* \*\*

3 訴えの趣旨

(1)次に掲げる市営住宅の明渡しを求める。

ア 相手方(1)にあつては当該住所地の市営住宅

イ 相手方(2)にあつては\*\*\*\*\*

(2)次に掲げる金員の支払を求める。

ア 相手方(1)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

イ 相手方(2)にあつては滞納家賃、家賃相当損害金及び延滞金

(3)相手方(1)及び(2)にあつては滞納家賃等の全額を支払い、以後の家賃を滞納せず  
に支払うと申し出た場合、この項(1)及び(2)の規定にかかわらず、市は当該市  
営住宅を対象とした訴え提起前の和解を申し立てることができる。



#### 4 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(参考)

##### ○訴えを提起する理由

市営住宅の入居者である相手方(1)及び(2)にあつては家賃等を長期にわたり滞納し、市の催告にもかかわらずこれに応じないため、訴えを提起するものである。

## 工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

## 記

1 契約の目的	江上庁舎・旧保健所解体工事
2 契約金額	金376,200,000円
3 契約の相手方	西宮市高松町20番21号 株式会社 松田組

## (参考)

(1) 工 期 令和7年12月26日

(2) 工事場所 西宮市江上町

(3) 工事概要 解体工事

## 江上庁舎

庁舎：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）

地上4階建 延床面積 1,821㎡

プレハブ倉庫：鉄骨造 平屋建 延床面積 127㎡

倉庫：コンクリートブロック造 平屋建 延床面積 47㎡

## 旧保健所

本館：鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 2,184  
m<sup>2</sup>

車庫棟：鉄骨造 地上2階建 延床面積 337 m<sup>2</sup>

外構整備工事

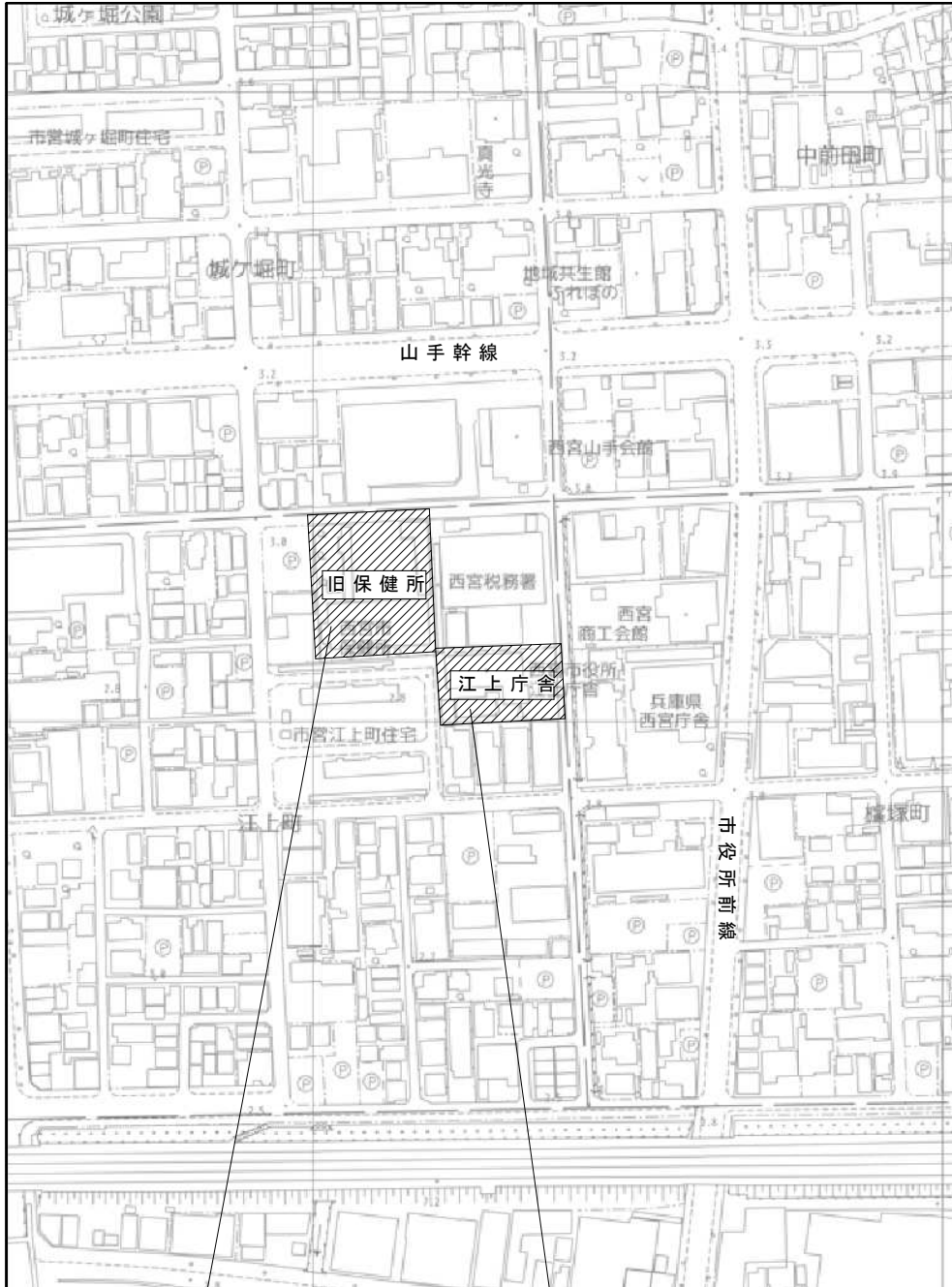
入札結果表

令和6年3月8日 開札、入札参加資格の審査後に令和6年3月13日 一般競争入札により決定			
名 称 江上庁舎・旧保健所解体工事			
予 定 価 格 金382,030千円 (入札書比較価格 金347,300千円)			
最低制限価格 金351,467千円 (最低制限比較価格 金319,516千円)			
入 札 者	入札価格 (単位: 千円)		備 考
	1回目	2回目	
株式会社 松田組	372,000	342,000	落 札
株式会社 巨勢工務店	446,000	368,900	
三日月建設 株式会社	434,960		辞 退
株式会社 平塚工務店	475,000		辞 退
日光建設工業 株式会社			辞 退

契約業者経歴表

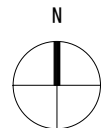
(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 松田組		
2	資 本 金	72,000		
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,288,496	
		土木一式工事	1,003,370	
		その他工事	682	
		計	2,292,548	
4	本市以外の 主要工事	もりのおと小規模保育園新築工事	109,400	
		雲雀丘花屋敷運輸ビル寝室他設備改良工事のうち建築工事	94,000	
		六甲変電所耐震補強工事のうち建築工事	117,700	
		南茨木阪急ビル解体に伴う南茨木駅橋上駅舎耐震性能維持工事のうち建築工事	40,700	
5	本市に対する 主要工事	生瀬小学校体育館・特別教室棟大規模改修他建築工事	103,400	
		市営住宅池田町外壁改修他工事	160,600	
		津門保育所・津門児童館改築工事（JV工事比率70%）	621,500	
		段上小学校大規模改修他工事（JV工事比率70%）	1,306,800	
6	現在施 工中の 工事	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事	186,780	
		本市に 対 する 分	瓦木小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,430,000
		今津小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率40%）	1,412,400	
	本市以外 に対する 分	市営城ヶ堀町住宅整備工事（JV工事比率70%）	1,212,200	
		該当なし		

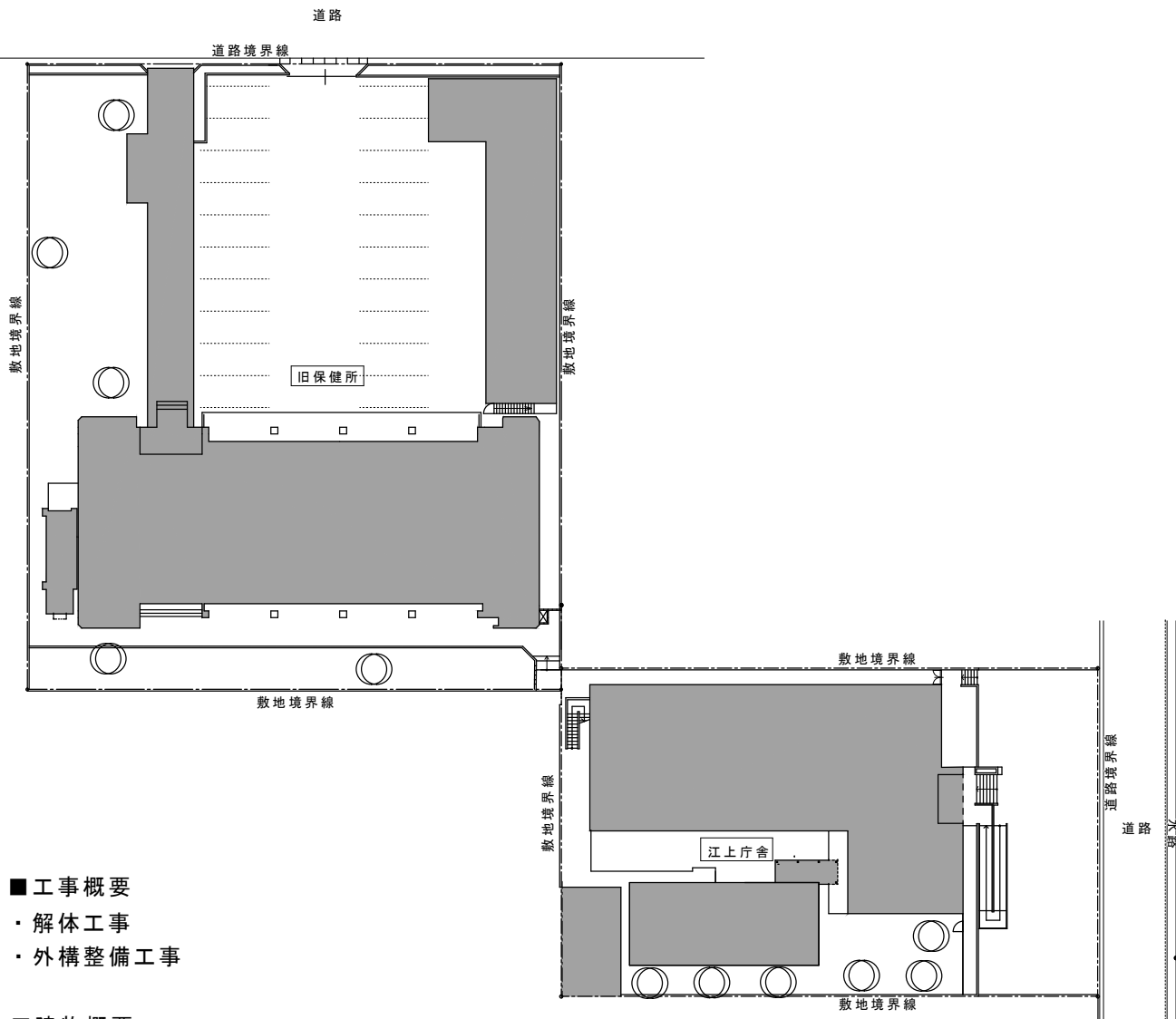


工事場所：旧保健所  
西宮市江上町3-26

工事場所：江上庁舎  
西宮市江上町3-40



江上庁舎・旧保健所解体工事 付近見取図 (1/2500)



■ 工事概要

- ・ 解体工事
- ・ 外構整備工事

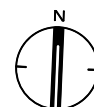
■ 建物概要

・ 江上庁舎

庁舎 : 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 地上4階建 延床面積 1821㎡  
 その他付属棟 : 延床面積 174㎡

・ 旧保健所

本館 : 鉄筋コンクリート造 地上3階建 延床面積 2184㎡  
 その他付属棟 : 延床面積 337㎡



江上庁舎・旧保健所解体工事 配置図 (1/600)

## 工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

## 記

1 契約の目的	(仮称) 越木岩センター改築工事
2 契約金額	金1,180,300,000円
3 契約の相手方	西宮市東町1丁目10番27号 三日月建設・国松工務店 特定建設工事共同企業体

## (参考)

(1) 工 期 令和8年4月15日

(2) 工事場所 西宮市樋之池町

(3) 工事概要 新築工事

(仮称) 越木岩センター新築

RC造一部木造S造 3階建、建築面積 748.21㎡、

延べ面積 1,789.73㎡、EV設置工事含む

外構工事一式

解体工事

越木岩公民館解体工事 一式、西宮市立中央図書館越木岩分室解体



工事 一式、西宮市消防団越木岩分団車庫解体工事 一式

入札結果表

令和6年5月10日 開札、落札者なしのため、随意契約（8号）により交渉、同日決定				
名 称 (仮称) 越木岩センター改築工事				
予 定 価 格 金1,180,300千円 (入札書比較価格 金1,073,000千円)				
調査基準価格 金1,085,876千円 (調査基準比較価格 金987,160千円)				
失格基準価格 金1,023,080千円 (失格基準比較価格 金930,073千円)				
入 札 者	入札価格 (単位：千円)		打切後 随意契約 (単位：千円)	備 考
	1回目	2回目		
三日月建設・国松 工務店 特定建設 工事共同企業体	1,130,000	1,098,000	1,073,000	決 定

契約業者経歴表

(単位：千円)

1	業 者 名	三日月建設 株式会社		
2	資 本 金	50,000		
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	1,830,438	
		土木一式工事	5,190	
		その他工事	7,529	
		計	1,843,157	
4	本市以外の 主要工事	K大学8号館解体工事	108,000	
		園田競馬場騎手調整ルーム耐震他改修工事	264,500	
		M様邸新築工事	100,000	
		Mスーパー西宮浜店改装工事	215,000	
		Rアスレチックパークリフト通路改修工事	35,000	
		枝川浄化センター沈砂池ポンプ棟改築工事	26,671	
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	学文中学校北棟・南棟他外壁改修他工事	114,154	
		市営住宅岡田山外壁改修他工事	137,362	
		白水峡公園墓地合葬式墓地等新築工事	96,690	
		総合教育センター東館解体工事	116,033	
6	現在施 工中の 工事	本市に 対 する 分	甲陽園小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,540,000
			甲武中学校長寿命化改修他工事（JV工事比率70%）	1,304,600
			今津小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率60%）	1,412,400
		本市以外 に対する 分	S・O 布施高井田屋上駐車場舗装修理工事	10,900
			I 様邸改修工事	18,150
			Y 様邸大規模修繕工事	12,320

(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 国松工務店	
2	資 本 金	21,600	
3	最近1年間の 完成工事高	建築一式工事	300,104
		その他工事	4,699
		計	304,803
4	本市以外の 主要工事	F様邸新築工事	25,103
		茨木市西太田町プロジェクト新築工事	20,873
		S会社様改修工事	19,372
		茨木市Nプロジェクト新築工事	17,828
		I様邸新築工事	13,190
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし	
6	現在施 工中の 工事	本市に対 する分	甲陽園小学校長寿命化改修他工事（JV工事比率30%） 1,540,000 甲武中学校長寿命化改修他工事（JV工事比率30%） 1,304,600
		本市以外 に対する 分	香里南之町プロジェクト1号地新築工事 13,523 M様邸新築工事 7,716 O様邸新築工事 7,377 M様邸内部改装工事 5,950 M事務所内部改装工事 4,330

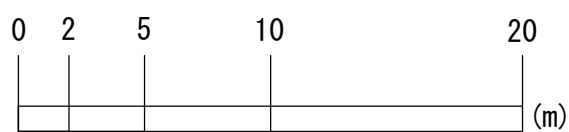
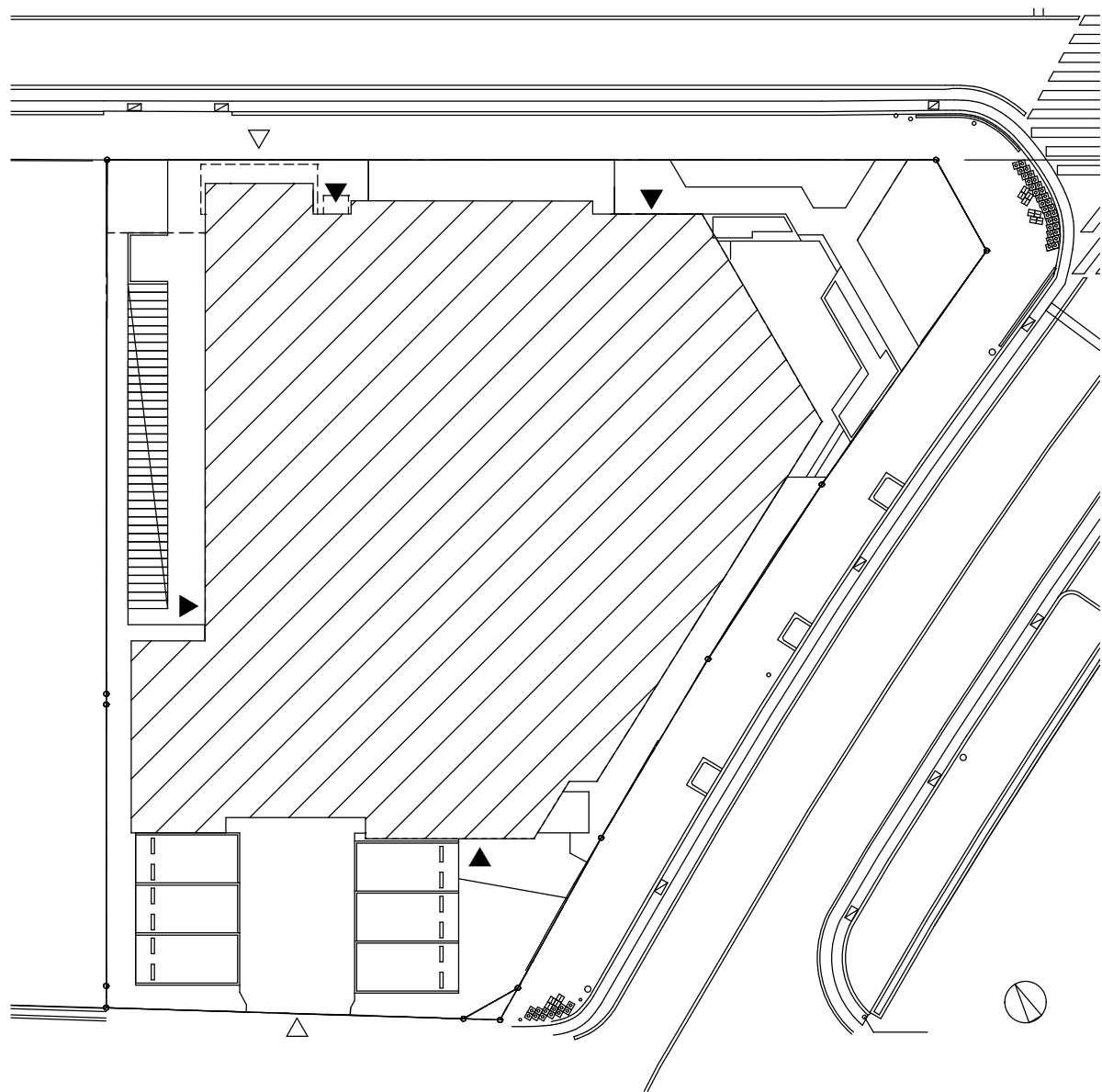
# (仮称)越木岩センター改築工事

## 付近見取図



(仮称)越木岩センター改築工事

配置図



## 工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

## 記

1 契約の目的	幹第26号線道路改良（熊野町外）工事
2 契約金額	金440,000,000円
3 契約の相手方	西宮市大島町7番6号 栄建・シンコー 特定建設工事共同企業体

## (参考)

(1) 工 期 令和7年3月31日

(2) 工事場所 西宮市熊野町外

(3) 工事概要 道路改良 L=860m

道路土工 一式、スラブ工 一式、排水構造物工 L=189m、

遮音壁工 L=418m、上屋設置工 一式、構造物撤去工 一式、

仮設工 一式

## 舗装

舗装工 A=15,911㎡、縁石工 L=134m、

防護柵工 L=21m、区画線工 一式、道路附属施設工 一式、

調整工 一式



入札結果表

令和6年4月25日 開札、入札参加資格の審査後に令和6年5月8日 一般競争入札により決定			
名 称 幹第26号線道路改良(熊野町外)工事			
予 定 価 格 金457,231千円(入札書比較価格 金415,665千円)			
最低制限価格 金420,652千円(最低制限比較価格 金382,411千円)			
入 札 者	入札価格(単位:千円)		備 考
	1回目	2回目	
栄建・シンコー 特定建設工事共同企業体	419,500	400,000	落 札
廣川・阪神 特定建設工事共同企業体	600,000		辞 退
有限会社 ダイト			辞 退
株式会社 川島建設			辞 退
幸進・徳山 特定建設工事共同企業体			無 効

契約業者経歴表

(単位：千円)

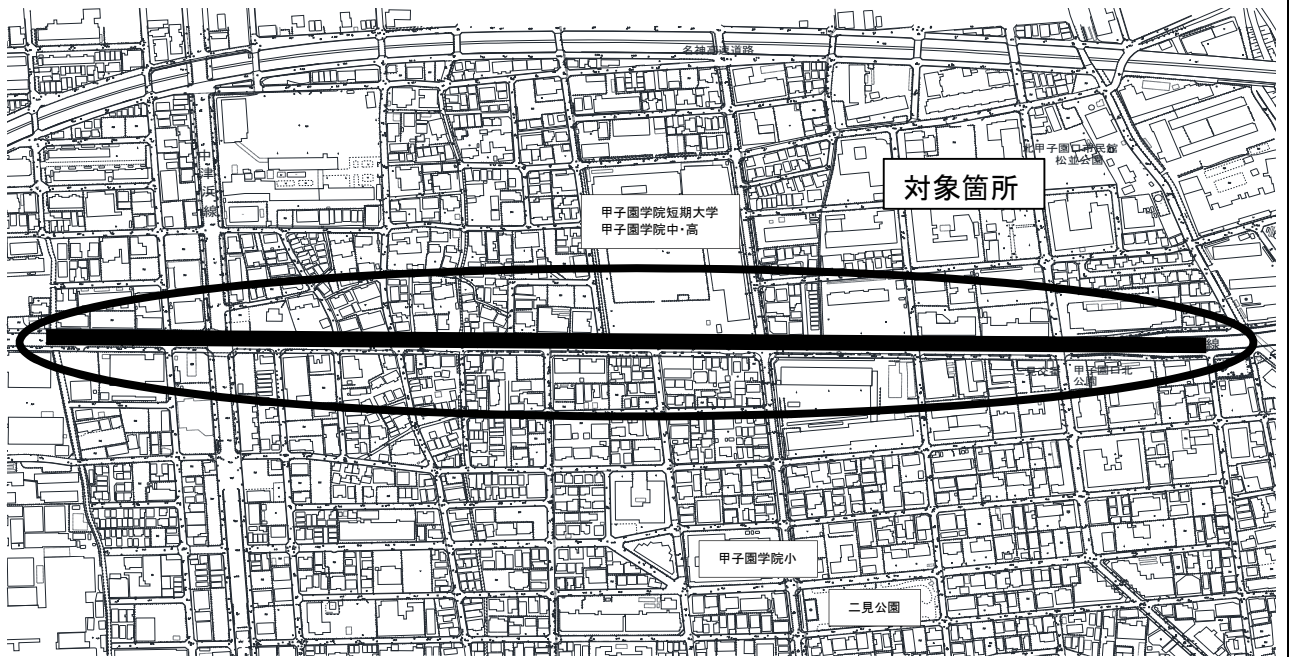
1	業 者 名	栄建工業 株式会社	
2	資 本 金	40,000	
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	662,948
		計	662,948
4	本市以外の 主要工事	産所町外配水管布設替工事	153,780
		甲山町外配水管布設替工事(その2)	218,680
		剣谷町外配水管布設替工事(その2)	122,320
		大谷町外配水管布設工事	253,643
		下葭原町外配水管布設替工事	165,220
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	洗戎川函渠設置(建石町外)工事	78,430
6	現在施 工中の 工事	該当なし	
	本市以外 に対する 分	上大市4丁目外配水管布設替工事(その2)	253,000

(単位：千円)

1	業 者 名	株式会社 シンコー
2	資 本 金	40,000
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事 232,860
		計 232,860
4	最近3年間の 本市以外の 主要工事	(主) 大沢西宮線他照明灯更新工事 38,801
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	該当なし
6	現在施 工中の 工事	該当なし
	本市に対 する分	該当なし
	本市以外 に対する 分	該当なし

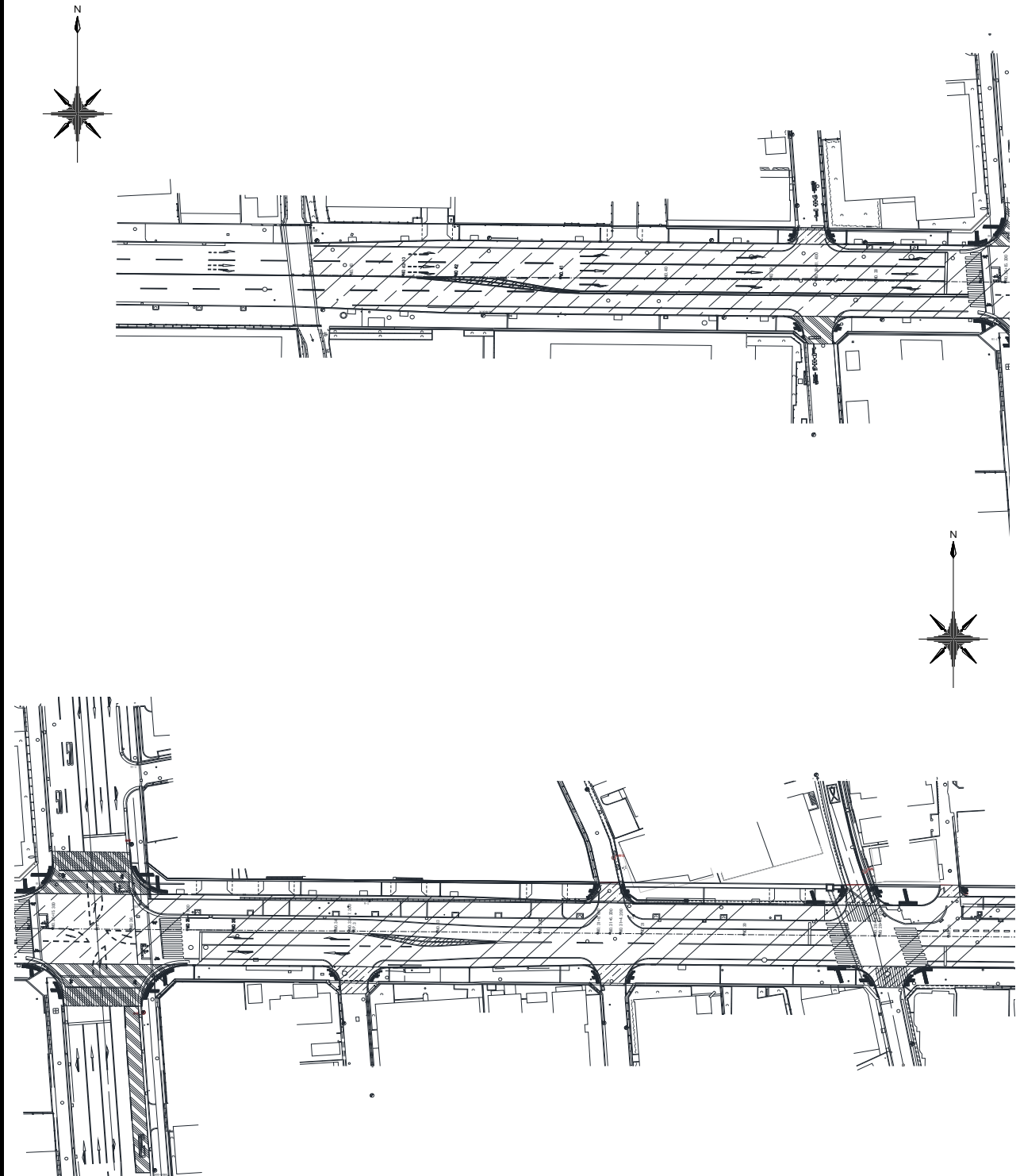
幹第26号線道路改良(熊野町外)工事

付近見取図



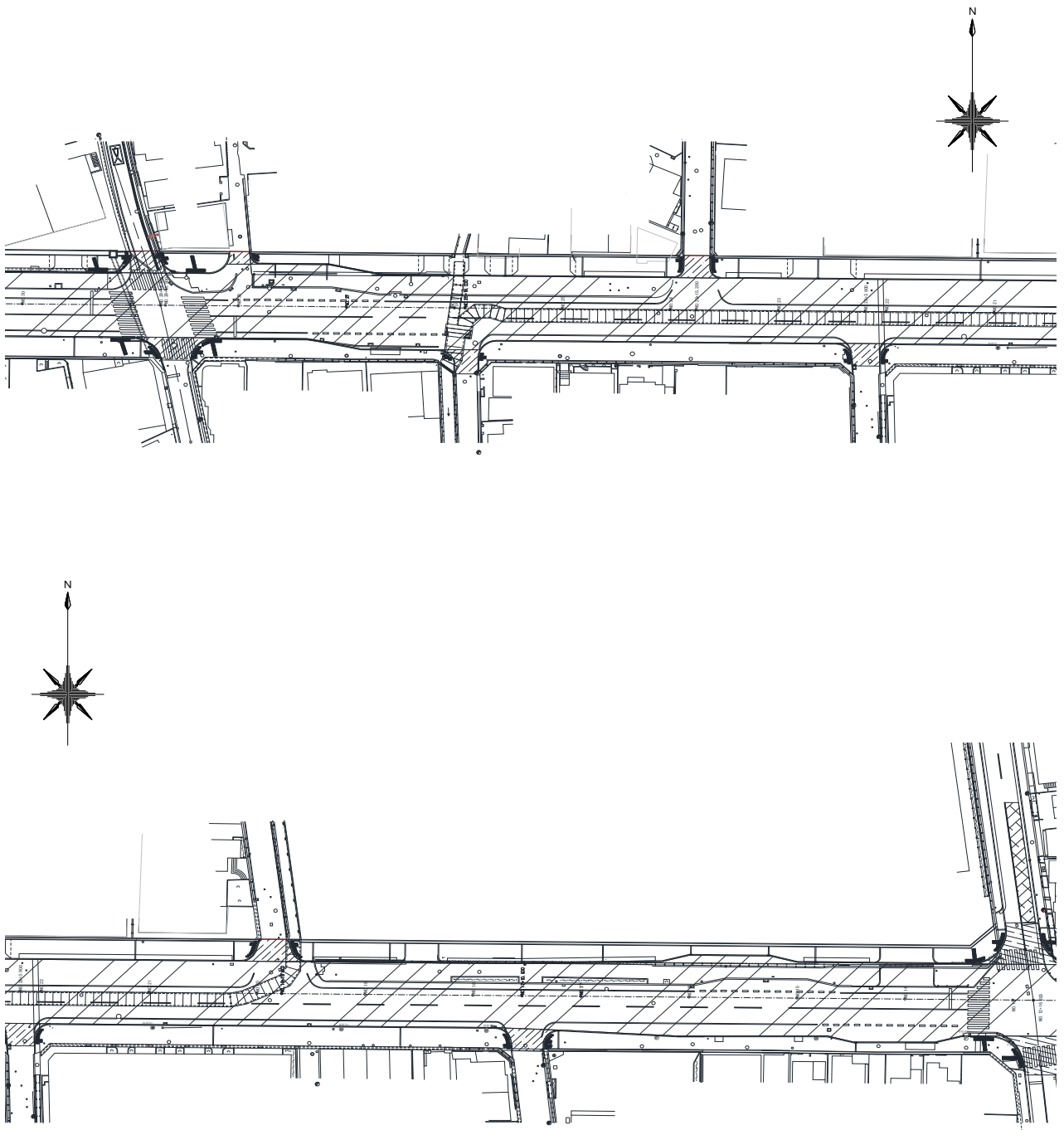
幹第26号線道路改良(熊野町外)工事

配置図



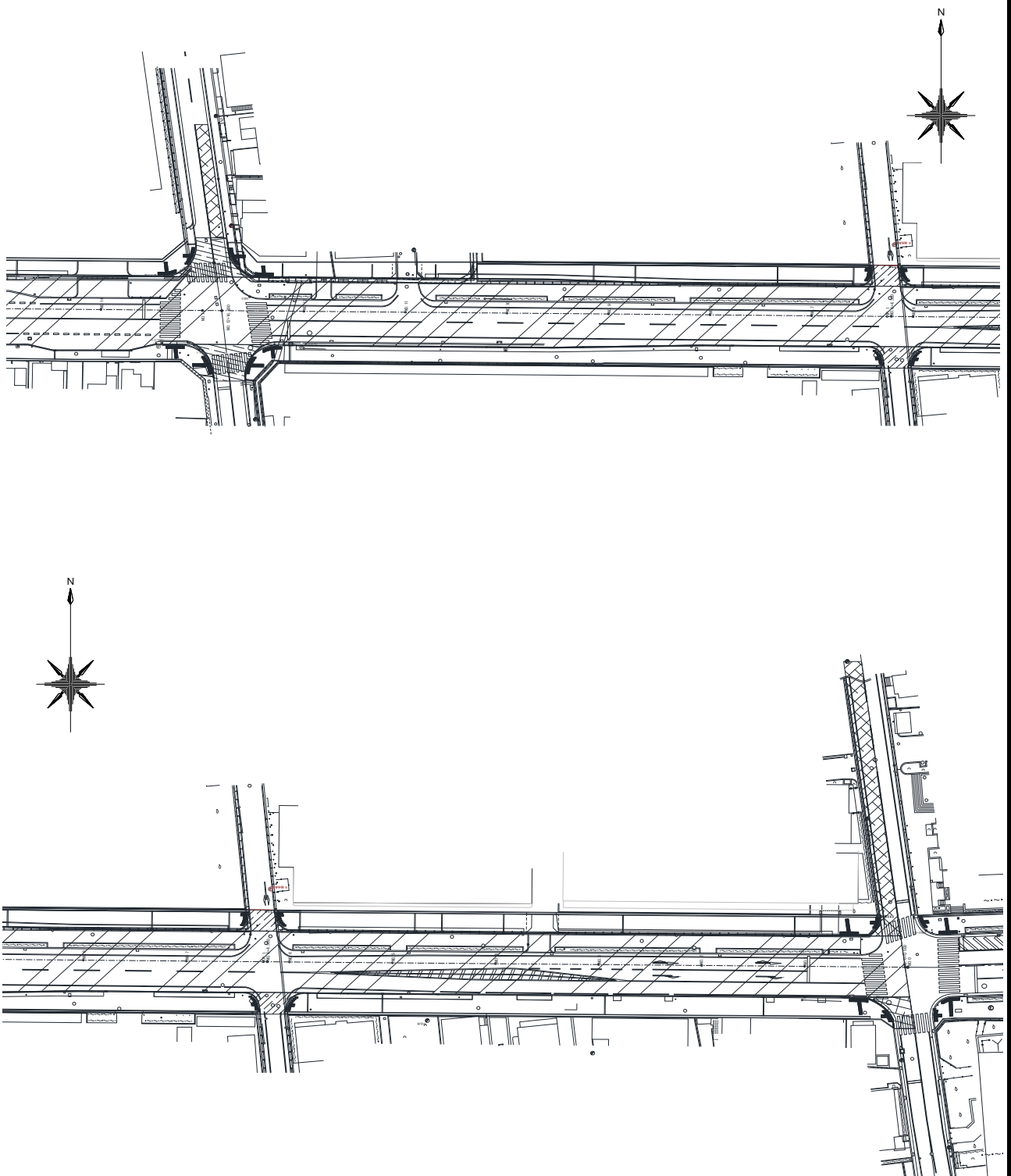
幹第26号線道路改良(熊野町外)工事

配置図



幹第26号線道路改良(熊野町外)工事

配置図



## 工事請負契約締結の件

下記のとおり契約を締結する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

## 記

1 契約の目的	幹第6号線道路改良（学文殿町2丁目外）工事
2 契約金額	金237,600,000円
3 契約の相手方	西宮市西宮浜2丁目21番地 川西土木 株式会社

## (参考)

- (1) 工 期 令和7年3月31日
- (2) 工事場所 西宮市学文殿町2丁目外
- (3) 工事概要 道路改良工事 L=161.8m  
道路土工 一式、現場打ちコンクリート 一式、  
カルバート工 一式、排水構造物工 一式、構造物撤去工 一式、  
旧橋撤去工 一式、仮設工 一式、舗装工 一式、防護柵工 一式、  
標識工 一式、道路付属施設工 一式



入札結果表

令和6年4月25日 開札、入札参加資格の審査後に令和6年5月8日 一般競争入札により決定		
名 称 幹第6号線道路改良（学文殿町2丁目外）工事		
予 定 価 格 金261,588千円（入札書比較価格 金237,808千円）		
最低制限価格 金234,387千円（最低制限比較価格 金213,079千円）		
入 札 者	入札価格（単位：千円）	備 考
川西土木 株式会社	216,000	落 札
幸進建設 株式会社	218,073	
徳山土木 株式会社	228,000	
廣川建設 株式会社	229,300	
有限会社 ダイト		辞 退
日光建設工業 株式会社		辞 退
株式会社 川島建設	165,100	失 格
栄建工業 株式会社	205,000	失 格
大喜建設 株式会社	213,000	失 格

契約業者経歴表

(単位：千円)

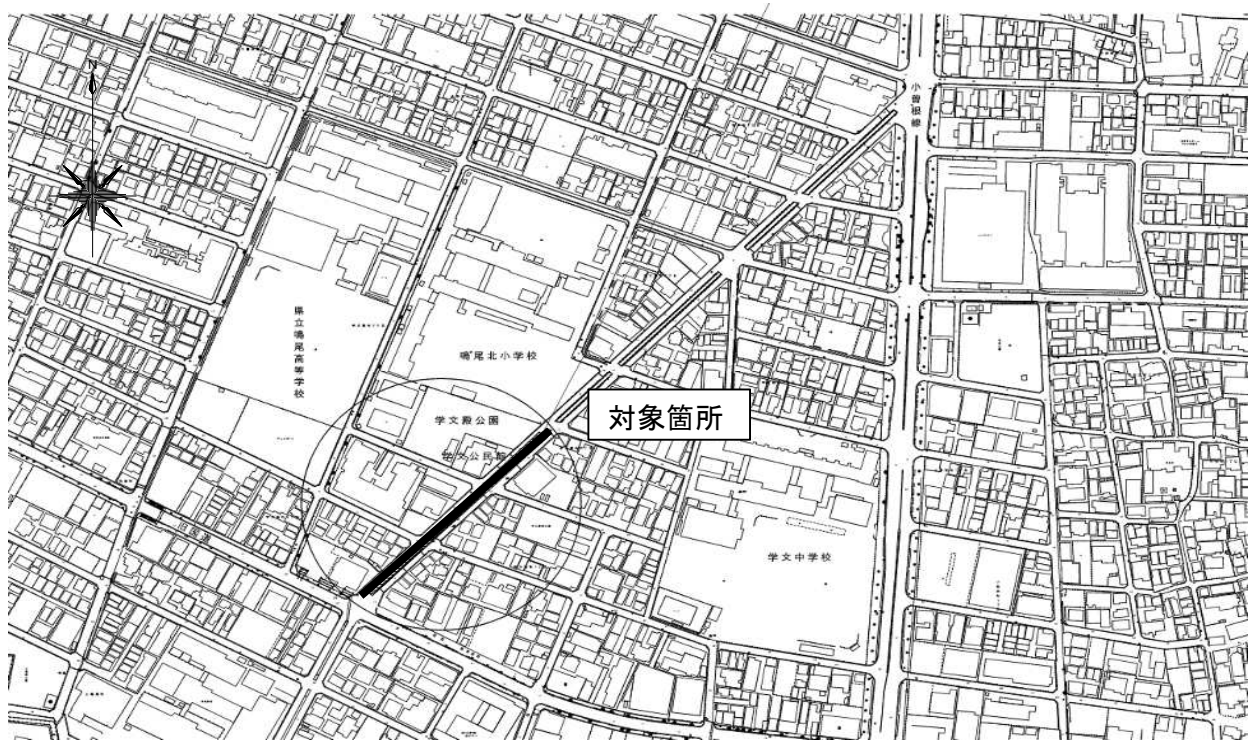
1	業 者 名	川西土木 株式会社	
2	資 本 金		99,000
3	最近1年間の 完成工事高	土木一式工事	1,041,360
		その他工事	42,711
		計	1,084,071
4	本市以外の 主要工事	大阪湾岸道路西伸部六甲アイランド第三高架橋PE6橋脚他 工事	228,580
		武庫川水系武庫川 低水護岸工事(小松東町工区その2)	196,240
		尼崎西宮芦屋港海岸 丸島地区西護岸改修工事(その3)	205,370
		尼崎西宮芦屋港海岸 丸島地区東護岸改修工事(その3)	180,620
		武庫川水系武庫川 低水護岸工事(大島工区その3)	198,330
5	最近3年間の 本市に対する 主要工事	武庫川広田線道路改良(薬師町外)工事	119,350
6	現在施 工中の 工事	該当なし	
		本市以外 に対する 分	武庫川水系武庫川 南武橋 南武橋二期工事 322,410 園田西武庫線 御園工区 道路改良工事(その8) 198,000 尼崎の森中央緑地 第3工区基礎整備工事その2 175,120 園田西武庫線(藻川工区)左岸アプローチ擁壁工他工事 140,360 名塩1丁目外配水管布設替工事 155,650

		下水道管渠改築（R 5 その5）工事	
--	--	--------------------	--

			75, 878
--	--	--	---------

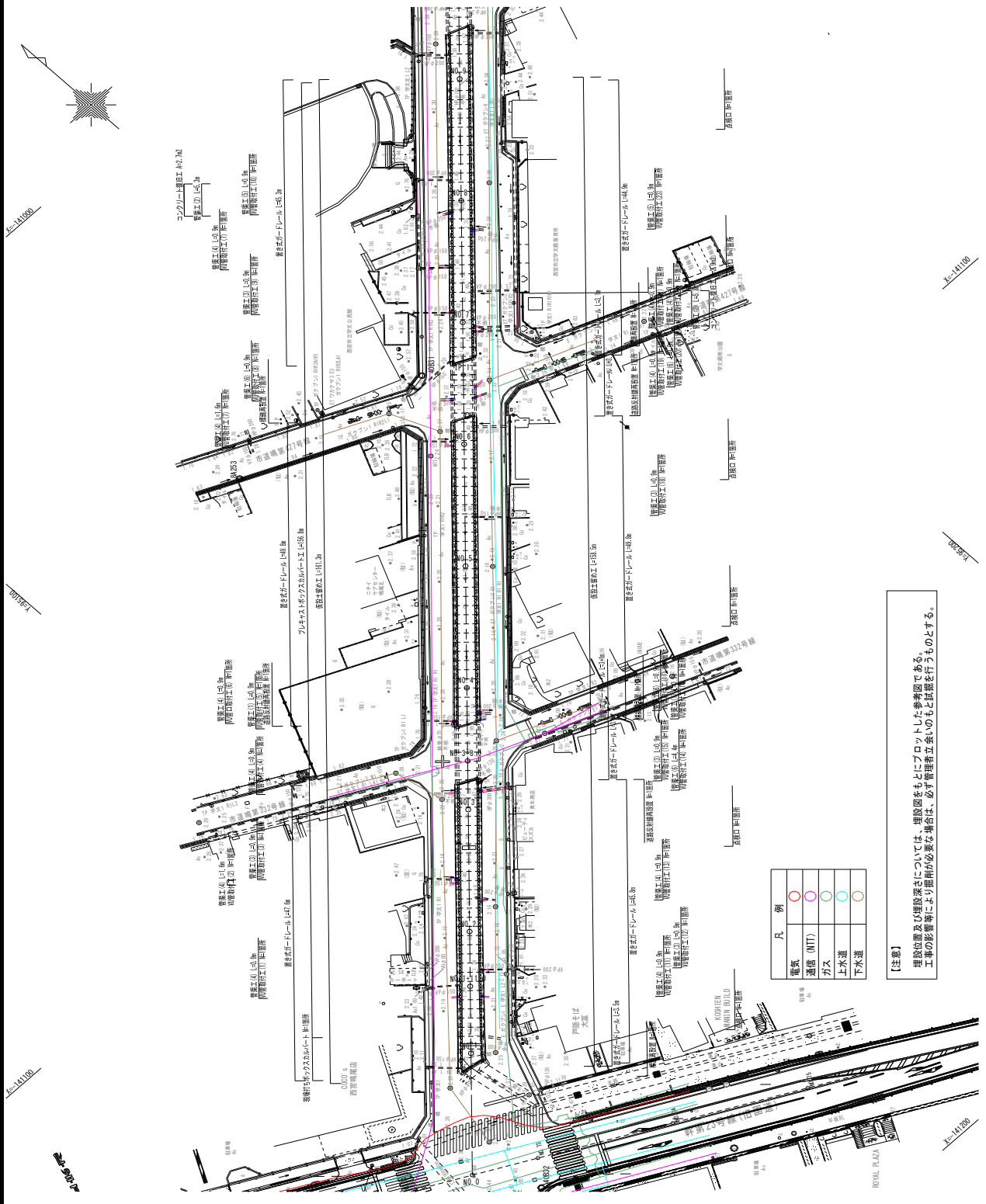
幹第6号線道路改良(学文殿町2丁目外)工事

付近見取図



# 幹第6号線道路改良(学文殿町2丁目外)工事

## 配置図



凡 例	
電気	○
通風 (MT)	○
ガス	○
上水道	○
下水道	○

**【注意】**  
埋設位置及び埋設深さについては、埋設図をもとにプロットした参考図である。工事の影響等により掘削が必要な場合は、必ず管理者に問い合わせるものとする。

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定に基づき、次の事件を専決処分する。

専決第52号	令和6年1月19日
専決第54号	令和6年1月30日
専決第57号	令和6年2月1日
専決第58号	令和6年2月5日
専決第60号	令和6年3月1日
専決第61号	令和6年3月6日
専決第62号	令和6年3月18日
専決第63号	令和6年3月25日
専決第1号	令和6年4月3日
専決第2号	令和6年4月8日
専決第3号	令和6年4月22日
専決第4号	令和6年5月1日
専決第5号	令和6年5月2日
専決第6号	令和6年5月10日

専決第 7 号

令和 6 年 5 月 1 6 日

和解に係る専決処分（指定事項第1号該当）

専決年月日	令和6年1月30日
専決番号	第54号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年6月19日午前4時頃、西宮市松風町2-5先市道幹第24号線において、相手方車両（乗用車）が駐車場から出庫する際、歩道上の切株に接触し、同車両が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両の修理費（341,000円）の20パーセントを市が、80パーセントを相手方が負担する。

専決年月日	令和6年2月1日
専決番号	第57号
相手方	***** ** **
事件の概要	令和5年12月19日午前8時50分頃、西宮市津門宝津町8-22先において、美化第1課の車両（軽ダンプ車）が交差点に進入したところ、右方向から走行してきた相手方車両（自転車）と接触し、同車両等が破損したものの。
和解の要旨	相手方車両時価相当額等（66,256円）及び市車両修理費（14,300円）の90パーセントを市が、10パーセントを相手方が負担する。



専決年月日	令和6年4月3日
専決番号	第1号
相手方	***** ** *****
事件の概要	令和4年11月6日午後7時頃、西宮市鳴尾町2丁目4武庫開公園において、樹木の根につまずいた相手方が転倒し、負傷したものの。
和解の要旨	相手方の治療費等（889,605円）の50パーセントを市が、50パーセントを相手方が負担する。

損害賠償の額の決定に係る専決処分（指定事項第2号該当）

専決年月日	令和6年1月19日
専決番号	第52号
相手方	***** *****
事件の概要	令和5年11月24日午後2時8分頃、***** において、北消防署の車両（消防車）が後退したところ、相手方 水道メーターボックスを踏み、これを破損したもの。
損害賠償の額	水道メーターボックス修理費 187,000円

専決年月日	令和6年2月5日
専決番号	第58号
相手方	***** **
事件の概要	*****において、上之町東児童遊園内の樹木の根 が隣接する相手方住宅の排水管に侵入し、詰ませたもの。
損害賠償の額	排水管修理費 60,500円

専決年月日	令和6年3月18日
専決番号	第62号
相手方	***** ** *****
事件の概要	令和5年12月19日午前8時50分頃、西宮市津門宝津町8- 22先において、美化第1課の車両（軽ダンプ車）が交差点に進 入したところ、右方向から走行してきた相手方が運転する車両 （自転車）と接触し、相手方が転倒して負傷したもの。
損害賠償の額	治療費等 203,878円

専決年月日	令和6年3月25日
専決番号	第63号
相手方	***** ** **
事件の概要	西宮市立深津中学校において、相手方が著作権を有するイラストをその許諾なく、学校通信及び学校ホームページ上に使用したものの。
損害賠償の額	解決金 242,000円

専決年月日	令和6年4月8日
専決番号	第2号
相手方	***** ** ***
事件の概要	西宮市立中央図書館において、相手方が借りた書籍を亡失したもののとして、相手方に同一書籍を購入させたところ、同図書館の書架より当該書籍が発見されたもの。
損害賠償の額	書籍購入費相当額 1,430円

専決年月日	令和6年4月22日
専決番号	第3号
相手方	***** *****
事件の概要	工事請負契約代金として495,000円の請求が相手方からあったところ、誤って450,000円の支払処理を行ったため、差額の45,000円の支払遅延となり、遅延損害金が発生したものの。
損害賠償の額	遅延損害金 300円

専決年月日	令和6年5月1日
専決番号	第4号
相手方	***** *****
事件の概要	市が*****の利用許可を得ていたところ、市の都合によりその利用を取り消したため、キャンセル料が発生したものの。
損害賠償の額	施設利用キャンセル料 136,820円

専決年月日	令和6年5月2日
専決番号	第5号
相手方	***** **
事件の概要	令和6年3月20日午後1時48分頃、***** において、ごみステーションに置かれていた不燃ごみ収集用コンテナが強風で飛ばされたことにより、相手方車両（乗用車）に接触し、これを破損したもの。
損害賠償の額	車両修理費 89,540円

工事変更契約に係る専決処分（指定事項第3号該当）

専決年月日	令和6年3月1日
専決番号	第60号
議決番号	第91号（令和5年12月15日議決）
工事名称	安井小学校改築工事
工事場所	西宮市安井町
変更内容	契約金額「2,870,650,489円」を 「2,870,414,658円」とする。
契約の相手方	西宮市池田町12番20号 新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体

(参考)

○契約変更理由

現場調整による木造倉庫の金物等の数量調整、調査業務の見直しにより工事費が減額となるため。

専決年月日	令和6年3月6日
専決番号	第61号
議決番号	第20号（令和5年7月5日議決）
工事名称	市営住宅西宮浜4丁目2号棟外壁改修他工事
工事場所	西宮市西宮浜4丁目
変更内容	契約金額「196,900,000円」を 「198,674,329円」とする。
契約の相手方	西宮市生瀬町1丁目22番12号 株式会社 巨勢工務店

(参考)

○契約変更理由

外壁欠損部の補修を要する施工数量が増加し、付帯する外壁石綿除去数量も合わせて増加したこと等により増額となるため。

専決年月日	令和6年5月10日
専決番号	第6号
議決番号	第187号（令和6年3月25日議決）
工事名称	安井小学校運動場他整備工事
工事場所	西宮市安井町外
変更内容	契約金額「金266,427,121円」を 「金268,350,491円」とする。
契約の相手方	大阪市鶴見区横堤4丁目24番8号 株式会社 運動施設

(参考)

○契約変更理由

開発協議及び関係各所との協議に伴う変更や、令和5年度施工部分における出来高数量の精査により、工事費が増額となるため。



専決年月日	令和6年5月16日
専決番号	第7号
議決番号	第41号（令和5年9月19日議決）
工事名称	上之町保育所・北瓦木センター大規模改修工事
工事場所	西宮市上之町
変更内容	報告第25号（令和5年12月7日終了）で変更した 契約金額「金196,286,765円」を 「金199,046,365円」とする。
契約の相手方	西宮市高松町20番21号 株式会社 松田組

(参考)

○契約変更理由

施工調査の結果、ひび割れ・浮き部、欠損部の補修数量、既存隠蔽部分の予期せぬ納まりなど、設計図書と現場の相違が生じたため、設計変更を行うため。

公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人西宮市国際交流協会の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮市国際交流協会  
令和5年度 事業報告書

**1 多文化共生社会の実現に関する事業**

**1 日本語学習支援事業**

(1) 西宮日本語ボランティアの会事業 (単位：人)

事業名	内容	実施日	ボランティア人数	参加延人数
日本語教育	外国人に日本語を指導	毎日	80	1,545
	ボランティア勉強会	4回	73	73
	日本語おしゃべりひろば	木曜日、20回	120	128

・日本語なかよしひろば（外国人児童生徒とその親） 木曜日、全17回 参加延人数90人  
（ボランティア延べ84人）

前期 4/21～9/15、後期 10/13～3/9

(2) 外国人のための日本語講座

・夜間開講、各10回コース

I期 5月8日～7月10日 受講者初級6人、中級9人（対面式）

II期 9月25日～12月4日 受講者初級15人、中級9人（対面式）

・冬期コース

中級一 1月15日～3月25日 受講者14人（対面式）

・生活者のための日本語教室「はなそう！まなぼう！にほんご」10回コース

春期 5月7日～7月9日 延べ50人（オンライン）10回コース

秋期 9月24日～11月28日 延べ50人（オンライン）10回コース

(3) 外国人児童生徒日本語学習教室（日本語教育ボランティア前期7人、後期7人）

・公立小中学校対象日本語習得支援

教育委員会日本語教室への講師派遣 全168回

(4) 教科学習支援（大学生ボランティア）

・外国にルーツを持つ子供のための教科学習支援「ふでばこ」

JR西宮教室（オンライン）期間4月12日～3月18日（月・水）38回 受講者 延べ152人

高須教室（対面式）期間4月12日～3月13日（水）27回 受講者 延べ156人

(5) 日本語ボランティア養成講座

開講なし

(6) 文化庁間接補助事業地域日本語教育体制づくり事業

①西宮市北部地域（塩瀬・山口）外国人のための日本語学習支援者養成研修

6月4日～7月23日（全8回）ボランティア10人、延べ80人参加

②振り返り会1回11人、たこ焼きを作ろう1回10人、お花見交流会1回19人（ボランティア含む）参加

③地域調整会議一2回、延べ13人参加（教委、社協、地域、市、協会等）

**2 日本語以外の支援事業**

(1) 外国人に対する通訳・翻訳支援

市市民税課への同行通訳 1人（スペイン語ボランティアグループ）

- ハローワークへの同行通訳 延べ2人（英語、職員）  
 市厚生課等への同行通訳 1人（英語、職員）  
 進学希望校見学等への同行通訳 1人（スペイン語ボランティアグループ）  
 法律事務所（相談）への同行通訳 1人（ポルトガル語、協会ボランティア）  
 市子育て支援センターへの同行通訳 1人（英語、職員）
- (2) 多文化共生学習事業  
 小学生対象の国際理解事業 年9回延べ153人参加（「N I A 地球っ子クラブ」事業）
- (3) 防災、災害等事業
- ・災害時外国人対応地域防災連携訓練  
 2月13日（火）協会会議室  
 N A T S 4市職員等対象  
 各協会職員等25人参加
  - ・西宮市総合防災訓練  
 中止
  - ・災害時等広域連携事業
    - (一) パートナーシップ協定4市（安芸高田市、京丹後市、城陽市、西宮市）  
 避難所訓練中止
    - (二) 外国人のための防災動画作成  
 I V U S A（大学生ボランティア団体）協働、危機管理局監修
  - ・外国人のための応急手当講習会  
 7月1日（土）西宮消防署 外国人3人（+家族1人）
  - ・外国人のための普通救命講習会  
 12月10日（日）西宮消防署 外国人7人、通訳2人参加
- (4) 広域多市連携事業
- ・県下3市（明石市・加古川市・西宮市）協議会（会議2回）
  - ・広域多市（安芸高田市・京丹後市・城陽市・西宮市）連携パートナーシップ関係（会議1回）

### 3 異文化体験事業（ボランティア自主活動事業） （単位：人）

事業名	内容	実施時期等	ボランティア(延)人数	参加延人数
文化交流	文化紹介を交えての国際交流	5回	46	40
食文化交流	食を通しての文化交流	6回(3回試作)	44	36
ホームステイ	留学生等対象にホームステイ	3回	25(家庭)	29
スペイン語	スペイン語おしゃべりの会 開催	3回	24	56
Kids Club	外国籍子ども・父母の交流	10回	30(組)	90

- ・仕事場見学・体験（カフェ事業—外国人9人・日本人3人）
- ・外国人の担い手育成（カフェ事業ボランティア—外国人9人）

#### 4 多言語による相談助言事業等

##### (1) 多言語による各種の生活相談

###### ①一般相談

(単位：件)

相談内容	相談件数 ( )内は外国人からの相談
日本語・外国語関係（翻訳・通訳依頼含む）	35 (26)
教育、留学・研修、海外情報、ホームステイ	33 (26)
出入国、税金、労働、住居、国際結婚、永住・帰化、法律、DV	70 (63)
医療、保険、社会保障、出産、育児	34 (17)
交流、余暇、施設紹介、情報・通信	27 (21)
生活環境、その他	30 (22)
コロナ関係	0
計	229 (175)

###### ②専門家相談（「外国人のための無料相談会」）

司法書士・行政書士が日常生活問題の法律相談や在留資格相談等に対し、助言や情報提供を行った（相談ボランティア、英語通訳・翻訳ボランティア、市民相談課との連携事業として実施）。年6回開催、相談者数19人、相談ボランティア7人

##### (2) 多言語による通訳助言事業

###### ・英語及び英語以外の通訳助言

外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援等を行う。

① 多言語による相談—英語32件、中国語48件、スペイン語10件、その他21件

② ひょうご海外技術研修生（ブラジル）受入に係る通訳派遣

2月7日～8日（公財）兵庫県国際交流協会より派遣依頼

#### 5 多言語による情報提供事業

##### (1) 多言語による各種情報の提供

###### ①機関紙『ふれあい通信』年4回発行（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）

スタッフボランティア活動：編集会議 月1回 編集4人、翻訳5人、発送5人

###### ②外国人向け情報提供システム（NIA登録）による情報提供 登録者420人

新型コロナウイルス感染症に係る多言語チラシ送付

###### ③Nishinomiya City News の発行 月2回（英語通訳・翻訳ボランティア事業）

##### (2) FMラジオ外国語放送による情報提供

・『外国語放送「世界のみんなとつながろう!!」』毎週土曜日（中国語、英語、ポルトガル語）  
（パーソナリティ6人、ボランティア3人、ゲスト延べ34人）

##### (3) Facebook（主に英語とやさしい日本語）2020年9月開始

フォロワー人数 570人（2023年3月末）→ 648人（2024年3月末）

##### (4) 多言語による健康相談事業

「国際まちの健康相談」（西宮国際交流デーと同時実施）

2月3日（土） 40人参加

共催 兵庫県立大学地域ケア研究所

(5) 市からの委託業務

- ・「マイナンバーカード案内チラシの翻訳（韓国・朝鮮語、ベトナム語）」事業
- ・「就学奨励金のお知らせ関連書類の翻訳（スペイン語）」事業

(6) 社会福祉協議会の広報等の協働

「にしのみやつながるフードパントリー」の広報文の翻訳（英語、やさしい日本語）とアンケート実施の協力等

6 ボランティア登録（同一人の複数登録あり）

登録ボランティア数 293 人（令和6年3月31日現在）

(1) ボランティア自主活動グループ

（単位：人）

ホームステイボランティア	29	インターナショナル Kids Club	6
日本語ボランティア	80	文化交流ボランティア	18
食文化交流ボランティア	6	スペイン語ボランティア	14
英語通訳・翻訳ボランティア	19	N I A 地球っ子クラブ	5
相談ボランティア	1	(延) 計	178

(2) 協会活動ボランティア

（単位：人）

機関紙編集・発送	9	通訳（英語以外）	33
翻訳（英語以外）	25	災害時外国人サポーター	48
		(延) 計	115
		合計	293

2 国際交流・国際協力に関する事業

1 国際交流推進事業の主催等

(1) 「西宮国際交流デー」の開催

2月3日（土）「ワクワク 楽しく！ 多文化共生」

5 Fホール等：午前「N I A地球っ子クラブ活動報告会」・午後ライブパフォーマンス「民族音楽等3組」・姉妹友好都市市民の会4グループ等ブース

4 F会議室・通路等：日本語勉強中外国人の日本語発表会、国際まちの健康相談、ボランティアグループ（文化交流、英語・スペイン語等）のブース等

(延) 約2,500人参加

(2) 地域とつながるプロジェクト

①「地域の清掃活動参加」 中止

②「そうめん流し 若竹会館」 中止

③「2023 高須夏祭り」 8月5日（土）・6日（日）

外国人6人、協会ボランティア3人、職員7人（祭り約6,000人）

④「甲東ふれあい夏まつり」 中止

⑤「若竹三世代交流もちつき大会」 中止

⑥「やきやき作り 若竹会館」 中止

⑦「神呪町自治会もちつき大会」 中止

⑧「わ〜るど・にじいろ・まつり」11月4日（土）関西学院大学聖和キャンパス  
（子ども、大学生、一般住民、学校対象）

関西学院大学（教育学部）、在日外国人教育研究協議会、JICA関西との共催等による  
多文化共生イベント

※コロナ関連等で事業が中止等している

(3) 国際交流カフェ（カフェ活）

7月22日（土）外国人ボランティア5名、学生ボランティア3名、コーヒー50杯販売

10月21日（土）外国人ボランティア4名、コーヒー40杯販売

※準備から接客、片付けまで、外国人ボランティアが担当

## 2 国際交流事業の共催

令和5年度実施なし

## 3 国際交流事業の受託

(1) 紹興市 国際交流事務研修生 受入事業受託

受託期間 8月28日～12月22日（1名浙江工業大学日本語教師）

## 4 国際交流活動の協力支援事業

(1) 国際交流関係団体等への共催1件、後援5件

(2) 国際交流団体への助成支援6件

## 5 外国人留学生支援事業

(1) 留学生日本語スピーチ大会

中止（留学生の参加減）

(2) 留学生防災教室 関西学院大学（2回開催）

秋期9月14日 180人参加

春期3月29日 130人参加

(3) 社会体験実習生（関西学院大学・交換学生）の受け入れ

中止（留学生の応募なし）

## 6 留学生等地域国際理解講座等派遣事業

中止（コロナ関連等で要請なし）

## 3 国際理解に関する事業

### 1 国際理解関係講座の主催

(1) 国際理解講座

「バングラデシュの人々と私たちの関係」

3月16日（土） 市民会館中会議室

講師：神戸女学院大学文学部准教授 南出和余

参加者 18人

(2) 外国語でエンジョイ（外国人ゲストと外国語で交流）2回

- ・ 4月23日（日） フランス語でエンジョイ
- ・ 11月29日（水） 中国語でエンジョイ

### (3) 外国語講座

- ・ 中国語講座  
中国・紹興市からの国際交流事務研修生を講師として開催  
10回コース 24人参加
- ・ 英会話講座（年30回講座）  
入門14人、初級①②32人、中級①②③48人、キッズ12人  
合計7クラス106人参加

### (4) 国際理解教室

未実施（コロナ関連等で要請なし）

### (5) 教育委員会との協働事業

国際理解講座の共催

## 2 国際理解関係の体験事業

外国料理体験事業（食文化事業）

- ① 「行楽弁当」 6月24日  
外国人8人、日本人2人、ボランティア6人、職員1人
- ② 「秋の季節料理」 11月26日  
外国人9人、日本人2人、ボランティア8人、職員1人
- ③ 「ブラジル料理」 2月25日  
外国人ゲスト2人、日本人13人、ボランティア6人、職員1人

## 3 特別講座事業

未実施

## 4 国際理解関係講座の受託

宮水学園（国際文化コース—12コマのうち3コマ）

- ① 11月1日 ゲスト—陳 丹—中国紹興市事務研修生、紹興市について
- ② 11月8日 ゲスト—岡本靖広—珈琲焙煎所代表、世界のコーヒー
- ③ 12月6日 ゲスト—奥村キャサリン—神戸女学院大学准教授、オーストラリアと日本の文化

## 5 姉妹友好都市の紹介事業

- (1) 「ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市ウィーク」の開催（共催）4月17日～4月24日
- (2) 「ロンドリーナウィーク」の開催（共催）9月25日～10月2日
- (3) 「スポーケンウィーク」の開催（共催）3月6日～3月13日
- (4) 「紹興ウィーク」の開催（共催）11月25日～12月4日  
4都市とも「都市紹介パネル展」と講演、講座等を同時開催

## 6 国際理解関係の情報提供事業

- (1) 情報・資料の提供 図書等貸出、パンフレット配布
- (2) インターネット・ホームページ提供 アクセス数 101,790件、更新数 78回
- (3) 展示コーナー 国際交流と協会事業案内等常設展示、貸出（共催0件）
- (4) FMラジオ「元気印国際交流」 毎月第3・4土曜日、全24回（ゲスト4カ国・7人）
- (5) 「にしのみや市民祭り」 10月28日（土）出店 来場者 約1,100人



#### 4 会議室貸出事業

##### 1 会議室貸出事業

会議室の利用状況 (単位：回、その内( )は一般貸出分の数)

	午前	午後	夜間	合計
会議室	276( 0)	262( 3)	35( 3)	573( 6)
特別会議室	108( 3)	153( 3)	40(11)	301(17)
計	384( 3)	415( 6)	75(14)	874(23)

#### 5 その他事業（その他国際交流活動への支援事業）

##### 1 姉妹友好都市等の市民友好交流及び地域の国際交流活動の活性化事業等

(1) 姉妹友好都市関係団体交流事業等への支援

関係団体	事業名	助成額
西宮スポークン姉妹都市協会 西宮・ロンドリーナ友好の会 西宮・紹興友好交流協会 西宮ロット・エ・ガロンヌ交流市民の会	西宮スポークン姉妹都市協会啓発等事業 西宮・ロンドリーナ友好の会交流事業 西宮・紹興友好交流協会交流事業 フランス市民との国際交流事業	各 50 千円
西宮スポークン姉妹都市協会	西宮スポークン交換高校生事業支援	事業中止
西宮蘭亭会	西宮蘭亭曲水の宴及び西宮蘭亭書道作品展	100 千円

(2) 国際交流団体との連携協力

- ・ひょうご国際交流団体連絡協議会  
5月24日 総会、事業報告・決算、事業計画・収支予算
- ・近畿地域国際化協会連絡協議会  
11月12日「災害時に外国人支援に従事する関係者向け研修」近畿ブロック現地訓練
- ・災害時多言語支援センター立ち上げ訓練参加  
9月30日 芦屋市広報国際課（リードあしや1F）
- ・加古川市国際交流協会（県下協定市）との協議  
10月11日西宮市、11月11日加古川市於いて
- ・兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業阪神モデル事業地域調整会議出席  
1月26日 今年度の取り組み
- ・「NATS」4市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）国際交流協会等会議  
7月13日（木）5年度協議スタート（議長—尼崎市）オンライン会議  
各市の取り組み・4市協働事業開催について  
10月5日（木）オンライン会議（議長—豊中市）  
各市の取り組み・尼崎市外国人総合相談センターについて  
2月13日（火）NATS災害対応訓練（議長—西宮市）  
西宮市国際交流協会会議室にて  
各市、協会・市職員、社協の職員等25名参加

(3) 交流イベントの開催

- ・市内交流ウォーキングツアー

ホームステイ・ビジットプログラム

11月18日（土） 留学生2人参加

(4) 研修講師等参加派遣

- ・「西宮市の国際化」について講座

神戸女学院大学

6月30日 講師として職員2名派遣

- ・「留学生防災教室」 関西学院大学

秋期9月14日（2023年）、春期3月29日（2024年）

各講師として職員1名・ボランティア3名、市職員（危機管理室、消防等）各1名派遣

- ・「わ〜るど・にじいろ・まつり」

関西学院大学聖和キャンパス

11月4日 講師として職員1名・外国人ゲスト1名派遣

(5) 令和5年度西宮市職員研修（西宮市との共催事業）

「保健師等のための医療現場で役に立つ—やさしい日本語について」

3月22日 健康開発センター

(6) 賛助会員の状況（令和6年3月31日）

ボランティア会員178人、個人会員186人、団体会員25団体

# 正味財産増減計算書総括表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等会 計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	746,200	0	0	746,200
会費収益	309,000	0	1,105,000	1,414,000
事業収益	0	59,500	0	59,500
受託収益	1,172,715	0	0	1,172,715
受取補助金等	15,475,743	1,233,000	3,898,505	20,607,248
受取負担金	4,660,600	0	0	4,660,600
寄附金収益	95,000	0	0	95,000
雑収益	164,152	0	0	164,152
経常収益計	22,623,410	1,292,500	5,003,505	28,919,415
(2) 経常費用				
事業費	21,078,611	1,525,286	0	22,603,897
管理費	0	0	5,329,167	5,329,167
経常費用計	21,078,611	1,525,286	5,329,167	27,933,064
当期経常増減額	1,544,799	△232,786	△325,662	986,351
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,544,799	△232,786	△325,662	986,351
法人税等	0	0	82,000	82,000
当期一般正味財産増減額	1,544,799	△232,786	△407,662	904,351
一般正味財産期首残高	8,034,115	△4,543,443	△2,211,222	1,279,450
一般正味財産期末残高	9,578,914	△4,776,229	△2,618,884	2,183,801
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	328,650,000	0	0	328,650,000
指定正味財産期末残高	328,650,000	0	0	328,650,000
III 正味財産期末残高	338,228,914	△4,776,229	△2,618,884	330,833,801

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 746,200 ]	[ 746,200 ]	[ 0 ]
基本財産受取利息	746,200	746,200	0
会費収益	[ 1,414,000 ]	[ 1,375,000 ]	[ 39,000 ]
会費収益	1,414,000	1,375,000	39,000
事業収益	[ 59,500 ]	[ 73,000 ]	[ △ 13,500 ]
会議室使用料	59,500	73,000	△ 13,500
受託収益	[ 1,172,715 ]	[ 451,970 ]	[ 720,745 ]
国際交流事務研修生受入事業受託収益	1,032,031	0	1,032,031
フランス友好提携事業受託収益	0	376,970	△ 376,970
宮水学園講座受託収益	75,000	75,000	0
多言語翻訳業務受託収益	65,684	0	65,684
受取補助金等	[ 20,607,248 ]	[ 20,596,768 ]	[ 10,480 ]
受取補助金	20,331,248	20,251,768	79,480
受取日本語教育体制づくり事業補助金	276,000	345,000	△ 69,000
受取負担金	[ 4,660,600 ]	[ 3,794,100 ]	[ 866,500 ]
受取負担金	4,660,600	3,794,100	866,500
寄附金収益	[ 95,000 ]	[ 135,000 ]	[ △ 40,000 ]
寄附金収益	95,000	135,000	△ 40,000
雑収益	[ 164,152 ]	[ 78,306 ]	[ 85,846 ]
受取利息	310	306	4
雑収益	163,842	78,000	85,842
経常収益計	28,919,415	27,250,344	1,669,071
(2) 経常費用			
事業費	[ 22,603,897 ]	[ 22,009,752 ]	[ 594,145 ]
給料手当	2,616,945	2,575,957	40,988
福利厚生費	190,036	290,162	△ 100,126
旅費交通費	256,861	211,945	44,916
通信運搬費	943,091	934,293	8,798
消耗品費	882,891	1,145,312	△ 262,421
修繕費	27,500	27,500	0
印刷製本費	1,267,609	1,306,310	△ 38,701
光熱水料費	1,991,911	2,025,071	△ 33,160
賃借料	1,295,283	1,398,520	△ 103,237
保険料	300,110	264,921	35,189
諸謝金	3,615,388	3,636,165	△ 20,777
共益費	4,995,648	4,995,648	0
支払負担金	10,000	10,000	0
支払助成金	1,441,694	449,200	992,494
委託費	2,750,440	2,724,018	26,422
雑費	18,490	14,730	3,760
管理費	[ 5,329,167 ]	[ 5,581,887 ]	[ △ 252,720 ]
役員報酬	138,840	224,280	△ 85,440
給料手当	2,616,945	2,575,958	40,987
福利厚生費	190,037	290,162	△ 100,125
旅費交通費	3,869	2,844	1,025
通信運搬費	49,838	44,906	4,932
減価償却費	0	21,680	△ 21,680

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
消耗品費	78,428	63,588	14,840
印刷製本費	10,671	69,646	△ 58,975
光熱水料費	534,934	543,838	△ 8,904
賃借料	77,954	79,790	△ 1,836
共益費	555,072	555,072	0
支払負担金	105,000	98,000	7,000
委託費	810,610	836,609	△ 25,999
雑費	156,969	175,514	△ 18,545
経常費用計	27,933,064	27,591,639	341,425
当期経常増減額	986,351	△ 341,295	1,327,646
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	986,351	△ 341,295	1,327,646
法人税等	82,000	82,000	0
当期一般正味財産増減額	904,351	△ 423,295	1,327,646
一般正味財産期首残高	1,279,450	1,702,745	△ 423,295
一般正味財産期末残高	2,183,801	1,279,450	904,351
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	328,650,000	328,650,000	0
指定正味財産期末残高	328,650,000	328,650,000	0
III 正味財産期末残高	330,833,801	329,929,450	904,351

## 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	7,796,172	7,263,423	532,749
未収金	112,526	0	112,526
前払金	111,390	31,106	80,284
流動資産合計	8,020,088	7,294,529	725,559
<b>2. 固定資産</b>			
<b>(1) 基本財産</b>			
基本財産積立預金	307,000,000	307,000,000	0
基本財産合計	307,000,000	307,000,000	0
<b>(2) 特定資産</b>			
国際交流事業推進基金積立資産	20,000,000	20,000,000	0
周年記念事業基金積立資産	1,650,000	1,650,000	0
特定資産合計	21,650,000	21,650,000	0
<b>(3) その他固定資産</b>			
什器備品	7,010,660	7,010,660	0
什器備品減価償却累計額	△7,010,649	△7,010,649	0
その他固定資産合計	11	11	0
固定資産合計	328,650,011	328,650,011	0
資産合計	336,670,099	335,944,540	725,559
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	5,746,455	5,933,090	△186,635
未払法人税等	82,000	82,000	0
預り金	7,843	0	7,843
流動負債合計	5,836,298	6,015,090	△178,792
負債合計	5,836,298	6,015,090	△178,792
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
補助金	21,650,000	21,650,000	0
寄付金	307,000,000	307,000,000	0
指定正味財産合計	328,650,000	328,650,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 307,000,000 )	( 307,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 21,650,000 )	( 21,650,000 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>	2,183,801	1,279,450	904,351
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
正味財産合計	330,833,801	329,929,450	904,351
負債及び正味財産合計	336,670,099	335,944,540	725,559

## 財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価方法及び評価基準

満期保有目的で保有する債券は取得価格で計上している。

評価方法は総平均法によっている。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

減価償却固定資産について、定額法により実施している。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産投資有価証券	307,000,000	0	0	307,000,000
基本財産合計	307,000,000	0	0	307,000,000
特定資産				
・国際交流事業推進 基金積立資産	20,000,000	0	0	20,000,000
・周年記念事業基金 積立資産	1,650,000	0	0	1,650,000
特定資産合計	21,650,000	0	0	21,650,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充 当額)	(うち一般正味 財産からの充 当額)	(うち負債 に対する 額)
基本財産				
基本財産投資有価証券	307,000,000	(307,000,000)	—	—
基本財産合計	307,000,000	(307,000,000)	—	—
特定資産				
・国際交流事業推進 基金積立資産	20,000,000	(20,000,000)	—	—
・周年記念事業基金 積立資産	1,650,000	(1,650,000)	—	—
特定資産合計	21,650,000	(21,650,000)	—	—

4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

基本財産として保有する満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
地方債			
392回大阪府公募公債	207,000,000	207,434,700	434,700
410回大阪府公募公債	100,000,000	99,370,000	△630,000
合 計	307,000,000	306,804,700	△195,300

5. 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対 照表上 の記載 区分
補助金						
・受取補助金	西宮市	0	20,331,248	20,331,248		—
・受取日本語教 育体制づくり 事業補助金	兵庫県 国際交 流協会	0	276,000	276,000	0	—
受託収入	西宮市					
・国際交流事務 研修生受託		0	1,032,031	1,032,031	0	—
・フランス友好提 携事業受託		0	0	0	0	—
・多言語翻訳業 務受託収益		0	65,684	65,684	0	—
・宮水学園講座 受託		0	75,000	75,000	0	—
合 計			21,779,963	21,779,963		

## 附 属 明 細 書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、財務諸表の注記に記載しているため省略している。



財 産 目 録  
令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
預金	普通預金 三井住友銀行 西宮支店	運転資金として使用	4,949,874
	普通預金 兵庫六甲 農業協同組合 西宮支店	運転資金として使用	2,846,298
未収金			112,526
前払金			111,390
流動資産合計			8,020,088
(固定資産)			
基本財産			
基本財産投資有価証券	公募公債 みずほ証券 関西法人部	運用益を公益目的事業 に使用	207,000,000
	公募公債 みずほ証券 関西法人部	運用益を公益目的事業 に使用	100,000,000
特定資産			
国際交流事業 推進基金積立資産	普通預金 三井住友銀行 西宮支店	国際交流事業の推進資金 として保有	20,000,000
周年記念事業 基金積立資産	定期預金 三井住友銀行 西宮支店	周年記念事業の準備資金 として保有	1,650,000
その他固定資産			
什器備品	展示台等	事業・管理用に使用	7,010,660
什器備品減価償却累計額			△ 7,010,649
固定資産合計			328,650,011
資産合計			336,670,099
(流動負債)			
未払金	補助金等に対する未払額	補助金、光熱水費等	5,746,455
未払法人税等			82,000
預り金	源泉所得税		7,843
流動負債合計			5,836,298
負債合計			5,836,298
正味財産			330,833,801

## 公益財団法人 西宮市国際交流協会 令和6年度 事業計画

世界のグローバル化が進展し、暮らしのあらゆる面で外国とのつながりなしには成り立たなくなり、国内的、地域的にも、外国人市民とともに多文化・異文化を尊重しながら共生できる社会の実現が一層必要となっている。そのような中、当協会は2011年9月30日に公益財団法人に移行し、公益財団法人西宮市国際交流協会として新たな一歩を踏み出した。

令和6年度も、「多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、もってより世界に開かれた国際性豊かな社会の発展に寄与する」ため、市民と民間団体、行政をつなぐパイプ役となり、「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の三つの公益目的事業を中心に、諸事業を積極的に推進する。

### 1 多文化共生社会の実現に関する事業 (7,598千円)

当事業では、外国人市民が日常生活の中で必要とする、学習支援、文化体験、あるいは各種相談、情報提供の支援など、主として多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施する。

#### 1. 日本語学習支援事業

外国人市民が、地域の中で日常生活を送るために必要な日本語の習得を支援する。

##### 1) 日本語学習事業

(「西宮日本語ボランティアの会」事業)

外国人対象に、ボランティア自主活動グループの参画と協力により年間を通じて実施する。

- ・マンツーマン学習：「みんなの日本語」等により対面学習を行う。

期間：週1回、1回90分、1期間単位6カ月、通年実施。(年間受講目標延1,900人)

- ・おしゃべりひろば：「みんなの日本語」によりクラスレッスンをを行う。入門・初級。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期)。(1期各7人募集、年間受講目標延340人)

(協会事業)

- ・なかよしひろば：外国人児童・生徒(市内公立小中学校)と親対象、学習と力づけを図る。

期間：週1回、1回90分、全40回程度(前期・後期、休校期間除く)。(年間受講目標延500人)

##### 2) 外国人のための日本語講座

外国人対象に、日本語専門教師によるクラスレッスンで日本語の習得を支援する。

- ・日本語講座(夜間)：昼間に学習できない外国人のために夜間開講する(初級・中級)。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期、春・秋)。(受講目標1期各級15人程度)

- ・日本語講座漢字クラス(夜間)：週1回、1回90分、全10回(年1回、1~3月)。(定員15人程度)

- ・生活者のための日本語講座：毎年ニーズ等を勘案し、テーマ、趣向を変えて開講する。

期間：週1回、1回90分、全10回(年2期)。(受講目標1期10人程度)

(「はなそう!まなぼう!にほんご」：自立支援や居場所形成を図る日本語学習支援。)

##### 3) 外国にルーツがある児童生徒日本語学習支援

市内公立小中学生を対象に、ボランティア講師を教育委員会の依頼で学校に派遣し、日本語の習

得を支援する。

期間：週1回、放課後時間、休校除く学期中。[ボランティア派遣事業、年間6人×30回程度]

#### 4) 教科学習支援

日本語が十分でないために、学校の勉強がわからない子どもの教科学習支援・子どもの居場所づくりを行う、教科学習教室「ふでばこ」の開講

各日程 (①月曜日(月毎) オンライン、②水曜日 オンラインまたはUR高須事務所の会議室)  
無料

市内大学の大学生によるボランティア活動事業 ※①は、関西学院大生 ②は、武庫川女子大生

#### 5) 日本語ボランティア養成講座 (2024年度は開講予定なし)

日本語ボランティア勉強会

2回、3時間

日本語で日本語を教える、教え方を学ぶ(子どもに対する日本語教育1回含む)

#### 6) 日本語教室の空白地域における大人及び外国にルーツを持つ子どもとその親のための日本語指導者、地域担い手づくり及び日本語教室(西宮市北部地域)の開催。

・日本語支援者勉強会

## 2. 日本語以外の学習支援事業

日本語以外の多文化共生の推進にかかる学習支援を行う。

#### 1) 多文化共生学習事業(「N I A 地球っ子クラブ」事業)

地球っ子をめざし、外国人ゲストなどを迎えて、ゲーム等を通じ国際理解、多文化共生の学習をする。

期間：小学校2～6年生を対象に、1回90分、年9回程度実施。(年間参加目標延200人)

#### 2) 防災、災害等事業

①災害時外国人サポーター養成研修と外国人のための防災教室、地域担い手づくり。

：災害時の外国人支援を行うサポーター養成のため、講義、訓練等により学習する。

：募集20+スキルアップ10人程度。

：一般市民(外国人含む)、留学生を対象に行う。

：他団体、他市協会と協働で地域防災連携訓練を開催。この訓練に同時並行して外国人のための防災教室を行う。

：「災害時多言語支援センター」に関する設置運営マニュアルの更新。

：他市、他団体依頼による防災訓練への協力。

②外国人のための応急手当講習会、普通救命講習会の実施

③広域多市連携事業

他協会、他団体との協働事業等を通じて、広域連携の充実を図る。

#### 3) 多文化共生に関する講義の講師派遣

## 3. 異文化体験事業

主として、異文化とのふれあい、交流体験を行う事業を実施する。

#### 1) 文化体験事業(「西宮文化交流ボランティアの会」事業)

生け花・着物の着付等の日本文化体験や、外国人ゲストの母国紹介を通じて、異文化交流を行う。

時期：外国人(内容により一般市民含む)を対象に、年6回実施(年間参加目標延100人)。

#### 2) 食文化体験事業(「食文化交流ボランティアの会」事業)

日本の季節料理や外国料理を通して、相互交流を深める。

時期：一般市民や外国人対象に、年4回程度実施（年間参加目標延40人）。

### 3) その他文化体験事業（ボランティア自主活動4グループの事業）

・「西宮ホームステイボランティアの会」事業：一泊又は日帰りで生活体験、異文化交流を深める。

時期：留学生等を対象に、年2回の定例月間事業及び随時事業を実施（JICA等公的機関等からの依頼等）。（年間参加目標延60人）

・「スペイン語ボランティアの会」事業：スペイン語圏ゲストの文化紹介で異文化交流を深める。

時期：一般市民、外国人市民を対象に、年4回程度実施、1回90分（年間参加目標延120人）。

・「西宮インターナショナルKids Club」事業：子どもの遊び体験を通じて交流を行う。

時期等：外国にルーツを持つ子ども（就学前）と親を対象に、年8回程度実施、1回60分（年間参加目標延150人）。

・「英語通訳・翻訳ボランティアの会」事業：西宮の伝統文化の体験、歴史スポットの探訪などを英語で実施。

時期：英語圏の外国人を対象に、年1回の程度（外国人、英語ボランティア合計20名程度）。

### 4) 仕事場見学・体験

地域企業と留学生、外国人市民とを繋ぐファシリテート事業。

### 5) 外国人の担い手育成

・外国人のリーダー、担い手を育成するための研修、講演会等の実施。

・外国人グループ活動のサポート。

・日常の活動を発表できる場づくり等。

## 4. 多言語による相談助言事業等

外国人等からの各種生活相談等について、多言語で助言・情報提供等の支援を行う。

### 1) 多言語による各種の生活相談（一般相談・専門家相談）

日常生活上の一般相談から各種法律問題や在留資格等までの相談に応じ、助言や情報提供を行う。

・一般相談（電話・窓口対応）：外国人含む一般市民。※英語、中国語、その他（3者通話有）。

期間：月、水、木、金を中心に通年実施。（年間相談約300件、うち外国人相談約150件程度）

・専門家相談（司法書士・行政書士）：一般外国人対象。

※通訳が必要な場合、事前連絡要。

時期：年6回（2カ月毎）、1回3時間。（年間相談者数約20人程度）[英語通訳ボランティア協力事業]

### 2) 多言語による通訳助言事業

一般外国人からの生活情報や相談等について、通訳助言等（同行通訳含む）の支援を行う。

・英語通訳助言事業（「西宮英語通訳・翻訳ボランティアの会」事業）

英語圏の外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援を行うとともに、公的事業翻訳通訳支援を行う。

時期：随時対応（事前連絡要）。（同行通訳含む、年間相談者約30人程度）

・英語以外の通訳助言事業（自主活動グループ以外の登録ボランティア参画支援事業）

英語圏外の外国人からの生活相談等の通訳助言を行う。また、公的機関の翻訳通訳支援を行う。

時期：随時対応（事前連絡要）。（同行通訳含む、年間相談者約20人程度）

## 5. 多言語による情報提供事業

地域生活情報や国際交流関係情報等を多言語により提供する。

### 1) 多言語による各種情報の提供

当協会機関紙（英語、中国語、韓国・朝鮮語版、年4回。スタッフボランティア協力事業、インターネット配信も実施）、市政ニュース英語抜粋版（月2回、「西宮英語通訳・翻訳ボランティアの会」発行、※中央図書館等にも配架）、Discover Nishinomiya（協会ホームページ掲載）、アウトライン西宮（英語翻訳版・西宮市ホームページ掲載）、外字新聞、協会の各種事業紹介（協会ホームページ、Facebook、チラシ・ポスター、ケーブルテレビ、FMラジオ放送、多言語、随時等）、防災ガイド（4言語）等の提供を行う。

期間：情報提供希望登録者、及び一般外国人を対象に、通年実施。

### 2) FMラジオ外国語放送による情報提供

番組「世界のみんなとつながろう！」を通じて、生活に役立つ市政情報や防災情報等を、外国人ゲストと母国語による話題とともに提供する（中国語、英語、ポルトガル語）。

〈放送日時〉毎週土曜日 12時～12時15分（15分間）

第1週：中国語、

第2週：英語、

第3週：ポルトガル語

通年。既放送分はインターネット配信。

### 3) 多言語による健康相談事業

「国際まちの健康相談」兵庫県立大学地域ケア開発研究所協力。

## 2 国際交流・国際協力に関する事業 (5,259千円)

当事業では、外国人市民等との交流ふれあい事業の実施や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主として市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施する。

### 1. 国際交流推進事業

国際交流の推進に向け、一般市民・外国人市民等が集い交流する事業を実施する。

#### 1) 西宮国際交流デー開催

国際交流をテーマに、地域住民・外国人・国際交流関係者が共に集い、ふれあい、交流を深めるとともに、相互理解を図る場として開催する。

内容：国際色豊かに、民族舞踊・音楽、展示、バザー、文化体験等の各種催し。

時期：年1回、フレンテ西宮4、5階フロア（延参加見込 約3,000人）。

#### 2) 地域とつながるプロジェクト

外国人住民の地域社会への参画を推進し、また日本人住民にとっては、交流することにより外国人住民が地域の活性化を図る担い手になれることを認識できるなど、意識の変化を図るための支援を行う。

・交流ウォーキングの実施：

市内を巡り、西宮のまちを知り、交流する。

・地域の夏祭り、そうめん流し、もちつき大会、やきやき作り等への参加：

地域住民と外国人市民とのコミュニティづくりや交流を深める場を提供し支援する。

対象：共に外国人。共に年2か所（地区）程度実施。

- ・高須交流サポート事業「みつくすびーんず」の共催
- ・わ〜んど・にじいろ・まつり 2024（主催：関西学院大学教育学部、西宮市在日外国人教育研究協議会）：共催事業

異なる国や地域の文化を体験することにより、多文化共生について理解を深める。

主な対象：子供

### 3)外国人のためのオリエンテーション

西宮市で生活するにあたって、知りたいこと、知ってほしいこと、市役所、病院などの実地見学を通じて、窓口での手続き方法、ゴミ出しのルール、自治会への加入等について知っていただく。企業、自治会、学校よりの依頼により出前オリエンテーションも行う。

対象：外国人 年1回程度。

### 4)国際交流カフェ

- ・外国人ボランティアグループが主体となって、模擬喫茶室を開設し、交流、居場所づくりを図る。同グループが企画、運営や、外国人、日本人との交流や仕事体験を実施。

回数等：年数回（目標、年2回）。協会前オープンスペースなどで。

- ・外国人ボランティアと珈琲関連企業が主体となって、模擬喫茶室を開設し、仕事体験や顧客との交流を図る（カフェ活）。

回数等：年3～4回（目標、年4回）。協会前オープンスペースなどで。

## 2. 国際交流事業の共催

国際交流や国際協力の市民理解を深める機会として、交流推進事業を西宮市と共催で実施する。

## 3. 国際交流事業の受託

国際交流や国際協力の推進にかかる事業を受託し、市民理解や交流の機会として実施する。

### 1)国際交流事務研修生受入事業の受託

西宮市の友好都市、中国・紹興市から国際交流事務研修生（毎年1名）を受入れ、市民との交流や西宮市の行政研修等を通して、両市の友好交流を深める諸事業を支援する。

内容：「紹興ウィーク」等の事業参加、中国語講座等の講師、一般市民や団体との交流等を支援。

受入期間：毎年約4カ月。委託元：西宮市。

## 4. 国際交流活動の協力支援事業

海外諸都市との文化交流や友好交流事業として、草の根で継続的に取り組む団体の活動を支援する。

### 1)国際交流市民団体の活動への協力・支援

対象：一般市民団体（国際交流・国際協力に取り組む地域団体）

支援内容：事業の共催、後援、協力、助成（※）。

※助成対象事業は、海外協力、市民国際交流活動活性化、青少年交流促進、文化交流等の助成効果を期待できる草の根レベルの国際交流事業で、助成金交付は2会計年度につき1団体1回、団体管理経費、渡航経費など団体自ら負担すべき経費を除き、限度額1団体50,000円。

## 5. 外国人留学生支援事業

市内大学に在籍する外国人留学生を支援する事業を実施する。

### 1)留学生支援のための大学との連携事業

外国人留学生の支援に資するとともに、市民の国際理解や、交流を深める機会としての事業を実施する（大学生グループや留学生寮等を活用した事業等を実施）。

#### 2) 留学生防災オリエンテーション

外国人留学生に対して、日本で起きる災害や防災について知って貰い、防災意識を高めるため実施。時期：年2回、大学におけるオリエンテーションの一環として実施（留学生約250人程度）。

#### 3) 留学生支援のためのホームステイ等事業

市内大学・近隣都市大学対象の留学生対象のホームステイ・ホームビジット事業

ホームステイは1泊2日、ホームビジットは日帰りで実施

時期：春・秋期 年2回（1回20家庭程度）

受入れ家族：ホームステイボランティアの会メンバー

※留学生と受入れ家族との交流ハイキングも実施

#### 4) 社会体験実習生の受入れ

##### ○留学生

関西学院大学の留学生を原則、1名を2月頃、50時間程度で、留学生と大学と調整のうえ、社会体験実習生として受け入れている。

業務は1. 事務補助（職員の補助）

2. イベント参加（国際交流デー、地域のイベント）等

3. 協会事業参加（FMラジオ外国語放送・元気印、ふでばこ等）等

4. 他企業・事業所の仕事体験、施設見学

### 6. 留学生等地域国際理解講座等派遣事業

：自治会、学校等地域でミニ国際理解講座（語学含む）を実施する。

：留学生等地域外国人人材バンクを設置し、国際理解講座講師派遣、国際理解講座の企画、開催サポートを行う。

※派遣対象：人材バンク登録者（公募）一市内留学生、在住在勤外国人等。

登録者 25名（目標）

## 3 国際理解に関する事業 (3,995千円)

当事業では、国際交流に関する市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、国際理解講座や国際交流関係の啓発、情報・資料の提供など、主として市民の国際感覚や国際理解を深めるための事業を実施する。

### 1. 国際理解関係講座の主催

市民の国際感覚や国際理解を深めるため、一般市民を対象に講座等を開催する。

#### 1) 国際理解講座（西宮市教育委員会、西宮ユネスコ協会と共催）

世界の暮らしや環境問題、多文化共生社会に関する課題等をテーマに講座を実施し国際理解を深める。

回数等：1回90分、年2～3回程度実施。原則無料（各回受講者40人程度募集）。

#### 2) 外国語でエンジョイ（英語、中国語、フランス語など）

外国人ゲストによるミニプレゼンテーションやフリートーキングを通じて交流し、その文化やライフスタイルにふれ、国際理解を深める。

回数等：1回90分、年5回程度実施。参加料：原則500円程度（各回受講者15人程度募集）。

### 3) 外国語講座

#### ① 中国語講座

「中国語会話」講座を、中国・紹興市からの国際交流事務研修生の協力により開催し、語学習得を通して、国際理解を深める。

回数等：週1回、1回90分、全10回（年1期、秋）。参加料：3,000円（受講者30名程度募集）。

#### ② 英会話講座

英語による交流も可能とする、きっかけ作りを行う「ネイティブによる英会話講座」の開講8コース（入門、初級①②③、中級①②③、キッズコース）

年間30回

定員各16名程度（キッズコース：定員12名）

### 4) 国際理解教室事業

市内小中学校（原則、公立）へ外国人講師を派遣し、母国の文化や言葉、遊び等を紹介し、外国人と児童生徒との交流を行う。

### 5) 市教育委員会との協働事業実施

市教育委員会開催の協働事業として参加。

・図書館等へ外国人を派遣し、母語での絵本の読み聞かせや、日本語等での母国の紹介等を行う。

## 2. 国際理解関係の体験事業

### 1) 外国料理体験事業

外国人ゲストの作成メニューによる外国料理づくりを体験しながら、国際理解を深める。

時期：一般市民を対象に、年2回。（食文化交流ボランティアの会が運営協力）

参加料：要。（参加者：外国人、日本人各10人程度募集）

## 3. 特別講座

多文化共生の地域づくりや身近な国際交流に理解を深めるための講座（講演）等を開催する。

一般市民の国際理解や多文化共生の地域づくりの意識を育む。

回数等：1回90分、年1～2回程度実施。原則無料（受講者30人、70人程度募集）。

## 4. 国際理解関係講座の受託

生涯学習講座を受託し、市民の国際理解を深める。

### 1) 生涯学習講座事業の受託

西宮市生涯学習大学・宮水学園の講座「国際コース」2講義を通じて、国際理解を深める。

回数等：一般市民（一般募集の宮水学園受講生）を対象に、年2回、1回90分（受講生約100人）。

## 5. 姉妹友好都市の紹介事業

### 1) 姉妹友好都市ウィーク

姉妹友好提携4都市について紹介する展示や、海外姉妹友好都市の市民等による講話等をウィーク事業として開催し、市民の国際理解を深める機会を提供し、国際交流の必要性を啓発する。

時期：一般市民を対象に、年4回、1都市1回、各1週間。〔西宮市と各姉妹友好市民の会との共催事業〕



## 6. 国際理解関係の情報提供事業

一般市民を対象に、国際理解に資する国際交流関係等の情報提供を行う。

### 1) 国際交流関係の基本情報の提供、啓発

国際交流活動に必要な図書等の提供・貸出、国際交流関係の啓発資料、協会事業紹介、行政情報や文化情報資料等の提供を行い、国際理解の必要性を啓発する。

提供方法：当協会資料コーナー、展示コーナー掲示、ホームページ、Facebook等。通年実施。

### 2) FMラジオ、協会機関紙及びイベント出展等による啓発

各種媒体等を活用して、国際交流情報の提供や国際理解の普及啓発を図る。

- ・「元気印国際交流」放送：外国人ゲストの生活や活動の紹介を通じ、国際化、国際理解を図る。

時期：毎月2回（第3、4土曜日）、1回20分、通年。既放送分はインターネット配信。

- ・「ふれあい通信」発行：国際交流情報や協会各種事業等の紹介を通じ、国際理解を図る。

回数等：年4回発行（3カ月毎）。[スタッフボランティア協力事業]

対象：当協会賛助会員、一般市民を対象に提供（市内官公署ほかで配布）。

- ・「にしのみや市民祭り」への参加

出展：国際交流資料の展示・配布や外国人ボランティアとの交流等を通じ、国際交流を図る。

時期：年1回 実施日未定

## 4 収益事業（会議室貸出事業）（695千円）

当事業では、協会が事業に使用し管理する会議室の貸出しを図る。

### 1. 会議室貸出事業

当協会の主催事業（ボランティア自主活動グループ含む）および共催事業として使用予定のない空き会議室を一般市民向けに貸出し、有効活用を図る。通年実施。

- ・貸出施設・設備：会議室2室、ホワイトボード等。
- ・貸出対象：一般市民（対象は不特定）。
- ・貸出受付：2カ月前の初日開始 窓口、電話で受付可能。
- ・利用料：会議室 時間帯別 3,000円～4,000円（賛助会員1,000円引き）。付属設備使用は無料。

## 5 その他事業（その他国際交流活動への支援事業）（547千円）

当事業では、海外諸都市との友好交流関係団体への支援や参加対象者が一定限定される交流事業への支援等を行う。

### 1. 姉妹友好都市等海外諸都市関係の市民友好交流及び地域の国際交流活動の活性化事業等

#### 1) 姉妹友好都市にかかる関係団体の育成事業

姉妹友好都市との交流を促進する関係団体が実施する事業を支援する。

支援内容：事業の共催・後援、協賛

姉妹友好都市交流市民の会事業（4団体）

#### 2) 高校生交換受入れ事業への支援

姉妹都市米国スポーケン市との間で高校生3名を相互に受入れし、ホームステイする中で異文化

交流・理解を深める取組事業に対して助成等の支援を行う。

参加対象：西宮市内在学の高校生

参加料：一部旅費自己負担

時期：年1回

交換期間：各6週間

場所：西宮市・スポークン市の家庭および高校

事業主体：西宮スポークン姉妹都市協会、西宮くすの木会

### 3) 国際交流団体との連携協力

○兵庫県、阪神各市、県外他市国際交流協会等と広く情報交換し、連携協力する。

「ひょうご国際交流団体連絡協議会」への参加

内容：①関係会議、研修会に参加するとともに、事業支援を行う。

②関係団体（他市等公共団体、公共的団体）の依頼に応じて、研修会等に講師等派遣する。

○近隣中核市4市国際交流協会等と広く情報交換し、連携協力する。

「NATS4市（西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市）国際交流団体協議会」への参加

内容：①連携協力。

②協働事業の実施。

### 4) 交流イベントの開催

外国人市民も参加する、国際交流イベント（野外含む）を開催し、国際交流を深める場とする。

対象：一般外国人及び市民。

時期：年1回。

場所：市内（原則）。

参加料：原則無料（必要経費負担の場合有り）。

### 5) 国際化を担う人材育成

市の窓口で外国人市民とコミュニケーションが円滑に行えるよう、外国語の日常会話や窓口で必要な会話の基礎を学ぶ。また、研修を通して地域の多文化共生についての理解を深め、外国人市民が利用しやすい窓口を目指す。

## 収支（正味財産増減）予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	746,000			746,000
基本財産受取利息	746,000			746,000
特定資産運用益				
特定資産運用益				
会費収益	278,000		1,105,000	1,383,000
団体会費収益	104,000		416,000	520,000
個人会費収益	107,000		424,000	531,000
ボランティア会費収益	67,000		265,000	332,000
事業収益		500,000		500,000
会議室使用料		500,000		500,000
受託収益	4,050,000			4,050,000
国際交流事務研修生受入事業受託収益	1,100,000			1,100,000
ロット・エ・ガロウ周年記念事業受託収益	1,400,000			1,400,000
スポーケン市60周年事業受託収益	1,400,000			1,400,000
翻訳受託収益	100,000			100,000
宮水学園講座受託収益	50,000			50,000
受取補助金	16,456,500	1,448,000	5,125,500	23,030,000
受取補助金	15,928,500	1,448,000	5,125,500	22,502,000
令和6年度市町日本語教育体制づくり事業補助金	528,000			528,000
受取負担金	4,996,000			4,996,000
負担金収入	4,996,000			4,996,000
寄付金収益	1,000			1,000
寄付金収益	1,000			1,000
雑収益	15,000			15,000
受取利息	5,000			5,000
雑収益	10,000			10,000
経常収益計	26,542,500	1,948,000	6,230,500	34,721,000
(2) 経常費用				
事業費	27,783,500	1,918,000		29,701,500
給料手当	2,638,500			2,638,500
臨時雇賃金	110,000			110,000
福利厚生費	355,000			355,000
旅費交通費	639,000	25,000		664,000
通信運搬費	1,650,000			1,650,000
消耗什器備品費	232,000			232,000
消耗品費	1,995,000	33,000		2,028,000
修繕費	50,000			50,000
印刷製本費	2,345,000	1,000		2,346,000
光熱水料費	1,952,000	309,000		2,261,000
賃借料	1,807,000	87,000		1,894,000
保険料	433,000	5,000		438,000
諸謝金	4,063,000	23,000		4,086,000
共益費	4,808,000	601,000		5,409,000
支払負担金	10,000	10,000		20,000
支払助成金	1,368,000	500,000		1,868,000
委託費	2,759,000	324,000		3,083,000
会議費	500,000			500,000
雑費	69,000			69,000

## 収支（正味財産増減）予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業 会計	収益事業等 会計	法人会計	合計
管理費			6,374,500	6,374,500
役員報酬			330,000	330,000
給料手当			2,638,500	2,638,500
福利厚生費			355,000	355,000
会議費			20,000	20,000
旅費交通費			83,000	83,000
通信運搬費			93,000	93,000
減価償却費			31,000	31,000
消耗什器備品費			100,000	100,000
消耗品費			88,000	88,000
修繕費			50,000	50,000
印刷製本費			106,000	106,000
光熱水料費			607,000	607,000
賃借料			87,000	87,000
諸謝金				
共益費			601,000	601,000
支払負担金			138,000	138,000
委託費			837,000	837,000
雑費			210,000	210,000
経常費用計	27,783,500	1,918,000	6,374,500	36,076,000
当期経常増減額	△ 1,241,000	30,000	△ 144,000	△ 1,355,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
法人税等			82,000	82,000
経常外費用計			82,000	82,000
当期経常外増減額			△ 82,000	△ 82,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,241,000	30,000	△ 226,000	△ 1,437,000
一般正味財産期首残高	8,034,115	△ 4,543,443	△ 2,211,222	1,279,450
一般正味財産期末残高	6,793,115	△ 4,513,443	△ 2,437,222	△ 157,550
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
① 基本財産運用益	746,000			746,000
基本財産受取利息	746,000			746,000
② 特定資産運用益				
特定資産受取利息				
③ 一般正味財産への振替額	△ 746,000			△ 746,000
一般正味財産への振替額	△ 746,000			△ 746,000
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高	328,650,000			328,650,000
指定正味財産期末残高	328,650,000			328,650,000
Ⅲ 正味財産期末残高	335,443,115	△ 4,513,443	△ 2,437,222	328,492,450

西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第243条の3第2項の規定により西宮市土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

西宮市土地開発公社  
令和5年度事業報告書

1 公有地取得事業

取得

(単位：㎡・円)

事業名	用地買収		補償		事業費計
	面積	契約金額	件数	契約金額	
公園用地	2,519.98	350,277,220	1	1,014,000	351,291,220
合計	2,519.98	350,277,220	1	1,014,000	351,291,220

処分

該当なし

2 土地造成分譲事業

(1) 公社分譲

(単位：㎡・円)

事業名	販売区画数	売却区画数	面積	契約金額
市有地分譲	1	1	985.70	301,600,000
名塩さくら台分譲	13	13	3,102.98	79,980,000
合計	14	14	4,088.68	381,580,000

(2) 市有地処分

(単位：㎡・円)

事業名	販売区画数	売却区画数	面積	契約金額	事務経費等
市有地分譲受託	3	3	236.37	77,973,000	1,389,166
合計	3	3	236.37	77,973,000	1,389,166

3 附帯等事業

(単位：㎡・円)

事業名	面積	賃料収入
甲子園浜1丁目土地活用	55,941.66	124,320,000
合計	55,941.66	124,320,000

## 収支決算書

### 1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 事業収益			626,597,775
	1 公有地取得事業収益		0
		1 土地原価収入	0
		2 その他土地収入	0
		3 事務費収入	0
	2 土地造成事業収益		502,277,775
		1 完成土地等売却収益	502,277,775
	3 附帯等事業収益		124,320,000
		1 保有土地賃貸等事業収益	124,320,000
2 事業外収益			63,639
	1 受取利息		1,911
		1 基本財産運用収入	300
		2 預金利息	1,611
	2 雑収益		61,728
		1 雑収入	61,728
収 入 合 計			626,661,414

(支 出)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 事業原価			496,799,211
	1 公有地取得事業原価		0
		1 土地売却原価	0
		2 その他土地売却原価	0
	2 土地造成事業原価		496,799,211
		1 完成土地等売却原価	496,799,211
	3 附帯等事業原価		0
	1 保有土地賃貸等事業原価	0	
2 販売費及び一般管理費			59,147,475
	1 一般管理費		59,147,475
		1 報酬	15,734,324
		2 賃金	0
		3 法定福利費	2,736,710
		4 旅費	4,500
		5 需用費	414,089
		6 使用料及び賃借料	1,243,332
		7 備品費	0
		8 負担金	37,400
		9 役務費	789,536
		10 委託費	82,684
		11 公課費	38,104,900
3 事業外費用			0
	1 支払利息		0
		1 支払利息	0
	2 雑損失		0
		1 雑損失	0
支 出 合 計			555,946,686

2 資本的收入及び支出

(収 入)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 資本的收入			2,000,000,000
	1 借入金		2,000,000,000
		1 長期借入金	2,000,000,000
収 入 合 計			2,000,000,000

(支 出)

(単位：円)

款	項	目	決 算 額
1 資本の支出			2,858,426,784
	1 公有地取得事業費		361,627,573
		1 土地買収費	350,277,220
		2 補償費	1,014,000
		3 需用費	0
		4 鑑定料	0
		5 役務費	0
		6 委託費	0
		7 工事費	0
		8 支払利息	10,336,353
	2 土地造成事業費		496,799,211
		1 土地買収費	378,056,688
		2 補償費	194,810
		3 報酬	3,592,273
		4 鑑定料	766,700
		5 委託費	10,678,140
		6 工事費	103,510,600
	3 長期借入金償還金		2,000,000,000
		1 長期借入金償還金	2,000,000,000
支 出 合 計			2,858,426,784



# 財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

区 分	金 額	
資産の部		
流動資産		6,300,344,562
預金	382,095,302	
未収金	119,308,609	
公有用地	5,798,940,651	
完成土地等	0	
前払金	0	
固定資産		10,000,000
投資その他の資産		
長期性預金	10,000,000	
資 産 の 部 計 (A)		6,310,344,562
負債の部		
流動負債		912,100,955
未払金	311,798,059	
短期借入金	600,000,000	
前受金	0	
預り金	302,896	
固定負債		4,100,800,000
長期借入金	4,000,000,000	
長期預り金	100,800,000	
負 債 の 部 計 (B)		5,012,900,955
正 味 財 産 (A)-(B)		1,297,443,607

# 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

## 資 産 の 部

(単位：円)

1 流動資産		
(1) 現金及び預金(附属明細表 1 参照)	382,095,302	
(2) 事業未収金	119,308,609	
(3) その他未収金	0	
(4) 公有用地(附属明細表 2 参照)	5,798,940,651	
(5) 完成土地等(附属明細表 3 参照)	0	
(6) 前払金	0	
流動資産合計		6,300,344,562
2 固定資産		
(1) 投資その他の資産		
ア 長期性預金(附属明細表 1 参照)	10,000,000	
投資その他の資産合計	10,000,000	
固定資産合計		10,000,000
資産合計		6,310,344,562

## 負 債 の 部

1 流動負債		
(1) 未払金	311,798,059	
(2) 短期借入金(附属明細表 4 参照)	600,000,000	
(3) 前受金	0	
(4) 預り金	302,896	
流動負債合計		912,100,955
2 固定負債		
(1) 長期借入金(附属明細表 5 参照)	4,000,000,000	
(2) 長期預り金	100,800,000	
固定負債合計		4,100,800,000
負債合計		5,012,900,955

## 資 本 の 部

1 資本金		
(1) 基本財産(附属明細表 6 参照)	10,000,000	
資本金合計		10,000,000
2 準備金		
(1) 前期繰越準備金	1,216,728,879	
(2) 当期利益	70,714,728	
準備金合計		1,287,443,607
資本合計		1,297,443,607
負債・資本合計		6,310,344,562

(重要な会計方針)

たな卸資産の評価基準及び評価方法

公有用地・・・個別法による原価法によっています。

**損益計算書**  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

1 事業収益(附属明細表 7 参照)		
(1) 公有地取得事業収益	0	
(2) 土地造成事業収益	502,277,775	
(3) 附帯等事業収益	<u>124,320,000</u>	626,597,775
2 事業原価(附属明細表 8 参照)		
(1) 公有地取得事業原価	0	
(2) 土地造成事業原価	<u>496,799,211</u>	<u>496,799,211</u>
事業総利益		129,798,564
3 販売費及び一般管理費		
(1) 一般管理費	<u>59,147,475</u>	<u>59,147,475</u>
事業利益		70,651,089
4 事業外収益		
(1) 受取利息	1,911	
(2) 雑収益	<u>61,728</u>	<u>63,639</u>
経常利益		70,714,728
当期利益		<u><u>70,714,728</u></u>

キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	公有地取得事業収入	0
	土地造成事業収入	402,676,395
	その他事業収入	126,307,524
	その他の業務収入	61,728
	公有地取得事業支出	△ 361,627,573
	土地造成事業支出	△ 185,792,617
	取得に係る支出	△ 77,059,888
	管理に係る支出	△ 108,732,729
	その他事業支出	0
	人件費支出	△ 18,059,248
	その他の業務支出	△ 40,645,415
	小計	△ 77,079,206
	利息の受取額	1,911
	事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,077,295
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	長期性預金の満期による収入	10,000,000
	長期性預金の預入れによる支出	△ 10,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	1,250,000,000
	短期借入金の返済による支出	△ 950,000,000
	長期借入れによる収入	2,000,000,000
	長期借入金の返済による支出	△ 2,000,000,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	300,000,000
IV	現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	222,922,705
V	現金及び現金同等物期首残高	159,172,597
VI	現金及び現金同等物期末残高	382,095,302

## 附 属 明 細 表

### 1 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	—	0	
預 金	普 通	382,095,302	
	定 期	10,000,000	
計	—	392,095,302	

### 2 公有用地明細表

(単位：㎡・円)

資 産 区 分		甲子園浜下水処理場用地	公園用地買収事業	合 計
期首 残高	面 積	55,941.66	0.00	55,941.66
	金 額	5,437,313,078	0	5,437,313,078
当期 増加 高	面 積	0.00	2,519.98	2,519.98
	用地費	0	350,277,220	350,277,220
	補償費	0	1,014,000	1,014,000
	工事費	0	0	0
	測量試験費	0	0	0
	諸経費	0	0	0
	支払利息	9,228,981	1,107,372	10,336,353
	計	9,228,981	352,398,592	361,627,573
当期 減少 高	面 積	0.00	0.00	0.00
	金 額	0	0	0
期末 残高	面 積	55,941.66	2,519.98	58,461.64
	金 額	5,446,542,059	352,398,592	5,798,940,651

### 3 完成土地等明細表

(単位：㎡・円)

資 産 区 分		南部宅地 分譲用地	名塩さくら台 宅地分譲用地	合 計
期首 残高	面 積	0.00	0.00	0.00
	金 額	0	0	0
当期 増加 高	面 積	985.70	3,102.98	4,088.68
	用地費	300,996,800	77,059,888	378,056,688
	補償費	194,810	0	194,810
	工事費	86,850,000	16,660,600	103,510,600
	測量試験費	7,970,270	3,474,570	11,444,840
	諸経費	3,592,273	0	3,592,273
	支払利息	—	—	—
	計	399,604,153	97,195,058	496,799,211
当期 減少 高	面 積	985.70	3,102.98	4,088.68
	金 額	399,604,153	97,195,058	496,799,211
	評価減	0	0	0
期末 残高	面 積	0.00	0.00	0.00
	金 額	0	0	0

#### 4 短期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
播州信用金庫	300,000,000	0	300,000,000	0
あおぞら銀行	0	650,000,000	650,000,000	0
淡路信用金庫	0	600,000,000	0	600,000,000
計	300,000,000	1,250,000,000	950,000,000	600,000,000

#### 5 長期借入金明細表

(単位：円)

借入先	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高
三井住友銀行	2,000,000,000	0	2,000,000,000	0
淡路信用金庫	2,000,000,000	2,000,000,000	0	4,000,000,000
計	4,000,000,000	2,000,000,000	2,000,000,000	4,000,000,000

#### 6 資本金明細表

(単位：円)

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	西宮市	10,000,000	定期預金 10,000,000
計		10,000,000	

#### 7 事業収益明細表

(単位：円)

科目	目		金額	摘要
公有地取得事業収益	公有用地売却収益		0	土地原価収入 0
				その他土地収入 0
				事務費収入 0
土地造成事業収益	完成土地等売却収益	宅地分譲売却収益	502,277,775	土地売却収入 381,580,000
				その他売却収入 120,697,775
附帯等事業収益	保有土地賃貸等事業収益		124,320,000	
合	計		626,597,775	

#### 8 事業原価明細表

(単位：円)

科目	目		金額	摘要
公有地取得事業原価	公有用地売却原価		0	土地売却原価 0
				その他土地売却原価 0
土地造成事業原価	完成土地等売却原価	宅地分譲売却原価	496,799,211	土地売却原価 378,056,688
				その他諸経費売却原価 118,742,523
合	計		496,799,211	

## 令和6年度事業計画書

### 1 公有地取得事業

取得

(単位：㎡・千円)

事業名	事業費	用地買収		物件補償	
		面積	金額	件数	金額
公共事業関連用地	47,000	123	47,000	0	0
合計	47,000	123	47,000	0	0

処分

(単位：㎡・千円)

区分	面積	件数	処分価格	備考
公共事業関連用地	2,520	1	353,533	
合計	2,520	1	353,533	

### 2 土地造成事業

(単位：㎡・千円)

区分		事業費	区画数	分譲面積	分譲収益
市有地造成等・分譲事業	当年度分譲分	1,204,752	6	3,722	1,235,613
	翌年度以降分		—	—	
名塩さくら台造成等・分譲事業	当年度分譲分	152,094	18	7,589	156,343
	翌年度以降分		—	—	
合計		1,356,846	24	11,311	1,391,956

### 3 附帯等事業

(単位：㎡・千円)

事業名	面積	賃料収入(R6.4～R7.3)
甲子園浜1丁目土地活用	55,941	124,320
合計	55,941	124,320

# 令和6年度予算書

(総則)

第1条 令和6年度西宮市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び収益的支出の予定額は、次のとおり定める。

				(単位：千円)
		収	入	
第1款	事業	収益		1,869,809
	第1項	公有地取得事業	収益	353,533
	第2項	土地造成事業	収益	1,391,956
	第3項	附帯等事業	収益	124,320
第2款	事業外	収益		27
	第1項	受取	利息	2
	第2項	雑	収益	25
		収入	合計	1,869,836
		支	出	
第1款	事業	原価		1,709,674
	第1項	公有地取得事業	原価	352,828
	第2項	土地造成事業	原価	1,356,846
第2款	販売費及び一般管理費			68,705
	第1項	一般管理費		68,705
第3款	事業外	費用		1
	第1項	支払	利息	0
	第2項	雑	損失	1
		支出	合計	1,778,380

収益的収入支出差引額 = 1,869,836 - 1,778,380 = 91,456



(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,356,846千円 は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

				(単位：千円)
			入	
第1款	資 本 的 収 入			2,141,003
第1項	借 入 金			2,141,003
	収 入 合 計			2,141,003
			出	
第1款	資 本 的 支 出			3,497,849
第1項	公有地取得事業費			141,003
第2項	土地造成事業費			1,356,846
第3項	長期借入金償還金			2,000,000
	支 出 合 計			3,497,849

資本的収入支出差引額=2,141,003-3,497,849= △ 1,356,846

(長期借入金)

第4条 金融機関等の長期借入金限度額は、10,000,000千円と定める。

(短期借入金)

第5条 金融機関等の短期借入金限度額は、10,000,000千円と定める。

(予算実施計画)

第6条 収支予算の実施計画は、令和6年度西宮市土地開発公社予算実施計画のとおりとする。

## 令和6年度予算実施計画書

### I 収益的収入及び支出

#### 1 収入

(単位：千円)

款	項	目	金額
1	事業収益		1,869,809
	1 公有地取得 事業収益		353,533
		1 土地原価収入	351,291
		2 その他土地収入	1,537
		3 事務費収入	705
	2 土地造成 事業収益		1,391,956
		1 完成土地等売却 収益	1,391,956
	3 附帯等 事業収益		124,320
		1 保有土地 賃貸等収益	124,320
2	事業外収益		27
	1 受取利息		2
		1 基本財産 運用収入	1
		2 預金利息	1
	2 雑収益		25
		1 雑収入	25
収入合計			1,869,836

## 2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	金 額
1	事業原価		1,709,674
	1 公有地取得 事業原価		352,828
		1 土地売却原価	351,291
		2 その他土地 売却原価	1,537
	2 土地造成 事業原価		1,356,846
		1 完成土地等 売却原価	1,356,846
2	販売費及び 一般管理費		68,705
	1 一般管理費		68,705
		1 報酬	18,361
		2 賃金	1
		3 法定福利費	2,739
		4 旅費	177
		5 需用費	2,159
		6 使用料及び 賃借料	1,512
		7 備品費	116
		8 負担金	66
		9 役務費	1,455
		10 委託費	1,319
		11 公課費	40,800
3	事業外費用		1
	1 支払利息	1 支払利息	0
	2 雑損失	1 雑損失	1
	支 出 合 計		1,778,380

Ⅱ 資本的收入及び支出

1 収 入

(単位：千円)

款	項	目	金 額
1 資本的收入			2,141,003
	1 借入金		2,141,003
		1 長期借入金	2,141,003
	収 入 合 計		2,141,003

2 支 出

(単位：千円)

款	項	目	金 額
1 資本的支出			3,497,849
	1 公有地取得事業費		141,003
		1 土地買収費	47,000
		2 補償費	0
		3 需用費	60
		4 鑑定料	0
		5 役務費	1
		6 委託費	0
		7 工事費	0
		8 支払利息	93,942
	2 土地造成事業費		1,356,846
		1 土地買収費	1,142,050
		2 補償費	1
		3 報酬	0
		4 鑑定料	1,100
		5 委託費	5,644
		6 工事費	208,050
		7 負担金	1
	3 長期借入金償還金		2,000,000
		1 長期借入金償還金	2,000,000
	支 出 合 計		3,497,849

## 令和6年度資金計画書

令和6年度西宮市土地開発公社の資金計画は、次に定めるところによる。

(単位：千円)

区 分		当年度予定額
受      入	繰越資金	189,441
	公有地取得事業収入	353,533
	土地造成事業収入	1,391,956
	附帯事業収益	124,320
	短期借入金	350,000
	長期借入金	2,141,003
	受取利息 雑収	2 25
合 計		4,550,280
支      払	公有地取得費	47,061
	土地造成事業費	1,356,846
	短期借入金償還金	850,000
	長期借入金償還金	2,000,000
	借入金支払利息	93,942
	事業外費用雑損失 一般管理費	1 68,705
合 計		4,416,555
差引次年度繰越		133,725

公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により公益財団法人西宮市文化振興財団の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮市文化振興財団  
令和5年度事業報告書

1 自主芸術文化事業

開催日	事業名	入場人員(人)
4/22(土)5/13(土) 7/8(土)	ゑびす寄席 (出前寄席)	230
4/30(日)	おさんぽアミティ 「教養しりーず×おさんぽアミティ コンサートの楽しみ方・生演奏の世界」	56
5/27(土) 5/28(日)	わたしとみんなのダンスWS① 「かんたん体験! 舞台創作ちょこっとトライアル/おもいっきりダンス! からだでキモチをえがいてみよう」	33
6/1(木) 6/29(木)	おさんぽアミティ 「あすなる学級アウトリーチ」	54
6/10(土)	甲東サロンコンサート	108
6/25(日)7/28(金)8/3(木)	学生のための「ジャズ・クリニック」	45
7/6(木) 8/3(木) 10/4(水) 1/12(金)	名画鑑賞会	1,275
7/22(土) 8/24(木) 9/26(火) 12/2(土) 1/30(火) 3/8(金)	市民文化サロン「西宮文学案内」	541
7/29(土)	おさんぽアミティ 「教養しりーず番外編×おさんぽアミティ いっしょにおどろう! ダンスワークショップ」	10
7/29(土) 7/30(日)	地域連携みんなでつくるアートな日	2,000
7/30(日)	おさんぽアミティ 「ダンスとお芝居で感じる『銀河鉄道の夜』」	42
8/5(土)	アート for キッズ「子と親のはじめてのホール体験プリンセスコンサート」	763
8/10(木)	おさんぽアミティ 「わたしとみんなのダンスWS②: 市立西宮高校ダンス部」	13
8/19(土) 8/20(日)	コンテンポラリーダンス&演劇公演 「銀河鉄道の夜」	1,052
①8/25(金) ②8/26(土) ③9/30(土)	おさんぽアミティ 「わたしとみんなのダンスWS③: 善照学園ダンスワークショップ」	延77
11/11(土)	大阪音楽大学専攻科生による「オータムコンサート」	138
11/12(日)	西宮太鼓フェスティバル	788
11/26(日)	「青春の音楽祭」コンサート	320
11/28(火)	おさんぽアミティ 「ACTAクリスマスコンサート」	450
12/1(金)	ニューイヤーコンサート プレ企画	47

開催日	事業名	入場人員(人)
12/7(木)	不登校支援プログラム ミ・ベモル サクソフォンアンサンブルコンサート	135
12/9(土)	にしのみやオペラ「スペインの時」・「子供と魔法」	583
12/22(金)	文楽セミナー(文楽に遊ぶ)	170
1/14(日)	おさんぽアミティ「地域交流施設アウトリーチ みんなのコンサート」	80
1/16(火)	ニューイヤーコンサート	134
1/19(金)	アミティ・ランチタイムコンサート	248
1/21(日)	おさんぽアミティ「教養しりーず×おさんぽアミティ ピアノの秘密、大公開!」	65
1/28(日)	おさんぽアミティ「福祉施設アウトリーチ」	15
2/2(金)2/3(土)2/4(日)	にしのみやアジア映画祭	441
2/10(土)	なるお寄席	611
2/11(日)	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」(吹奏楽・ジャズ)	839
2/17(土)	ミ・ベモル サクソフォンアンサンブル コンサート	492
2/24(土)	宮っ子おやこコンサート	368
2/28(水)	おさんぽアミティ「はじめましての音楽会」	45
3/31(日)	ダイナミックアート 私たちの街にしのみやを描こう!	34
通年	おうちでアミティ	[オンライン]
通年	芸術文化情報の収集提供事業	—
通年	さくらFM放送委託事業	—
通年	文化団体・高校等共催後援事業	共催1件 後援134件
	友の会推進事業	—
	舞台芸術推進事業	—



## 2 受託文化事業等

開催日	事業名	入場人員(人)
6/3(土)	西宮虹舞台事業 (浜脇のふるさとづくり事業)	300
7/1(土)～7/8(土)	西宮市展	延1,520
11/3(金・祝)	西宮市民音楽祭	400
9/30(土)	C l a s s i cコンサートinプレラ	147
10/13(金)～10/28(土)	西宮芸術文化協会作家の近作展	延1,108
12/1(金)	西宮文芸「表情」発行	—
1/8(月・祝)	能楽講座 気軽に楽しもう!能の世界	204
1/27(土)	古典芸能鑑賞会 日本舞踊	161
10/7(土)・8(日)	野外文化事業	延2,800
10/14(土)～11/7(火)	第72回西宮市民文化祭	延52,379
12/17(日)	さよならコンサート	925
通年	まちかどコンサート	1,392
通年	西宮少年合唱団育成事業	—
通年	西宮市吹奏楽団育成事業	—
通年	団体育成事業	—
通年	アーティストバンク事業 (にしのみや新進アーティストボックス)	—
通年	ブラス・クリニック事業[実行委員会への参画]	—
通年	西宮市小中学校へのアウトリーチ事業[実行委員会への参画]	音楽27件 ダンス4件 美術13件 古典20件

## 3 芸術文化情報の収集提供事業

「西宮カルチャー・イベント・カレンダー」等により当財団の事業だけでなく、広く市内の芸術文化の催し物の情報などを発信するとともに、ホームページ、アミティータイム(文化振興財団情報チラシ)、さくらFM、SNS等により財団事業の情報発信に取り組んだ。

## 4 施設管理運営事業

芸術文化活動の振興を図るため、指定管理者として西宮市民会館の管理運営を行った。

正味財産増減計算書総括表  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	4,950,769	4,950,769
基本財産受取利息	0	0	4,950,769	4,950,769
② 特定資産運用益	204,000	0	0	204,000
特定資産受取利息	204,000	0	0	204,000
③ 自主事業収益	6,786,100	0	0	6,786,100
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	6,786,100	0	0	6,786,100
④ 指定管理料収益	83,468,538	44,944,597	0	128,413,135
西宮市民会館指定管理料収益	83,468,538	44,944,597	0	128,413,135
⑤ 受託事業収益	46,386,319	0	0	46,386,319
東高校ホール管理運営受託事業収益	0	0	0	0
公共団体等実施文化事業受託事業収益	46,386,319	0	0	46,386,319
⑥ 受取補助金等	42,900,000	0	8,290,571	51,190,571
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	42,900,000	0	0	42,900,000
受取財団派遣職員給与費等補助金	0	0	8,290,571	8,290,571
⑦ 雑収益	1,915,560	1,349,184	0	3,264,744
総務雑収益	0	1,349,184	0	1,349,184
自主事業雑収益	1,915,560	0	0	1,915,560
受取利息	0	0	0	0
経常収益計	181,660,517	46,293,781	13,241,340	241,195,638
(2) 経常費用				
① 事業費	185,660,178	45,622,517	0	231,282,695
報酬	21,083,745	5,314,435	0	26,398,180
給料手当	28,156,007	0	0	28,156,007
臨時雇賃金	2,888,317	163,693	0	3,052,010
退職給付費用	1,527,868	156,688	0	1,684,556
福利厚生費	7,297,964	906,344	0	8,204,308
旅費交通費	463,325	469	0	463,794
交際費	75	0	0	75
通信運搬費	2,454,867	58,643	0	2,513,510
消耗品費	6,452,406	1,549,867	0	8,002,273
修繕費	6,213,575	3,313,411	0	9,526,986
印刷製本費	5,575,329	180,560	0	5,755,889
燃料費	0	0	0	0
光熱水料費	19,992,266	10,765,067	0	30,757,333
賃借料	8,072,761	729,954	0	8,802,715
支払保険料	67,889	19,421	0	87,310
諸謝金	8,431,586	0	0	8,431,586
租税公課	4,233,800	1,158,900	0	5,392,700
著作権使用料	237,473	0	0	237,473
支払負担金	224,850	17,150	0	242,000
委託料	58,503,168	20,995,456	0	79,498,624
支払手数料	1,266,861	292,459	0	1,559,320
広告宣伝費	0	0	0	0
賞与引当金繰入額	2,516,046	0	0	2,516,046

正味財産増減計算書総括表  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業等 会計	法人会計	合 計
②管理費	0	0	10,687,186	10,687,186
報酬	0	0	2,271,400	2,271,400
福利厚生費	0	0	6,338,508	6,338,508
旅費交通費	0	0	76,530	76,530
交際費	0	0	20,670	20,670
通信運搬費	0	0	208,552	208,552
減価償却費	0	0	149,050	149,050
消耗品費	0	0	240,421	240,421
修繕費	0	0	121,596	121,596
印刷製本費	0	0	21,590	21,590
燃料費	0	0	51,251	51,251
賃借料	0	0	55,963	55,963
支払保険料	0	0	193,630	193,630
租税公課	0	0	9,200	9,200
支払負担金	0	0	310,020	310,020
委託料	0	0	220,000	220,000
支払手数料	0	0	398,805	398,805
経常費用計	185,660,178	45,622,517	10,687,186	241,969,881
当期経常増減額	△ 3,999,661	671,264	2,554,154	△ 774,243
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	2,653,410	△ 99,256	△ 2,554,154	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,346,251	572,008	0	△ 774,243
一般正味財産期首残高	22,430,353	44,914,175	23,481,326	90,825,854
一般正味財産期末残高	21,084,102	45,486,183	23,481,326	90,051,611
II 指定正味財産増減の部				
① 基本財産運用益	0	0	4,950,769	4,950,769
基本財産受取利息	0	0	4,950,769	4,950,769
② 一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,950,769	△ 4,950,769
一般正味財産への振替額	0	0	△ 4,950,769	△ 4,950,769
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	500,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	500,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	21,084,102	45,486,183	523,481,326	590,051,611

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 特定資産運用益	204,000	206,200	△ 2,200
特定資産受取利息	204,000	206,200	△ 2,200
③ 自主事業収益	6,786,100	6,199,700	586,400
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	6,786,100	6,199,700	586,400
④ 指定管理料収益	83,468,538	80,570,011	2,898,527
西宮市民会館指定管理料収益	83,468,538	80,570,011	2,898,527
⑤ 受託事業収益	46,386,319	66,930,610	△ 20,544,291
東高校ホール管理運営受託事業収益	0	21,431,727	△ 21,431,727
公共団体等実施文化事業受託事業収益	46,386,319	45,498,883	887,436
⑥ 受取補助金等	42,900,000	42,001,963	898,037
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	42,900,000	41,076,325	1,823,675
受取財団派遣職員給与費等補助金	0	925,638	△ 925,638
⑦ 雑収益	1,915,560	756,630	1,158,930
総務雑収益	0	0	0
自主事業雑収益	1,915,560	756,630	1,158,930
受取利息	0	0	0
経常収益計	181,660,517	196,665,114	△ 15,004,597
(2) 経常費用			
① 事業費	185,660,178	199,621,382	△ 13,961,204
報酬	21,083,745	24,542,775	△ 3,459,030
給料手当	28,156,007	25,506,239	2,649,768
臨時雇賃金	2,888,317	4,455,831	△ 1,567,514
退職給付費用	1,527,868	1,359,868	168,000
福利厚生費	7,297,964	8,330,362	△ 1,032,398
旅費交通費	463,325	208,227	255,098
交際費	75	900	△ 825
通信運搬費	2,454,867	2,426,818	28,049
消耗品費	6,452,406	7,240,150	△ 787,744
修繕費	6,213,575	6,206,345	7,230
印刷製本費	5,575,329	4,887,209	688,120
燃料費	0	23,430	△ 23,430
光熱水料費	19,992,266	21,251,784	△ 1,259,518
賃借料	8,072,761	7,711,285	361,476
支払保険料	67,889	67,199	690
諸謝金	8,431,586	8,577,016	△ 145,430
租税公課	4,233,800	4,611,070	△ 377,270
著作権使用料	237,473	231,156	6,317
支払負担金	224,850	170,650	54,200
委託料	58,503,168	67,996,441	△ 9,493,273
支払手数料	1,266,861	1,313,592	△ 46,731
広告宣伝費	0	42,900	△ 42,900
賞与引当金繰入額	2,516,046	2,460,135	55,911
② 管理費	0	0	0
経常費用計	185,660,178	199,621,382	△ 13,961,204
当期経常増減額	△ 3,999,661	△ 2,956,268	△ 1,043,393

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公益目的事業会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	2,653,410	2,027,491	625,919
当期一般正味財産増減額	△ 1,346,251	△ 928,777	△ 417,474
一般正味財産期首残高	22,430,353	23,359,130	△ 928,777
一般正味財産期末残高	21,084,102	22,430,353	△ 1,346,251
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	21,084,102	22,430,353	△ 1,346,251

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

収益事業等会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
③ 自主事業収益	0	0	0
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	0	0	0
④ 指定管理料収益	44,944,597	43,383,852	1,560,745
西宮市民会館指定管理料収益	44,944,597	43,383,852	1,560,745
⑤ 受託事業収益	0	17,535,038	△ 17,535,038
東高校ホール管理運営受託事業収益	0	17,535,038	△ 17,535,038
公共団体等実施文化事業受託事業収益	0	0	0
⑥ 受取補助金等	0	498,420	△ 498,420
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	0	0	0
受取財団派遣職員給与費等補助金	0	498,420	△ 498,420
⑦ 雑収益	1,349,184	1,430,861	△ 81,677
総務雑収益	1,349,184	1,430,861	△ 81,677
自主事業雑収益	0	0	0
受取利息	0	0	0
経常収益計	46,293,781	62,848,171	△ 16,554,390
(2) 経常費用			
① 事業費	45,622,517	62,276,044	△ 16,653,527
報酬	5,314,435	8,749,676	△ 3,435,241
給料手当	0	0	0
臨時雇賃金	163,693	1,125,328	△ 961,635
退職給付費用	156,688	165,280	△ 8,592
福利厚生費	906,344	1,953,109	△ 1,046,765
旅費交通費	469	3,073	△ 2,604
交際費	0	0	0
通信運搬費	58,643	95,744	△ 37,101
消耗品費	1,549,867	1,804,733	△ 254,866
修繕費	3,313,411	3,715,776	△ 402,365
印刷製本費	180,560	0	180,560
燃料費	0	0	0
光熱水料費	10,765,067	11,443,270	△ 678,203
賃借料	729,954	988,352	△ 258,398
支払保険料	19,421	19,421	0
諸謝金	0	0	0
租税公課	1,158,900	1,478,230	△ 319,330
著作権使用料	0	0	0
支払負担金	17,150	14,350	2,800
委託料	20,995,456	30,268,847	△ 9,273,391
支払手数料	292,459	450,855	△ 158,396
広告宣伝費	0	0	0
賞与引当金繰入額	0	0	0
② 管理費	0	0	0
経常費用計	45,622,517	62,276,044	△ 16,653,527
当期経常増減額	671,264	572,127	99,137

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

収益事業等会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	△ 99,256	0	△ 99,256
当期一般正味財産増減額	572,008	572,127	△ 119
一般正味財産期首残高	44,914,175	44,342,048	572,127
一般正味財産期末残高	45,486,183	44,914,175	572,008
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	0	0	0
基本財産受取利息	0	0	0
② 一般正味財産への振替額	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	45,486,183	44,914,175	572,008

**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	4,950,769	4,513,069	437,700
基本財産受取利息	4,950,769	4,513,069	437,700
② 特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
③ 自主事業収益	0	0	0
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	0	0	0
④ 指定管理料収益	0	0	0
西宮市民会館指定管理料収益	0	0	0
⑤ 受託事業収益	0	0	0
東高校ホール管理運営受託事業収益	0	0	0
公共団体等実施文化事業受託事業収益	0	0	0
⑥ 受取補助金等	8,290,571	8,094,929	195,642
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	0	0	0
受取財団派遣職員給与費等補助金	8,290,571	8,094,929	195,642
⑦ 雑収益	0	200	△ 200
総務雑収益	0	0	0
自主事業雑収益	0	0	0
受取利息	0	200	△ 200
経常収益計	13,241,340	12,608,198	633,142
(2) 経常費用			
① 事業費	0	0	0
② 管理費	10,687,186	10,580,707	106,479
報酬	2,271,400	2,362,800	△ 91,400
福利厚生費	6,338,508	6,056,488	282,020
旅費交通費	76,530	42,100	34,430
交際費	20,670	7,321	13,349
通信運搬費	208,552	208,910	△ 358
減価償却費	149,050	49,683	99,367
消耗品費	240,421	588,825	△ 348,404
修繕費	121,596	69,102	52,494
印刷製本費	21,590	21,980	△ 390
燃料費	51,251	69,505	△ 18,254
賃借料	55,963	61,268	△ 5,305
支払保険料	193,630	187,690	5,940
租税公課	9,200	10,600	△ 1,400
支払負担金	310,020	184,600	125,420
委託料	220,000	220,000	0
支払手数料	398,805	439,835	△ 41,030
経常費用計	10,687,186	10,580,707	106,479
当期経常増減額	2,554,154	2,027,491	526,663



**正味財産増減計算書**  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	△ 2,554,154	△ 2,027,491	△ 526,663
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	23,481,326	23,481,326	0
一般正味財産期末残高	23,481,326	23,481,326	0
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益	4,950,769	4,513,069	437,700
基本財産受取利息	4,950,769	4,513,069	437,700
② 一般正味財産への振替額	△ 4,950,769	△ 4,513,069	△ 437,700
一般正味財産への振替額	△ 4,950,769	△ 4,513,069	△ 437,700
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
III 正味財産期末残高	523,481,326	523,481,326	0

**貸借対照表**  
令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	34,007,164	47,255,670	△ 13,248,506
未収金	107,780	116,088	△ 8,308
前払金	296,390	340,350	△ 43,960
流動資産合計	34,411,334	47,712,108	△ 13,300,774
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	5,626,940	5,803,660	△ 176,720
投資有価証券	494,373,060	494,196,340	176,720
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	36,101,106	34,416,550	1,684,556
文化振興等積立資産	70,662,379	70,662,379	0
特定資産合計	106,763,485	105,078,929	1,684,556
(3) その他固定資産			
車輛運搬具	1,697,340	1,697,340	0
車輛運搬具減価償却累計額	△ 1,001,772	△ 852,722	△ 149,050
什器備品	435,750	435,750	0
什器備品減価償却累計額	△ 435,749	△ 435,749	0
リサイクル預託金	16,490	16,490	0
その他固定資産合計	712,059	861,109	△ 149,050
固定資産合計	607,475,544	605,940,038	1,535,506
資産合計	641,886,878	653,652,146	△ 11,765,268
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	12,572,900	25,758,537	△ 13,185,637
預り金	645,215	191,070	454,145
賞与引当金	2,516,046	2,460,135	55,911
流動負債合計	15,734,161	28,409,742	△ 12,675,581
2. 固定負債			
退職給付引当金	36,101,106	34,416,550	1,684,556
固定負債合計	36,101,106	34,416,550	1,684,556
負債合計	51,835,267	62,826,292	△ 10,991,025
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
寄付金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	90,051,611	90,825,854	△ 774,243
(うち特定資産への充当額)	(70,662,379)	(70,662,379)	(0)
正味財産合計	590,051,611	590,825,854	△ 774,243
負債及び正味財産合計	641,886,878	653,652,146	△ 11,765,268

**財 産 目 録**  
令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金	100,000
預金	普通預金	運転資金	33,889,793
	ゆうちょ銀行	運転資金	17,371
未収金			107,780
前払金			296,390
流動資産合計			34,411,334
(固定資産)			
基本財産			
普通預金			5,626,940
投資有価証券		満期目的で保有しており、運用益は法人管理費の財源として使用している	494,373,060
特定資産			
退職給付引当資産	普通預金	職員の退職金支払の財源として積み立てている	26,101,106
	定期預金		10,000,000
文化振興等積立資産	普通預金		662,379
	定期預金	運用益を芸術文化振興事業の財源として使用している	20,000,000
	投資有価証券		50,000,000
その他固定資産			
車輛運搬具			1,697,340
車輛運搬具減価償却累計額			△ 1,001,772
什器備品		公益目的保有財産であり、芸術文化振興事業に使用している	435,750
什器備品減価償却累計額			△ 435,749
リサイクル預託金			16,490
固定資産合計			607,475,544
資産合計			641,886,878

**財 産 目 録**  
令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動負債)			
未払金	西宮市に対する未払額	西宮市に対する指定管理料、受託料、補助金精算返納等	3,081,253
	西宮税務署に対する未払額	西宮税務署に対する消費税	797,300
	その他		8,694,347
預り金		職員の源泉所得税の預り金	125,013
		職員の社会保険料の預り金	520,202
賞与引当金		職員の夏季賞与の引当金	2,516,046
流動負債合計			15,734,161
(固定負債)			
退職給付引当金		職員に対する退職金の支払いに備えたもの	36,101,106
固定負債合計			36,101,106
負債合計			51,835,267
正味財産			590,051,611

公益財団法人 西宮市文化振興財団  
令和6年度事業計画書

1 自主芸術文化事業

開催日	事業名	会場
4/14(日)	西宮から想いを集めて！ 能登半島地震被災者支援チャリティーコンサート	アミティ・ベイコムホール
4/24(水)・6/7(金)・9/5(木)・11/27(水)・1/15(水)	名画鑑賞会	アミティ・ベイコムホール
4/27(土)・5/18(土)・7/6(土)	ゑびす寄席(出前寄席)	生瀬市民館・名塩会館・山口ホール
6/8(土)	甲東サロンコンサート	甲東ホール
6/30(日)	西宮太鼓フェスティバル	アミティ・ベイコムホール
6月・9月	リージョナルシアターin西宮	市内各所・各校等
7月or8月	地域連携みんなでつなぐアートな日	西宮阪急百貨店
7/31(水)	アミティ子ども映画祭	アミティ・ベイコムホール
8/3(土)	アート for キッズ「子と親のはじめてのホール体験 プリンセス コンサート」	アミティ・ベイコムホール
8/23(金)	アートなおばけやしき	市民会館 会議室
8月	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS① 市立西宮高校ダンス部」	勤労青少年ホーム
8月	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS② 善照学園」	善照学園
9月	おさんぽアミティ「あすなろアウトリーチ」	あすなろ なるおきた、かわらぎ
11/2(土)	大阪音楽大学専攻科生による「オータムコンサート」	フレンテホール
11/21(木)	不登校支援プログラム ミ・ベモル サクソフォンアンサンブルコンサート	アミティ・ベイコムホール
11/24(日)	「青春の音楽祭」コンサート	なるお文化ホール
11/29(金)	ニューイヤーコンサート プレ企画	市民会館 会議室
12/23(月)	文楽に遊ぶ(文楽探険)	市民会館 会議室
1/24(金)	ニューイヤーコンサート	兵庫県立芸術文化センター
1/31(金)・2/1(土)・2/2(日)	にしのみやアジア映画祭	勤労会館
2/9(日)	社会人バンドフェスティバル「なないろの音楽だより」 (吹奏楽・ジャズ)	アミティ・ベイコムホール 市民会館 会議室

開催日	事業名	会場
2/14(金)	アミティ・ランチタイムコンサート	アミティ・ベイコムホール
2/23(日)	宮っ子おやこコンサート	なるお文化ホール
3/1(土)	なるお寄席	なるお文化ホール
3/29(土)	ミ・ベモル サクソフォンアンサンブル コンサート	アミティ・ベイコムホール
3/30(日)	にしのみやオペラ ハイライトコンサート	アミティ・ベイコムホール
未定	市民文化サロン「西宮文学案内」	勤労会館
未定	学生のための「ジャズ・クリニック」	市内各校等
未定	おさんぽアミティ「わたしとみんなのダンスWS③」	未定
未定	おさんぽアミティ「おさんぽ@商業施設」	未定
未定	おさんぽアミティ「福祉施設アウトリーチ」	未定
通年	おさんぽアミティ「市制100周年プレイベント ミ・ベモル公民館コンサート」	市内14公民館
通年	おうちでアミティ	[オンライン]
通年	文化団体後援・共催事業	—
通年	友の会推進事業	—
通年	舞台芸術推進事業	—
通年	芸術文化情報の収集提供事業	—

## 2 受託文化事業等

開催日	事業名	会場
6/29（土）～7/6（土）	西宮市展	市民ギャラリー
10月～1月	西宮市芸術祭	アミティ・ベイコムホール他
10月	野外文化事業	阪急西宮ガーデンズ 本館4階 スカイガーデン
10月～11月	西宮市民文化祭	公民館他
11/3（日・祝）	西宮市民音楽祭	アミティ・ベイコムホール
12/22（日）	さよならコンサート	アミティ・ベイコムホール
通年	まちかどコンサート	市内各所
通年	西宮少年合唱団育成事業	市民会館他
通年	西宮市吹奏楽団育成事業	アミティ・ベイコムホール他
通年	団体育成事業	-
通年	西宮虹舞台事業（浜脇のふるさとづくり事業）	浜脇小学校体育館
通年	アーティストバンク事業（にしのみや新進アーティストボックス）	[オンライン]
通年	プラス・クリニック[実行委員会への参画]	市民会館
通年	西宮市小中学校へのアウトリーチ事業[実行委員会への参画]	市内小・中学校

## 3 芸術文化情報の収集提供事業

「西宮カルチャー・イベント・カレンダー」等により当財団の事業だけでなく、広く市内の芸術文化の催し物の情報などを発信するとともに、ホームページ、アミティータイム（文化振興財団情報チラシ）、SNS等により財団事業の情報発信に積極的に取り組む。

## 4 施設管理運営事業

西宮市民会館を指定管理者として、管理運営を行う。

**収支(正味財産増減)予算書**  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	0	0	4,950,000	4,950,000
基本財産受取利息	0	0	4,950,000	4,950,000
②特定資産運用益	363,000	0	0	363,000
特定資産受取利息	363,000	0	0	363,000
③自主事業収益	6,605,000	0	0	6,605,000
芸術文化鑑賞振興育成事業収益	6,605,000	0	0	6,605,000
④指定管理料収益	83,362,000	44,880,000	0	128,242,000
西宮市民会館指定管理料収益	83,362,000	44,880,000	0	128,242,000
⑤受託事業収益	46,424,000	0	0	46,424,000
公共団体等実施文化事業受託事業収益	46,424,000	0	0	46,424,000
⑥受取補助金等	49,469,000	0	8,395,000	57,864,000
受取芸術文化鑑賞振興育成事業補助金	49,469,000	0	0	49,469,000
受取財団派遣職員給与費等補助金	0	0	8,395,000	8,395,000
⑧受取寄附金等	1,000	0	0	1,000
受取寄附金	1,000	0	0	1,000
⑦雑収益	281,000	1,410,000	1,000	1,692,000
総務雑収益	0	1,410,000	0	1,410,000
自主事業雑収益	281,000	0	0	281,000
受取利息	0	0	1,000	1,000
経常収益計	186,505,000	46,290,000	13,346,000	246,141,000
(2) 経常費用				0
①事業費	190,412,000	45,680,000	0	236,092,000
報酬	21,741,000	5,487,000	0	27,228,000
給料手当	30,564,000	0	0	30,564,000
臨時雇賃金	2,143,000	0	0	2,143,000
退職給付費用	1,480,000	168,000	0	1,648,000
福利厚生費	7,854,000	923,000	0	8,777,000
旅費交通費	845,000	10,000	0	855,000
通信運搬費	2,862,000	96,000	0	2,958,000
消耗品費	6,199,000	1,225,000	0	7,424,000
修繕費	3,605,000	1,925,000	0	5,530,000
印刷製本費	5,867,000	105,000	0	5,972,000
燃料費	20,000	10,000	0	30,000
光熱水料費	21,660,000	11,662,000	0	33,322,000
賃借料	8,819,000	959,000	0	9,778,000
支払保険料	73,000	20,000	0	93,000
諸謝金	10,186,000	35,000	0	10,221,000
租税公課	2,978,000	769,000	0	3,747,000
著作権使用料	322,000	0	0	322,000
支払負担金	171,000	14,000	0	185,000
委託料	59,069,000	21,834,000	0	80,903,000
支払手数料	1,369,000	438,000	0	1,807,000
賞与引当金繰入額	2,585,000	0	0	2,585,000



**収支(正味財産増減)予算書**  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	合 計
②管理費	0	0	11,014,000	11,014,000
報酬	0	0	2,297,000	2,297,000
福利厚生費	0	0	6,478,000	6,478,000
旅費交通費	0	0	90,000	90,000
交際費	0	0	50,000	50,000
通信運搬費	0	0	169,000	169,000
減価償却費	0	0	179,000	179,000
消耗品費	0	0	155,000	155,000
修繕費	0	0	200,000	200,000
印刷製本費	0	0	30,000	30,000
燃料費	0	0	72,000	72,000
賃借料	0	0	81,000	81,000
支払保険料	0	0	192,000	192,000
諸謝金	0	0	100,000	100,000
租税公課	0	0	12,000	12,000
支払負担金	0	0	320,000	320,000
委託料	0	0	249,000	249,000
支払手数料	0	0	340,000	340,000
經常費用計	190,412,000	45,680,000	11,014,000	247,106,000
当期經常増減額	△ 3,907,000	610,000	2,332,000	△ 965,000
2. 經常外増減の部				0
(1) 經常外収益				0
經常外収益計	0	0	0	0
(2) 經常外費用				0
經常外費用計	0	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,907,000	610,000	2,332,000	△ 965,000
一般正味財産期首残高	18,675,000	45,329,000	25,846,000	89,850,000
一般正味財産期末残高	14,768,000	45,939,000	28,178,000	88,885,000
II 指定正味財産増減の部				0
①基本財産運用益			4,950,000	4,950,000
基本財産受取利息			4,950,000	4,950,000
②一般正味財産への振替額			△ 4,950,000	△ 4,950,000
一般正味財産への振替額			△ 4,950,000	△ 4,950,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	500,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	500,000,000	500,000,000
III 正味財産期末残高	14,768,000	45,939,000	528,178,000	588,885,000

公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により公益財団法人西宮スポーツセンターの経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

公益財団法人 西宮スポーツセンター  
令和5年度 事業報告書

公益財団法人西宮スポーツセンターは、「西宮市スポーツ推進計画」を基本に地域スポーツの推進と体育の向上、市民の生涯スポーツの推進を図るため、令和5年度事業計画に基づき、各種事業を実施した。令和5年度から新たに今津体育館・鳴尾体育館・甲武体育館の指定管理者となり、市内9体育館とスポーツセンターの施設管理運営と運動・スポーツ教室を実施し、安心・安全な施設づくりとスポーツに親しめる環境づくりを提供した。

1 世代に応じたスポーツ推進事業（公益目的事業）

従来から、市民の生涯スポーツの推進を図るため、参加者それぞれのライフステージに応じた一貫性のあるプログラムを作成し、継続的にスポーツに親しんでもらえるよう、幅広いニーズに応える各種スポーツ推進事業を展開している。令和5年度に実施した事業は次のとおりである。

新規教室としては、神戸大学が推奨する認知症予防プログラム「コグニケア教室」を鳴尾体育館・甲武体育館・松原体育館・塩瀬体育館で実施した。

また、小学生（高学年）を対象に、さまざまなスポーツに触れるきっかけづくりや体力・運動能力向上のための教室「ジュニアスポーツ教室」を実施した。

今津体育館では60歳以上を対象に簡単な運動や筋力トレーニング、レクリエーションを行う「健康レクリエーション教室」を実施し、高齢者の健康の維持・増進を図った。

塩瀬体育館では2・3歳児を対象に遊びや運動を通して親子のスキンシップを図る「おやこ de うんどう教室」を実施した。

また、指導員全員が「公認パラスポーツ指導員」の資格を保有していることを活かし、管理施設において、ユニバーサルスポーツの提供を行った。障がいのある人の「スポーツを始めるきっかけづくり」として、「みんなで一緒に運動しよう！」を年間24回、「GO!GO!パラスポ体験会」を年間10回、「金曜スポーツDAY!」を年間7回実施した。

西宮市スポーツ推進事業としては「大会・つどい事業」、「スポーツ推進委員関連事業」などの運営スタッフとして協力した。

新規イベントとしては、若年層の運動の機会提供のための「モルックな昼下がり」、「ハピネススポーツ」を開催した。また、外部施設でイベントブース出店依頼を受け、「コロワ甲子園リニューアルイベント」や「甲子園キッズフェスタ」でスポーツブースを開設した。

アスレチック・リエゾン・西宮の事務局運営や「アスリート先生派遣事業」では市内27校、30回、授業や部活動にアスリートを派遣し、子どもたちや指導者に向けて講義・講習会を実施した。

また「秋マルシェ」、「西宮交流フェスティバル」でアスリートとのコラボイベントを開催するなど、子どもたちに夢や希望を与えるきっかけづくりを担った。

西宮市スポーツ推進受託事業としては、小学生から高齢者対象の教室「ミライクスポーツ」、「エンジョイシニア・ロコトレ&スポーツ」、「スポーツ塾」、「ウエルネススポーツ」などを開催した。

## 2 理事会の開催

回	開催年月日	出席理事	議題
1	令和5年5月23日	5名	報告第1号 令和4年度職務執行状況 議案第1号 令和4年度事業報告及び決算 議案第2号 令和5年度定時評議員会の開催
2	令和5年6月12日	6名	議案第3号 理事長の選定 議案第4号 常務理事の選定
3	令和5年10月24日	6名	報告第2号 令和5年度上半期執行状況 議案第5号 令和5年度臨時評議員会決議の省略について
4	令和5年12月18日 (書面決議)	6名	議案第6号 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の制定について
5	令和6年3月26日	6名	報告第3号 西宮中央運動公園再整備計画の現状 議案第7号 西宮中央運動公園再整備における拠点整備積立資産の取扱い 議案第8号 令和6年度事業計画 議案第9号 令和6年度収支予算及び資産調達、設備投資の見込み 議案第10号 第2期中期経営計画

## 3 評議員会の開催

回	開催年月日	出席評議員	議題
1	令和5年6月12日	4名	議案第1号 令和4年度事業報告及び決算 議案第2号 理事6名の選任 議案第3号 監事2名の選任 議案第4号 評議員4名の選任 報告第1号 令和5年度事業計画及び収支予算
2	令和5年11月7日 (書面決議)	4名	議案第5号 評議員1名の選任

## 4 世代に応じたスポーツ推進事業（公益目的事業）

### (1) 幼児期のスポーツ推進

幼児期における様々なスポーツ体験の重要性を認識し、遊びを通して体力の向上を図り、運動・スポーツと楽しく出会う機会を提供するため、「親子でリフレッシュ」教室等 57 教室 (1,897 回) を実施。

### (2) 児童期のスポーツ推進

児童期は、自分本位な遊びからルールのあるスポーツに移行させていくことが必要とされ、スポーツ活動を通じて、健全な生活態度を身につけ、基礎体力の向上を図り、仲間と協力し励まし合うことの喜びや達成感を体感できるよう、「小学生体操」教室等 61 教室 (2,075 回) を実施。

### (3) 青年・壮年・中年期のスポーツ推進

青年・壮年・中年期の成人は、学校をはじめ、家庭、地域において充実期を迎える一方、自由時間が減少する傾向がある。この世代が手軽に継続してスポーツに取り組める機会を提供し、健康づくりを推進するため、「リフレッシュ&シェイプ」教室等 106 教室（4,047 回）を実施。

(4) 高齢期のスポーツ推進

高齢者が自らの体力や能力に応じて、スポーツ活動に参加できる環境づくりのため、近隣の施設でスポーツに取り組める機会を提供し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とした、「らくらく健康体操」教室等 9 教室（334 回）を実施。

(5) 西宮市受託事業

未就学児から高齢者までを対象とした事業を西宮市から受託し、市内各所で実施した。

(6) スポーツ推進事業

「大会・つどい事業」、「スポーツ推進委員協議会事務局」、「にしのみや武庫川ハーフマラソン」等の運営補助を行った。

(7) 西宮市スポーツ奨励事業

市民が日常的に運動やスポーツに参加できるよう動機づけをし、日常的なスポーツ活動の普及を図るため、「始めてみよう！フィットネスライフ」や「わくわく運動広場」を実施した。

(8) 西宮市スポーツ振興基金運用事業

障がいのある人とない人がスポーツを通じて健康づくりや生きがいを図ることができるよう、地域で参加できる活動を実施した。

(9) 生涯スポーツ活動を支える基盤づくり（スポーツ施設等の利活用）

市民の体力や年齢目的に応じたスポーツ活動の場を提供するため、運動施設管理システム「スポーツネットにしのみや」の管理を継続して行い、市民の生涯スポーツの振興に寄与する施設運営に努めた。

(10) スポーツサポート

障がい者自立支援施設「いずみ園」や西宮市内の児童センター、宮水学園等へ指導員を派遣した。

(11) スポーツ情報提供・スポーツ相談（ホームページの活用）

市民が生涯スポーツに取り組むために必要なスポーツに関する様々な情報を集約し、より多くの市民に提供できるよう、西宮スポーツセンターや西宮市のホームページ、SNS、市政ニュース等を活用し、積極的に情報提供を行った。

貸借対照表  
令和6年3月31日現在

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,212,674	3,364,357	22,848,317
未収入金	10,512,419	22,999,137	△ 12,486,718
前払金	19,800	1,955,242	△ 1,935,442
立替金	0	16,000	△ 16,000
流動資産合計	36,744,893	28,334,736	8,410,157
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	61,000,000	61,000,000	0
基本財産合計	61,000,000	61,000,000	0
(2) 特定資産			
建物	193,207,799	193,207,799	0
建物減価償却累計額	△ 179,231,490	△ 175,572,682	△ 3,658,808
建物付属設備	57,009,878	57,009,878	0
建物付属設備減価償却累計額	△ 55,931,723	△ 55,730,023	△ 201,700
構築物	320,000	320,000	0
構築物減価償却累計額	△ 319,999	△ 319,999	0
器具及び備品	1,920,840	1,920,840	0
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,861,894	△ 1,614,260	△ 247,634
退職給付引当資産	38,168,810	37,770,610	398,200
拠点整備積立資産	25,000,000	25,000,000	0
建設改良等積立金	12,442,964	12,442,964	0
特定資産合計	90,725,185	94,435,127	△ 3,709,942
(3) その他固定資産			
リース資産	7,938,480	2,300,760	5,637,720
電話加入権	80,300	80,300	0
その他固定資産合計	8,018,780	2,381,060	5,637,720
固定資産合計	159,743,965	157,816,187	1,927,778
資産合計	196,488,858	186,150,923	10,337,935
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,549,265	30,420,454	△ 4,871,189
前受金	572,000	493,500	78,500
預り金	5,939,423	2,598,455	3,340,968
賞与引当金	4,875,000	4,163,000	712,000
流動負債合計	36,935,688	37,675,409	△ 739,721
2. 固定負債			
退職給付引当金	38,168,810	37,770,610	398,200
長期リース債務	7,938,480	2,300,760	5,637,720
固定負債合計	46,107,290	40,071,370	6,035,920
負債合計	83,042,978	77,746,779	5,296,199
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産合計	61,000,000	61,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 61,000,000 )	( 61,000,000 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 52,556,375 )	( 56,664,517 )	( △ 4,108,142 )
正味財産合計	113,445,880	108,404,144	5,041,736
負債及び正味財産合計	196,488,858	186,150,923	10,337,935

正味財産増減計算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 57,950 ]	[ 57,950 ]	[ 0 ]
基本財産受取利息	57,950	57,950	0
特定資産運用益	[ 955 ]	[ 952 ]	[ 3 ]
特定資産受取利息	955	952	3
事業収益	[ 475,053,853 ]	[ 370,460,549 ]	[ 104,593,304 ]
センター事業収益	156,758,853	139,594,549	17,164,304
施設管理事業収益	318,295,000	230,866,000	87,429,000
受取補助金等	[ 240,000 ]	[ 160,000 ]	[ 80,000 ]
受取補助金等	240,000	160,000	80,000
雑収益	[ 0 ]	[ 1,608,287 ]	[ △ 1,608,287 ]
雑収益	0	1,608,287	△ 1,608,287
経常収益計	475,352,758	372,287,738	103,065,020
(2) 経常費用			
事業費	[ 464,404,950 ]	[ 397,537,456 ]	[ 66,867,494 ]
職員給与	106,178,037	100,376,664	5,801,373
賃金	21,854,384	15,857,287	5,997,097
退職給付費用	3,951,440	3,598,270	353,170
賞与	32,349,218	28,693,063	3,656,155
福利厚生費	24,819,577	23,110,314	1,709,263
賞与引当金繰入額	4,875,000	4,163,000	712,000
旅費交通費	338,400	214,100	124,300
通信運搬費	3,895,330	2,819,359	1,075,971
減価償却費	5,560,298	5,426,797	133,501
消耗什器備品費	1,144,115	382,260	761,855
消耗品費	6,770,392	9,029,577	△ 2,259,185
修繕費	41,857,233	34,698,076	7,159,157
印刷製本費	679,580	459,690	219,890
燃料費	438,420	472,176	△ 33,756
光熱水費	5,327,680	5,735,248	△ 407,568
賃借料	7,384,528	4,965,543	2,418,985
広告費	172,068	234,530	△ 62,462
保険料	1,852,249	1,563,668	288,581
諸謝金	15,774,904	16,857,779	△ 1,082,875
租税公課	21,522,869	16,023,415	5,499,454
負担金	17,960,360	14,939,494	3,020,866
委託費	139,698,868	107,912,526	31,786,342
雑費	0	4,620	△ 4,620
管理費	[ 5,906,072 ]	[ 6,446,021 ]	[ △ 539,949 ]
報酬	2,245,860	2,060,900	184,960
職員給与	535,200	482,900	52,300
賞与	196,240	193,160	3,080
福利厚生費	302,486	281,085	21,401
旅費交通費	53,780	67,640	△ 13,860
通信運搬費	16,502	8,195	8,307
減価償却費	915,924	171,444	744,480
修繕費	50,107	33,660	16,447
光熱水費	164,368	193,348	△ 28,980
賃借料	423,830	765,304	△ 341,474
保険料	22,381	20,097	2,284
租税公課	3,481	19,185	△ 15,704
負担金	177,840	178,670	△ 830
委託費	795,073	1,970,433	△ 1,175,360
雑費	3,000	0	3,000
経常費用計	470,311,022	403,983,477	66,327,545
当期経常増減額	5,041,736	△ 31,695,739	36,737,475

正味財産増減計算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,041,736	△ 31,695,739	36,737,475
一般正味財産期首残高	47,404,144	79,099,883	△ 31,695,739
一般正味財産期末残高	52,445,880	47,404,144	5,041,736
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	0
III 正味財産期末残高	113,445,880	108,404,144	5,041,736



財務諸表に対する注記  
令和6年3月31日現在

法人全体

1 継続組織の前提に関する注記

該当する事項はない。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券、償却原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(3) 消費税等の会計処理

税込経理による。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	61,000,000	0	0	61,000,000
小計	61,000,000	0	0	61,000,000
特定資産				
建物	193,207,799	0	0	193,207,799
建物減価償却累計額	△ 175,572,682	0	3,658,808	△ 179,231,490
建物附属設備	57,009,878	0	0	57,009,878
建物附属設備減価償却累計額	△ 55,730,023	0	201,700	△ 55,931,723
構築物	320,000	0	0	320,000
構築物減価償却累計額	△ 319,999	0	0	△ 319,999
器具及び備品	1,920,840	0	0	1,920,840
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,614,260	0	247,634	△ 1,861,894
退職給付引当資産	37,770,610	3,951,440	3,553,240	38,168,810
拠点整備積立資産	25,000,000	0	0	25,000,000
建設改良等積立金	12,442,964	0	0	12,442,964
小計	94,435,127	3,951,440	7,661,382	90,725,185
合計	155,435,127	3,951,440	7,661,382	151,725,185

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	61,000,000	61,000,000	0	—
小計	61,000,000	61,000,000	0	—
特定資産				
建物	193,207,799	0	193,207,799	—
建物減価償却累計額	△ 179,231,490	0	△ 179,231,490	—
建物附属設備	57,009,878	0	57,009,878	—
建物附属設備減価償却累計額	△ 55,931,723	0	△ 55,931,723	—
構築物	320,000	0	320,000	—
構築物減価償却累計額	△ 319,999	0	△ 319,999	—
器具及び備品	1,920,840	0	1,920,840	—
器具及び備品減価償却累計額	△ 1,861,894	0	△ 1,861,894	—
退職給付引当資産	38,168,810	0	0	38,168,810
拠点整備積立資産	25,000,000	0	25,000,000	—
建設改良等積立金	12,442,964	0	12,442,964	—
小計	90,725,185	0	52,556,375	38,168,810
合計	151,725,185	61,000,000	52,556,375	38,168,810

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
補助金						
受取補助金等	西宮市	0	240,000	240,000	0	一般正味財産
合計		0	240,000	240,000	0	

付属明細書

- 1 基本財産及び特定資産の明細  
財務諸表に対する注記に記載済みのため省略

- 2 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	4,163,000	4,875,000	4,163,000	0	4,875,000
退職給付引当金	37,770,610	3,951,440	3,553,240	0	38,168,810

財産目録  
令和6年3月31日現在

法人全体

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
	現金	手元保管 (センター)	運転資金として	284,520
		手元保管 (運動施設)	運転資金として	792,151
	預金	普通預金 (りそな、尼信)	運転資金として	25,136,003
	未収入金		西宮市スポーツ推進事業受託料収入、派遣指導収入他	10,512,419
	前払金		駐車スペース賃借料 4月分	19,800
<b>流動資産合計</b>				<b>36,744,893</b>
<b>(固定資産)</b>				
<b>基本財産</b>				
	投資有価証券	地方債 (みずほ証券)	公益目的保有財産であり、スポーツ振興事業に使用している	61,000,000
<b>特定資産</b>				
	建物		うち公益目的事業保有財産95.5% 管理目的保有財産4.5%	193,207,799
	建物減価償却累計額			△ 179,231,490
	建物付属設備		うち公益目的事業保有財産95.5% 管理目的保有財産4.5%	57,009,878
	建物付属設備減価償却累計額			△ 55,931,723
	構築物		管理目的保有財産	320,000
	構築物減価償却累計額			△ 319,999
	器具及び備品		公益目的保有財産	1,920,840
	器具及び備品減価償却累計額			△ 1,861,894
	退職給付引当資産	定期預金 (三井住友、りそな、 尼信)	職員退職給付引当金に対する 引当資産として管理している	23,074,569
	拠点整備積立資産	普通預金 (三井住友)		15,094,241
		定期預金 (三井住友)	拠点整備に要する特定費用準備 資金として管理している	25,000,000
	建設改良等積立金	普通預金 (三井住友)	建設改良等に要する積立金 として管理している	12,442,964
<b>その他固定資産</b>				
	リース資産		公益目的保有財産	32,219,844
	リース資産減価償却累計額			△ 24,281,364
	電話加入権		公益目的保有財産	80,300
<b>固定資産合計</b>				<b>159,743,965</b>
<b>資産合計</b>				<b>196,488,858</b>
<b>(流動負債)</b>				
	未払金		公益目的事業の 退職給付金、臨時職員賃金3月分、 社会保険料事業所負担分、 教室指導等の業者支払3月分、 消費税他	25,549,265
	前受金		教室受講料4月分	572,000
	預り金		職員の社会保険料、 所得税、県市民税他	5,939,423
	賞与引当金		職員の夏季賞与の引当金	4,875,000
<b>流動負債合計</b>				<b>36,935,688</b>
<b>(固定負債)</b>				
	退職給付引当金		職員の退職給付金の引当金	38,168,810
	長期リース債務			7,938,480
<b>固定負債合計</b>				<b>46,107,290</b>
<b>負債合計</b>				<b>83,042,978</b>
<b>正味財産</b>				<b>113,445,880</b>

公益財団法人西宮スポーツセンターは、西宮市における地域スポーツの推進と体育の向上、市民の生涯スポーツの推進を図り、西宮市民が広くスポーツに親しみ、心身の健全な発達及び活力ある地域への発展に寄与することを目的に各種事業を行なっている。

市民のニーズや利用者の特性に応じた多様できめ細やかなサービスの提供と安心・安全な施設の維持管理を行い、運動・スポーツを広く市民に提供していく。また、これまでに築き上げてきた西宮市並びに西宮市体育協会、西宮市スポーツ推進委員協議会や西宮市総合福祉センター、アスレチック・リエゾン・西宮との信頼関係に基づく強固な人的ネットワークを活かし、各団体と協働して西宮市のスポーツの推進と発展を目指していく。

新規事業としては、子育て中の保護者の運動不足解消のため気軽に参加できるよう子供連れでの参加もできる「ママ・パパのためのリフレッシュ TIME」や、未就学児向けに様々なスポーツを始めるきっかけづくりとしての「キッズスポーツ」、有酸素運動と筋コンディショニングを中心に行う「LET'Sエクササイズ」等、よりきめ細かく市民のニーズに応えた教室を展開する。また、シドニー・アテネオリンピック、トリアスロン元日本代表の西内洋行さんと協働で実施する「マルチスポーツアカデミー」では、どのようなスポーツにも通用する体づくりをオリンピック監修のもと実施する。

管理施設においては、地域住民との交流のため「1 DAY スポーツ」イベントを実施し、施設の周知や利用者の増加を図る。また、指導員全員が「公認初級パラスポーツ指導員」の資格を保有していることを活かし、障がいのある方のスポーツを始めるきっかけ作りとして、松原体育館・中央体育館分館で「みんなで一緒に運動しよう！」を実施し年間を通して行う。パラスポーツの普及、子どもの体力向上、また成人や勤労者がスポーツに親しむ機会の提供、高齢者の健康寿命の延伸、コミュニティーづくりを目的に西宮市と連携し、年間を通じたスポーツ教室を実施する。

その他、西宮市民体育大会開会式や、にしのみや武庫川ハーフマラソンのほか、西宮市の各種スポーツ大会や事業の運営をサポートするとともに、必要なノウハウを蓄積し、円滑な進行に協力していく。

また、関西学院大学・武庫川女子大学・図書館とのコラボレーションイベント等を実施し、双方が専門性を活かした事業に取り組み、地域住民がより一層スポーツに親しみ、楽しむことのできる機会を提供する。

さらに、アスレチック・リエゾン・西宮の事務局運営を行い、「アスリート先生派遣事業」ではアスレチック・リエゾン・西宮の会員・加盟チームが小・中・義務教育学校や、特別支援学校へ訪問し、授業や部活動の技術指導のほか、指導者向けの研修会や講習会を実施し、アスリートやプロの技術・経験等を次世代の子どもと指導者に繋げていく。

なお、令和6年度より、昨今の社会情勢を踏まえ受講料を改定する。より一層の指導力とサービスが求められるが、受講生の理解が得られるよう指導力向上、サービス向上に力を入れて取り組んでいく。

事業実施にあたっては、スポーツ教室受講料・イベント参加料のキャッシュレス化を進める等、利便性を向上させ、より多くの市民が参加できるよう魅力ある事業展開を職員一丸となって全力で取り組んでいく。併せて、効率的かつ効果的な組織運営に努め、公益財団法人として経営基盤の強化を目指す。

#### 世代に応じたスポーツ推進事業（公益目的事業）

- 1 幼児期のスポーツ推進
- 2 児童期のスポーツ推進
- 3 青年・壮年・中年期のスポーツ推進
- 4 高齢期のスポーツ推進
- 5 西宮市受託事業
- 6 スポーツ推進事業
- 7 高齢層限定スポーツ教室事業
- 8 スポーツ振興基金運用事業
- 9 生涯スポーツ活動を支える基盤づくり（スポーツ施設等の利活用）
- 10 スポーツサポート
- 11 スポーツ情報提供・スポーツ相談（ホームページの活用）

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和6年度 収支予算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 57,000 ]	[ 57,000 ]	[ 0 ]
基本財産受取利息	57,000	57,000	0
特定資産運用益	[ 6,000 ]	[ 6,000 ]	[ 0 ]
特定資産受取利息	6,000	6,000	0
事業収益	[ 482,096,000 ]	[ 508,886,000 ]	[ △ 26,790,000 ]
センター事業収益	164,866,000	190,591,000	△ 25,725,000
施設管理事業収益	317,230,000	318,295,000	△ 1,065,000
受取補助金等	[ 241,000 ]	[ 201,000 ]	[ 40,000 ]
運営補助金	1,000	1,000	0
補助金等	240,000	200,000	40,000
雑収益	[ 1,000 ]	[ 1,000 ]	[ 0 ]
雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	482,401,000	509,151,000	△ 26,750,000
(2) 経常費用			0
事業費	[ 480,531,000 ]	[ 501,402,000 ]	[ △ 20,871,000 ]
職員給与	103,011,000	105,131,000	△ 2,120,000
賃金	22,553,000	22,688,000	△ 135,000
退職給付費用	3,905,000	3,913,000	△ 8,000
賞与	33,701,000	38,472,000	△ 4,771,000
福利厚生費	25,264,000	24,784,000	480,000
賞与引当金繰入額	4,875,000	4,163,000	712,000
旅費交通費	360,000	144,000	216,000
通信運搬費	5,282,000	4,267,000	1,015,000
減価償却費	3,984,000	3,938,000	46,000
消耗什器備品費	800,000	800,000	0
消耗品費	11,173,000	12,758,000	△ 1,585,000
修繕費	41,450,000	42,450,000	△ 1,000,000
印刷製本費	2,050,000	1,580,000	470,000
燃料費	832,000	876,000	△ 44,000
光熱水費	4,440,000	6,835,000	△ 2,395,000
賃借料	10,604,000	9,912,000	692,000
広告費	1,038,000	1,038,000	0
保険料	1,930,000	1,930,000	0
諸謝金	22,296,000	26,494,000	△ 4,198,000
租税公課	19,273,000	18,752,000	521,000
負担金	20,165,000	22,062,000	△ 1,897,000
委託費	141,545,000	148,415,000	△ 6,870,000
管理費	[ 6,267,000 ]	[ 6,252,000 ]	[ 15,000 ]
報酬	2,555,000	2,555,000	0
職員給与	567,000	552,000	15,000
賞与	199,000	199,000	0
福利厚生費	339,000	339,000	0
会議費	1,000	1,000	0
旅費交通費	84,000	84,000	0
通信運搬費	8,000	8,000	0
減価償却費	172,000	172,000	0
修繕費	10,000	10,000	0
光熱水費	216,000	216,000	0
賃借料	1,159,000	1,159,000	0
保険料	23,000	23,000	0
租税公課	4,000	4,000	0
負担金	179,000	179,000	0
委託費	731,000	731,000	0
雑費	20,000	20,000	0
経常費用計	486,798,000	507,654,000	△ 20,856,000
当期経常増減額	△ 4,397,000	1,497,000	△ 5,894,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和6年度 収支予算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	差 額
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,397,000	1,497,000	△ 5,894,000
一般正味財産期首残高	46,495,207	44,998,207	1,497,000
一般正味財産期末残高	42,098,207	46,495,207	△ 4,397,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	61,000,000	0
指定正味財産期末残高	61,000,000	61,000,000	0
III 正味財産期末残高	103,098,207	107,495,207	△ 4,397,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和6年度 収支予算書内訳表  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	公益目的事業	法 人	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[ 57,000 ]	[ 0 ]	[ 57,000 ]
基本財産受取利息	57,000	0	57,000
特定資産運用益	[ 6,000 ]	[ 0 ]	[ 6,000 ]
特定資産受取利息	6,000	0	6,000
事業収益	[ 475,829,000 ]	[ 6,267,000 ]	[ 482,096,000 ]
センター事業収益	158,599,000	6,267,000	164,866,000
施設管理事業収益	317,230,000	0	317,230,000
受取補助金等	[ 241,000 ]	[ 0 ]	[ 241,000 ]
運営補助金	1,000	0	1,000
補助金等	240,000	0	240,000
雑収益	[ 1,000 ]	[ 0 ]	[ 1,000 ]
雑収益	1,000	0	1,000
経常収益計	476,134,000	6,267,000	482,401,000
(2) 経常費用			
事業費	[ 480,531,000 ]	[ 0 ]	[ 480,531,000 ]
職員給与	103,011,000	0	103,011,000
賃金	22,553,000	0	22,553,000
退職給付費用	3,905,000	0	3,905,000
賞与	33,701,000	0	33,701,000
福利厚生費	25,264,000	0	25,264,000
賞与引当金繰入額	4,875,000	0	4,875,000
旅費交通費	360,000	0	360,000
通信運搬費	5,282,000	0	5,282,000
減価償却費	3,984,000	0	3,984,000
消耗什器備品費	800,000	0	800,000
消耗品費	11,173,000	0	11,173,000
修繕費	41,450,000	0	41,450,000
印刷製本費	2,050,000	0	2,050,000
燃料費	832,000	0	832,000
光熱水費	4,440,000	0	4,440,000
賃借料	10,604,000	0	10,604,000
広告費	1,038,000	0	1,038,000
保険料	1,930,000	0	1,930,000
諸謝金	22,296,000	0	22,296,000
租税公課	19,273,000	0	19,273,000
負担金	20,165,000	0	20,165,000
委託費	141,545,000	0	141,545,000
管理費	[ 0 ]	[ 6,267,000 ]	[ 6,267,000 ]
報酬	0	2,555,000	2,555,000
職員給与	0	567,000	567,000
賞与	0	199,000	199,000
福利厚生費	0	339,000	339,000
会議費	0	1,000	1,000
旅費交通費	0	84,000	84,000
通信運搬費	0	8,000	8,000
減価償却費	0	172,000	172,000
修繕費	0	10,000	10,000
光熱水費	0	216,000	216,000
賃借料	0	1,159,000	1,159,000
保険料	0	23,000	23,000
租税公課	0	4,000	4,000
負担金	0	179,000	179,000
委託費	0	731,000	731,000
雑費	0	20,000	20,000
経常費用計	480,531,000	6,267,000	486,798,000
当期経常増減額	△ 4,397,000	0	△ 4,397,000

公益財団法人西宮スポーツセンター 令和6年度 収支予算書内訳表  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

法人全体

(単位：円)

科 目	公益目的事業	法 人	合 計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
法人税等	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 4,397,000	0	△ 4,397,000
一般正味財産期首残高	46,495,207	0	46,495,207
一般正味財産期末残高	42,098,207	0	42,098,207
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	61,000,000	0	61,000,000
指定正味財産期末残高	61,000,000	0	61,000,000
III 正味財産期末残高	103,098,207	0	103,098,207



資金調達及び設備投資の見込みについて  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

期中に借入りの予定はありません。

(2) 設備投資の見込みについて

期中に重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

以 上

一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類提出の件

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により一般財団法人西宮市都市整備公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 17 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

一般財団法人 西宮市都市整備公社  
令和5年度 事業報告書

**I 自主事業**

- 1 飲食事業者、都市整備公社事務所等が設置された西宮浜産業交流会館の管理運営及び賃貸を行った。
- 2 甲子園浜海浜公園便益施設、サーファー施設の管理及びJ R西宮駅南公共駐車場建物の一部貸付を行った。
- 3 駐車場事業  
公共駐車場として、西宮浜産業交流会館駐車場等5箇所（収容台数：544台）の管理運営を行った。

駐 車 場 名	収容台数	駐 車 料 金 (円)
西宮浜産業交流会館駐車場	93	13,431,500
J R西宮駅南公共駐車場	153	26,598,000
甲子園浜海浜公園駐車場	205	11,396,000
今津浜公園駐車場	93	5,078,600
合 計	544	56,504,100

※1 甲子園浜海浜公園駐車場は東西2駐車場。

※2 J R西宮駅南公共駐車場については、株式会社イーエスプランニングに管理運営を委託し、賃料収入を得ている。

4 西宮浜産業交流会館事業

西宮浜産業交流会館事業として、ホール及び4会議室の貸室事業とテニススクール事業並びに貸テニスコート事業を行った。

会議室利用状況

区 分	回 数	使用料(円)
ホ ー ル	161	845,500
A会議室	131	104,500
B会議室	236	157,200
C会議室	213	448,300
D会議室	14	37,700
合 計	755	1,593,200

テニスコート利用状況

区 分	時 間	使用料(円)
一般利用	5,638	8,523,000
テニススクール	-	4,406,762
合 計	-	12,929,762

※ 午前・午後・夜間それぞれ1回とする。

## II 受託事業

### 斎場事業

西宮市からの委託により、指定管理者として満池谷斎場の管理運営及び市営葬儀業務を行った。

区 分		件数・台数	区 分		件数・本数
葬儀等	納 棺	539	葬祭用品	棺 箱	541
	司 会	61		写 真	287
	そ の 他	465		そ の 他	7,366
	計	1,065		計	8,194
葬儀車両	霊 柩 車	43	備品貸付	提 灯	5
	マイクロバス	104		マイク	51
	寝 台 車	506		計	56
	計	653		片 道	10
葬具利用	桜 飾	88	利用 自動葬儀 車用	往 復	317
	松 飾	4		計	327
	竹 飾	188		斎場利用	斎場・和室
	梅 飾	0	和 室 の み		231
	神 式	2	計		381
	キリスト式飾	0			
	飾付なし	259			
	計	541			

## III 特定寄付

公益目的支出計画の対象事業として、西宮市に1億100万円の寄付を行った。

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	2,648,534	2,927,625	△ 279,091
基本財産受取利息	2,648,534	2,927,625	△ 279,091
② 特定資産運用益	188,394	0	188,394
特定資産受取利息	188,394	0	188,394
③ 事業収益	237,224,091	220,214,578	17,009,513
事業収益	71,027,062	69,579,956	1,447,106
受託事業収益	137,114,105	125,613,344	11,500,761
家賃収益	29,082,924	25,021,278	4,061,646
④ 受取補助金等	28,001,727	23,458,046	4,543,681
受取地方公共団体補助金	18,733,242	14,189,561	4,543,681
受取補助金等振替額	9,268,485	9,268,485	0
⑤ 受取負担金	9,801,183	10,860,506	△ 1,059,323
受取負担金	9,801,183	10,860,506	△ 1,059,323
⑥ 雑収益	2,344,338	2,597,728	△ 253,390
雑収益	2,344,338	2,597,728	△ 253,390
⑦ 引当金取崩益	869,700	4,623,585	△ 3,753,885
退職給付引当金取崩益	0	3,771,930	△ 3,771,930
賞与引当金取崩益	869,700	846,300	23,400
貸倒引当金取崩益	0	5,355	△ 5,355
経常収益計	281,077,967	264,682,068	16,395,899
(2) 経常費用			
① 事業費	378,256,727	277,970,206	100,286,521
報酬	59,087,568	54,884,485	4,203,083
退職給付費用	1,206,125	1,372,000	△ 165,875
法定福利費	9,590,166	8,297,593	1,292,573
厚生費	158,776	159,253	△ 477
旅費交通費	1,146	0	1,146
通信運搬費	1,273,611	1,273,029	582
消耗什器備品費	60,000	947,650	△ 887,650
消耗品費	27,095,723	23,948,142	3,147,581
修繕費	8,298,172	17,741,298	△ 9,443,126
印刷製本費	224,826	104,766	120,060
燃料費	547,832	572,379	△ 24,547
光熱水料費	13,670,488	16,602,042	△ 2,931,554
使用料及び賃借料	31,322,276	30,379,740	942,536
保険料	2,302,482	1,931,205	371,277
租税公課	18,130,604	16,086,450	2,044,154
支払負担金	2,871,562	3,231,411	△ 359,849
支払寄付金	101,000,000	1,000,000	100,000,000
委託費	55,027,750	52,743,445	2,284,305
手数料	472,037	510,953	△ 38,916
雑費	52,125	347,280	△ 295,155
減価償却費	45,258,758	45,217,485	41,273
賞与引当金繰入	604,700	619,600	△ 14,900

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
② 管理費	21,450,495	16,585,709	4,864,786
報酬	9,812,655	4,878,474	4,934,181
法定福利費	1,711,785	905,570	806,215
厚生費	40,171	75,241	△ 35,070
旅費交通費	134	0	134
通信運搬費	16,167	21,036	△ 4,869
消耗什器備品費	0	99,550	△ 99,550
消耗品費	30,684	34,903	△ 4,219
修繕費	2,633	0	2,633
印刷製本費	3,534	3,028	506
燃料費	3,931	4,003	△ 72
光熱水料費	61,091	63,420	△ 2,329
使用料及び賃借料	274,787	276,240	△ 1,453
保険料	11,708	8,895	2,813
租税公課	372,843	435,735	△ 62,892
支払負担金	8,172,598	9,268,136	△ 1,095,538
委託費	262,131	251,214	10,917
手数料	12,243	10,164	2,079
賞与引当金繰入	661,400	250,100	411,300
経常費用計	399,707,222	294,555,915	105,151,307
当期経常増減額	△ 118,629,255	△ 29,873,847	△ 88,755,408
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 受取寄付金	100,000,000	0	100,000,000
受取寄付金等振替額	100,000,000	0	100,000,000
経常外収益計	100,000,000	0	100,000,000
(2) 経常外費用			
① 固定資産除却費	0	1	△ 1
車両運搬具除却費	0	1	△ 1
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	100,000,000	△ 1	100,000,001
当期一般正味財産増減額	△ 18,629,255	△ 29,873,848	11,244,593
一般正味財産期首残高	1,367,358,469	1,397,232,317	△ 29,873,848
一般正味財産期末残高	1,348,729,214	1,367,358,469	△ 18,629,255
II 指定正味財産増減の部			
① 一般正味財産への振替額	109,268,485	9,268,485	100,000,000
一般正味財産への振替額	109,268,485	9,268,485	100,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 109,268,485	△ 9,268,485	△ 100,000,000
指定正味財産期首残高	850,753,895	860,022,380	△ 9,268,485
指定正味財産期末残高	741,485,410	850,753,895	△ 109,268,485
III 正味財産期末残高	2,090,214,624	2,218,112,364	△ 127,897,740

正味財産増減計算書内訳表  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	2,648,534	2,648,534
基本財産受取利息	0	0	2,648,534	2,648,534
② 特定資産運用益	0	188,394	0	188,394
特定資産受取利息	0	188,394	0	188,394
③ 事業収益	0	237,224,091	0	237,224,091
事業収益	0	71,027,062	0	71,027,062
受託事業収益	0	137,114,105	0	137,114,105
家賃収益	0	29,082,924	0	29,082,924
④ 受取補助金等	0	9,268,485	18,733,242	28,001,727
受取地方公共団体補助金	0	0	18,733,242	18,733,242
受取補助金等振替額	0	9,268,485	0	9,268,485
⑤ 受取負担金	0	9,801,183	0	9,801,183
受取負担金	0	9,801,183	0	9,801,183
⑥ 雑収益	0	2,292,298	52,040	2,344,338
雑収益	0	2,292,298	52,040	2,344,338
⑦ 引当金取崩益	0	619,600	250,100	869,700
賞与引当金取崩益	0	619,600	250,100	869,700
経常収益計	0	259,394,051	21,683,916	281,077,967
(2) 経常費用				
① 事業費	101,000,000	277,256,727	0	378,256,727
報酬	0	59,087,568	0	59,087,568
退職給付費用	0	1,206,125	0	1,206,125
法定福利費	0	9,590,166	0	9,590,166
厚生費	0	158,776	0	158,776
旅費交通費	0	1,146	0	1,146
通信運搬費	0	1,273,611	0	1,273,611
消耗什器備品費	0	60,000	0	60,000
消耗品費	0	27,095,723	0	27,095,723
修繕費	0	8,298,172	0	8,298,172
印刷製本費	0	224,826	0	224,826
燃料費	0	547,832	0	547,832
光熱水料費	0	13,670,488	0	13,670,488
使用料及び賃借料	0	31,322,276	0	31,322,276
保険料	0	2,302,482	0	2,302,482
租税公課	0	18,130,604	0	18,130,604
支払負担金	0	2,871,562	0	2,871,562
支払寄付金	101,000,000	0	0	101,000,000
委託費	0	55,027,750	0	55,027,750
手数料	0	472,037	0	472,037
雑費	0	52,125	0	52,125
減価償却費	0	45,258,758	0	45,258,758
賞与引当金繰入	0	604,700	0	604,700

正味財産増減計算書内訳表  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	21,450,495	21,450,495
報酬	0	0	9,812,655	9,812,655
法定福利費	0	0	1,711,785	1,711,785
厚生費	0	0	40,171	40,171
旅費交通費	0	0	134	134
通信運搬費	0	0	16,167	16,167
消耗品費	0	0	30,684	30,684
修繕費	0	0	2,633	2,633
印刷製本費	0	0	3,534	3,534
燃料費	0	0	3,931	3,931
光熱水料費	0	0	61,091	61,091
使用料及び賃借料	0	0	274,787	274,787
保険料	0	0	11,708	11,708
租税公課	0	0	372,843	372,843
支払負担金	0	0	8,172,598	8,172,598
委託費	0	0	262,131	262,131
手数料	0	0	12,243	12,243
賞与引当金繰入	0	0	661,400	661,400
経常費用計	101,000,000	277,256,727	21,450,495	399,707,222
当期経常増減額	△ 101,000,000	△ 17,862,676	233,421	△ 118,629,255
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取寄付金	0	0	100,000,000	100,000,000
受取寄付金等振替額	0	0	100,000,000	100,000,000
経常外収益計	0	0	100,000,000	100,000,000
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	100,000,000	100,000,000
当期一般正味財産増減額	△ 101,000,000	△ 17,862,676	100,233,421	△ 18,629,255
一般正味財産期首残高	△ 7,000,000	1,364,017,562	10,340,907	1,367,358,469
一般正味財産期末残高	△ 108,000,000	1,346,154,886	110,574,328	1,348,729,214
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,268,485	100,000,000	109,268,485
一般正味財産への振替額	0	9,268,485	100,000,000	109,268,485
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,268,485	△ 100,000,000	△ 109,268,485
指定正味財産期首残高	0	340,753,895	510,000,000	850,753,895
指定正味財産期末残高	0	331,485,410	410,000,000	741,485,410
III 正味財産期末残高	△ 108,000,000	1,677,640,296	520,574,328	2,090,214,624



# 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金	1,417,220	912,920	504,300
普通預金	390,537,133	358,820,292	31,716,841
未収金	2,160,540	2,382,191	△ 221,651
前払金	1,938	0	1,938
流動資産合計	394,116,831	362,115,403	32,001,428
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	1,372,289	1,586,292	△ 214,003
投資有価証券	408,627,711	508,413,708	△ 99,785,997
基本財産合計	410,000,000	510,000,000	△ 100,000,000
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	12,521,665	11,315,540	1,206,125
減価償却引当資産	287,901,839	285,901,839	2,000,000
保証金積立資産	2,993,522	2,993,522	0
運用財産積立資産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産－建物	497,581,497	512,060,643	△ 14,479,146
特定資産－構築物	1	1	0
特定資産合計	803,998,524	815,271,545	△ 11,273,021
(3) その他固定資産			
土地	168,289,519	168,289,519	0
建物	365,990,744	391,902,901	△ 25,912,157
建物付属設備	16,166,738	18,654,268	△ 2,487,530
構築物	625,016	768,469	△ 143,453
機械装置	30,690	64,170	△ 33,480
什器備品	821,136	8	821,128
リース資産	3,150,180	5,250,300	△ 2,100,120
その他固定資産合計	555,074,023	584,929,635	△ 29,855,612
固定資産合計	1,769,072,547	1,910,201,180	△ 141,128,633
資産合計	2,163,189,378	2,272,316,583	△ 109,127,205
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	49,568,155	30,859,737	18,708,418
前受金	2,160,244	2,016,678	143,566
預り金	1,314,888	898,742	416,146
賞与引当金	1,266,100	869,700	396,400
流動負債合計	54,309,387	34,644,857	19,664,530
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,521,665	11,315,540	1,206,125
受入保証金	2,993,522	2,993,522	0
リース債務	3,150,180	5,250,300	△ 2,100,120
固定負債合計	18,665,367	19,559,362	△ 893,995
負債合計	72,974,754	54,204,219	18,770,535
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	331,485,410	340,753,895	△ 9,268,485
寄付金	410,000,000	510,000,000	△ 100,000,000
指定正味財産合計	741,485,410	850,753,895	△ 109,268,485
(うち基本財産への充当額)	(410,000,000)	(510,000,000)	(△ 100,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(331,485,410)	(340,753,895)	(△ 9,268,485)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	1,348,729,214	1,367,358,469	△ 18,629,255
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(456,997,927)	(460,208,588)	(△ 3,210,661)
正味財産合計	2,090,214,624	2,218,112,364	△ 127,897,740
負債及び正味財産合計	2,163,189,378	2,272,316,583	△ 109,127,205

(貸借対照表に関する注記)  
実施事業資産はなし。

一般財団法人 西宮市都市整備公社  
令和6年度 事業計画書

I 自主事業

1 西宮浜産業交流会館管理事業

2 不動産賃貸事業

- (1) 甲子園浜海浜公園便益施設
- (2) サーファー施設
- (3) J R 西宮南駐輪場

3 駐車場事業

公共駐車場の管理運営

J R 西宮駅南公共駐車場	収容台数	:	153 台
西宮浜産業交流会館駐車場	収容台数	:	93 台
甲子園浜海浜公園駐車場			
東駐車場	収容台数	:	132 台
西駐車場	収容台数	:	73 台
今津浜公園駐車場	収容台数	:	93 台

4 テニスコート及び会議室等事業

テニスコート・会議室等の管理運営

II 受託事業

斎園事業

満池谷斎場の管理運営

葬儀サービス及び各種葬祭用品の販売等

III 特定寄付

西宮市への寄付

# 収支（正味財産増減）予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	1,875	1,875
基本財産受取利息	0	0	1,875	1,875
② 特定資産運用益	0	382	0	382
特定資産受取利息	0	382	0	382
③ 事業収益	0	263,272	0	263,272
事業収益	0	70,724	0	70,724
受託事業収益	0	163,466	0	163,466
家賃収益	0	29,082	0	29,082
④ 受取補助金等	0	9,269	18,962	28,231
受取地方公共団体補助金	0	0	18,962	18,962
受取補助金等振替額	0	9,269	0	9,269
⑤ 受取負担金	0	12,528	0	12,528
受取負担金	0	12,528	0	12,528
⑥ 雑収益	0	2,185	57	2,242
雑収益	0	2,185	57	2,242
⑦ 引当金取崩益	0	605	662	1,267
賞与引当金取崩益	0	605	662	1,267
経常収益計	0	288,241	21,556	309,797
(2) 経常費用				
① 事業費	101,000	321,018	0	422,018
報酬	0	70,013	0	70,013
退職給付費用	0	1,335	0	1,335
法定福利費	0	12,162	0	12,162
厚生費	0	251	0	251
旅費交通費	0	55	0	55
通信運搬費	0	1,438	0	1,438
消耗什器備品費	0	1,134	0	1,134
消耗品費	0	31,793	0	31,793
修繕費	0	17,654	0	17,654
印刷製本費	0	579	0	579
燃料費	0	709	0	709
光熱水料費	0	22,383	0	22,383
使用料及び賃借料	0	36,309	0	36,309
保険料	0	2,583	0	2,583
租税公課	0	21,781	0	21,781
支払負担金	0	4,502	0	4,502
支払寄付金	101,000	0	0	101,000
委託費	0	45,687	0	45,687
手数料	0	732	0	732
雑費	0	350	0	350
減価償却費	0	44,747	0	44,747
賞与引当金繰入	0	4,821	0	4,821

## 収支（正味財産増減）予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：千円）

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合計
② 管理費	0	0	22,422	22,422
報酬	0	0	9,864	9,864
報償費	0	0	200	200
法定福利費	0	0	1,837	1,837
厚生費	0	0	97	97
旅費交通費	0	0	79	79
交際費	0	0	80	80
通信運搬費	0	0	39	39
消耗什器備品費	0	0	122	122
消耗品費	0	0	157	157
修繕費	0	0	12	12
印刷製本費	0	0	6	6
燃料費	0	0	7	7
光熱水料費	0	0	97	97
使用料及び賃借料	0	0	270	270
保険料	0	0	13	13
租税公課	0	0	288	288
支払負担金	0	0	8,259	8,259
委託費	0	0	307	307
手数料	0	0	13	13
賞与引当金繰入	0	0	675	675
経常費用計	101,000	321,018	22,422	444,440
当期経常増減額	△ 101,000	△ 32,777	△ 866	△ 134,643
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 受取寄付金	0	0	100,000	100,000
受取寄付金等振替額	0	0	100,000	100,000
経常外収益計	0	0	100,000	100,000
当期経常外増減額	0	0	100,000	100,000
当期一般正味財産増減額	△ 101,000	△ 32,777	99,134	△ 34,643
一般正味財産期首残高	△ 108,000	1,322,964	109,690	1,324,654
一般正味財産期末残高	△ 209,000	1,290,187	208,824	1,290,011
II 指定正味財産増減の部				
① 一般正味財産への振替額	0	9,269	100,000	109,269
一般正味財産への振替額	0	9,269	100,000	109,269
当期指定正味財産増減額	0	△ 9,269	△ 100,000	△ 109,269
指定正味財産期首残高	0	331,485	410,000	741,485
指定正味財産期末残高	0	322,216	310,000	632,216
III 正味財産期末残高	△ 209,000	1,612,403	518,824	1,922,227

西宮市障害福祉推進計画の策定報告の件

西宮市障害福祉推進計画を策定したので報告する。

令和6年6月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

(参考)

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

第11条

- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。